消防予第 80 号 平成29年3月31日

各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁予防課長 (公印省略)

消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について(通知)

消防用設備等の試験及び点検については、「消防用設備等の試験基準の全部改正について」(平成14年9月30日付け消防予第282号。以下「試験基準」という。)及び「消防用設備等の点検要領の全部改正について」(平成14年6月11日付け消防予第172号。以下「点検要領」という。)により運用いただいているところですが、今般、消防庁で開催している「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」における検討結果等を踏まえ、試験基準及び点検要領の一部を下記のとおり改正しましたので通知します。貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても周知されますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助 言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 試験基準の一部改正について

「第 14 消防機関へ通報する火災報知設備の試験基準」を別紙1のとおり改めたこと。

第2 点検要領の一部改正について

「第 11 自動火災報知設備」、「第 16 誘導灯」、「第 31 共同住宅用自動火災報知設備」、「第 32 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備」、「第 33 特定小規模施設用自動火災報知設備」、「第 35 複合型居住施設用自動火災報知設備」を別紙 2 のとおり改めたこと。

消防庁予防課設備係

担当:四維、田中、千葉、坂井

TEL: 03-5253-7523 FAX: 03-5253-7533

消防用設備等の試験基準

- 第1 消火器具の試験基準
- 第2 屋内消火栓設備の試験基準
- 第3 スプリンクラー設備の試験基準
- 第4 水噴霧消火設備の試験基準
- 第5 泡消火設備の試験基準
- 第6 不活性ガス消火設備の試験基準
- 第7 ハロゲン化物消火設備の試験基準
- 第8 粉末消火設備の試験基準
- 第9 屋外消火栓設備の試験基準
- 第10 動力消防ポンプ設備の試験基準
- 第11 自動火災報知設備の試験基準
- 第12 ガス漏れ火災警報設備の試験基準
- 第13 漏電火災警報器の試験基準
- 第14 消防機関へ通報する火災報知設備の試験基準
- 第15 非常警報設備の試験基準
- 第16 避難器具の試験基準
- 第17 誘導灯及び誘導標識の試験基準
- 第18 消防用水の試験基準
- 第19 排煙設備の試験基準
- 第20 連結散水設備の試験基準
- 第21 連結送水管(共同住宅用連結送水管)の試験基準
- 第22 非常コンセント設備(共同住宅用非常コンセント設備)の試験基準
- 第23 無線通信補助設備の試験基準
- 第24 非常電源(高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備)の試験基準
- 第25 非常電源(低圧で受電する非常電源専用受電設備(配・分電盤等))の試験基準
- 第26 非常電源(自家発電設備)の試験基準
- 第27 非常電源(蓄電池設備)の試験基準
- 第27の2 非常電源(燃料電池設備)の試験基準
- 第28 配線の試験基準
- 第29 総合操作盤の試験基準
- 第30 パッケージ型消火設備の試験基準
- 第31 パッケージ型自動消火設備の試験基準
- 第32 共同住宅用スプリンクラー設備の試験基準
- 第33 共同住宅用自動火災報知設備の試験基準
- 第34 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の試験基準
- 第35 特定小規模施設用自動火災報知設備の試験基準
- 第36 加圧防排煙設備の試験基準
- 第37 複合型居住施設用自動火災報知設備の試験基準
- 第38 特定駐車場用泡消火設備の試験基準

第14 消防機関へ通報する火災報知設備

消防機関へ通報する火災報知設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

	試 験	項目		試	験	方	法		合 否	Ø	判	定	基	準	
火本災通	体 設置	•	置 場 が 状 に 形 に 状 に れ に れ に れ に れ に れ に れ に れ に れ に れ	目視により	確認する	, o		a 防災センター等 b 温度、湿度、 種 設けてあること。 c 機器が損傷を受 操作上又は点検 ること。	新撃、振動等 受けるおそれ 二支障となり	によりれ いのない かない位は	機器の機場所に認置で、カ	けてあって、操	ること。)	
報	構		性能	目視により	確認する	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		機能に影響を及ぼ a 消防庁長官が対 庁長官が登録する b 手動起動装置に	Eめる基準に 6登録認定機 には、誤操作	- 適合す。 送関の認定 - を防止・	るもので 定を受け するため	ごあるこ け、その	と、又(表示が)	貼付され	hていること。
装								c 機器の各部に変 d 電源監視装置に e 電話回線等の技 f ヒューズ等は、 と。	は正常である 接続が確実で	こと。 であるこ	と。	にゆるす	きないよ	こうに取	いり付けてあるこ
置	取	扱 表	示等	目視により	確認する	,)		g 接地端子が設し a 取扱方法の概要							
								ていること。 b 操作部分にあっ えないように表示	示されている	こと。			部分又に	はその原	司辺部に容易に 消
	予	1	品 等	目視により		-		所定の予備品、回	回路図等が備	أえられ`	ているこ	_と。			
	電源	常用		目視により	確認する	· > °		電源の容量が適コ		• 0					
		予備種						密閉型蓄電池であ							
		電源設	: 置 状 況					a 配線は、確実は b 蓄電池に変形、			いこと。				
遠隔起! 等(遠 装置等	隔起動 等 を有す	場所設	置場所	目視により	確認する	<i>,</i>		a 温度、湿度、値 設けてあること。 b 機器が損傷を受						けるお	それのない場所に
るもの(る。)	こ限		囲の状況 操作性					操作上又は点検」 ること。	- 支障となり	ない位は	置で、カ	って、操	作等に	必要な2	空間が保有してあ
		設	置状況					機能に支障を及る	ぎすことがた	いよう	設置され	ている	こと。		
	構	造 •	性能	目視により	確認する) 。		a 手動起動装置に b 機器の各部に変			,	かの措置	が講じ	られてい	いること。

				取	扱	表	示	等	目視により確認する。	c 配線等の接続が確実であること。 d ヒューズ等は、容量が適切であり、容易にゆるまないように取り付けてあること。 e 接地端子が設けられているものは、適切な接地が施されていること。 f 機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置が設けられていないこと。 a 変形、損傷、腐食等がないこと。 b 操作部分にあっては、名称及び操作内容が、当該部分又はその周辺部に容易に消えないように表示されていること。
		線 終	啎	+歩	`#.			能	目視により確認する。	c 特定火災通報装置については、特定火災通報装置である旨が見やすい箇所に容易 に消えないように表示されていること。 a 機器の各部に変形、損傷等がないこと。
			等	件	坦	•	1生	月丘	日祝により催認りる。	a 機器の各部に変形、損傷等がないこと。 b 電源監視装置は正常であること。 c 電話回線等の接続が確実であること。 d 接地端子が設けられているものは、適切な接地が施されていること。
				電		常 子 電 源	種	意 源別量状況	目視により確認する。	電源の容量が適正であること。 密閉型蓄電池であること。 a 配線は、確実にされていること。 b 蓄電池に変形、損傷、腐食等がないこと。
その	発	信	機	設	置	場	所	等	目視により確認する。	次のいずれかの場所に設けてあること。 a 多数の者が目にふれやすく、かつ、火災に際し速やかに操作することができる箇所 b 防災センター等
他				操		作		部	目視及びスケール等を用いて確認す る。	a 押しボタンは、床面又は地盤面から0.8m以上1.5m以下の高さに容易に操作できるように設けてあること。 b 押しボタンの前面には、保護板が操作上支障のないように有効に設けてあること。
				構	造	•	性	能	目視により確認する。	a 検定品であること。 b 機器の各部に変形、損傷、腐食等がないこと。
				予	ſī	崩	品	等	目視により確認する。	所定の予備品、回路図等が備えられていること。
	標		識	標		識		板	目視により確認する。	a 発信機の直近には、標識板が設けてあること。 b 発信機の付近に常夜灯が設けられていないときは、標識灯とし、発信機の直近に 設けてあること。

イ 機能試験

	試!	験 項	目	試	験	方	法			合	否	\mathcal{O}	判	定	基	準		
,	通報試験	起動機能	手動起動装	手動起動装	置を操	作して、	試験装置の	a 2	火災通報装置	置が作動	したこ	とを可	見表示ス	スは 可聴	音で確	認できる	こと。	
			置	消防機関側電	話機で	起動信息	号の送出を確	b ì	選択信号(1	19番)に	は、10PF	PS若し	くは20P	PSのダ	イヤルハ	ペルス又に	は押しボタン	ンダ
Ş	K			認する。				イ・	ヤル信号のい	ずれか	である。	こと。						

通		連動起動機 能(自動火		a 火災通報装置が作動したことを可視表示又は可聴音で確認できること。 b 選択番号(119番)は、10PPS若しくは20PPSのダイヤルパルス又は押しボタンダ
報			側電話機で起動信号の送出を確認する。	イヤル信号のいずれかであること。
装		と運動する 火災通報装 置に限る。)		
置		遠隔起動装 置		a 火災通報装置が作動したことを可視表示又は可聴音で確認できること。 b 選択番号 (119番) は、10PPS若しくは20PPSのダイヤルパルス又は押しボタンダイヤル信号のいずれかであること。
	※ 優 先 :	通報機能		と。本体に接続されている電話機が使用中の時は強制的に切断し、優先的に接続さ
	※ 通 報 頭	は出し機能	手動起動装置の操作及び連動起動機能 (自動火災報知設備と連動する火災通報 装置に限る。)により起動させて、試験装 置の消防機関側電話機で応答し、通報の 開始状況を確認する。	蓄積音声情報が常に冒頭から始まるか又は一区切りの蓄積音声情報を全て聞き取ることができるよう措置されていること。
	(自動火災	報知設備と連	連動起動機能により起動させ、蓄積音 声情報を送出している間に手動起動装置 を操作して確認する。	手動起動装置を操作後、直ちに又は連動起動機能による一区切りの蓄積音声情報を送出した後、手動起動装置の操作による蓄積音声情報が送出できること。
	蓄積音	声情報	手動起動装置の操作及び連動起動機能 (自動火災報知設備と連動する火災通報 装置に限る。)により起動させて、確認す る。	※a 蓄積音声情報が、選択信号送出後自動的に送出されること。 b 蓄積音声情報は、次によること。 ※(a) 通報信号音及び音声情報により構成されるものであること。 (b) 通報信号音及び音声情報は、次の①又は②に掲げる場合に応じ、当該ア及びイに定めるところによること。 ① 手動起動装置の操作により起動された場合 ※ア 通報信号音は、基本周波数が概ね800Hzの単音を3音連続したものを2回反復したものであること。 イ 音声情報は、火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容であること。 ② 連動起動機能により起動された場合 ※ア 通報信号音は、基本周波数が440Hz以上の単音を2音連続したものを2回反復したものであること。また、第2音の周波数が第1音の周波数の概ね6分の5であること。また、第2音の周波数が第1音の周波数の概ね6分の5であること。 イ 音声情報は、自動火災報知設備が作動した旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容であること。 ※(c) 一区切りの蓄積音声情報は30秒以内であること。

	※ 再 呼	出し機能	消防機関側の電話機を通話中の状態にし、手動起動装置の操作又は連動起動機能(自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。)により起動させて、起動状況を確認する。	(d) 音声は電子回路により合成した女声とし、発声が明瞭で語尾を明確に強調した口調であること。 ※(e) 蓄積音声情報は、ROM等に記憶させてあること。 c 電話回線に選択信号又は蓄積音声情報を送出している間、選択信号にあっては信号音、蓄積音声情報にあっては音声等をモニター用スピーカーで確認できること。 自動的に再呼出しすること。
※通話試験	等(特定	報送出後の 呼返し状況	手動起動装置の操作又は連動起動機能 (自動火災報知設備と連動する火災通報 装置に限る。)により起動させて、一区切 りの蓄積音声情報を送出した後、自動的 に10秒間電話回線を開放し、試験装置の 消防機関側から呼返し信号を送出し、応 答状況を確認する。	
		不応答時の 通報継続状 況	手動起動装置の操作又は連動起動機能 (自動火災報知設備と連動する火災通報 装置に限る。)により起動させて、一区切 りの蓄積音声情報を送出したままの状態 とする。	火災通報装置から継続して蓄積音声情報を送出すること。
		切 替 状 況	手動起動装置の操作又は連動起動機能 (自動火災報知設備と連動する火災通報 装置に限る。)により起動させて、蓄積音 声情報を通報中に、手動操作により、電 話回線を送受話器側に切替える。	
			手動起動装置の操作又は連動起動機能 (自動火災報知設備と連動する火災通報 装置に限る。)により起動させて、蓄積音 声情報を通報中に強制的に電話回線を開 放し、試験装置の消防機関側の電話機か ら呼返し信号を送出する。	呼返し信号を受信し可聴音により表示し、試験装置の消防機関側の電話機と火災通報装置側の電話機の間で相互通話することができること。
	等(特定		手動起動装置の操作又は連動起動機能 (自動火災報知設備と連動する火災通報 装置に限る。)により起動させて、蓄積音 声情報を送出した後、自動的にハンズフ リー通話状態に移行すること及び通話状 況を確認する。	

	1	l				
			切 替	* 状 況	手動起動装置の操作又は連動起動機能	手動操作により、蓄積音声情報の通報が停止され、試験装置の消防機関側の電話
					(自動火災報知設備と連動する火災通報	機とハンズフリー通話機能による通話ができること。
					装置に限る。) により起動させて、蓄積音	
					声情報を通報中に、手動操作により、電	
					話回線を送受話器側に切替える。	
			帝 紅	回始の		
				回線の		通報中に電話回線が開放されないこと。
			保持	* 状 况	ことを確認する。	
		モ ニ	ター	機能	電話回線を捕捉せずに手動起動装置の	選択信号の送出及び蓄積音声情報の内容をモニター用スピーカーで確認できるこ
					操作及び連動起動機能(自動火災報知設	と。
					備と連動する火災通報装置に限る。)によ	
					る起動で確認する。	
	電源試験	電源の	自動切	替機能	主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替え機能が正常であること。
		電		圧	予備電源の電圧を測定する。	電圧が所定の範囲内であること。
そ	作	助	試	験	(1) 発信機のボタンを押し、受信機への	a 火災信号の受信完了までの所要時間(記録式の場合、同じ信号を2回記録するま
					送信状況及び音響装置の作動状況を確	での所要時間)は、20秒以内であること。
の					認する。	b 音響装置が正常に作動すること。
					(2) 自動火災報知設備の感知器の作動等	
他					と連動して(自動火災報知設備と連動	
					する消防機関へ通報する火災報知設備	
					のうち火災通報装置以外のものに限	
					る。)起動させ、受信機への送信状況及	
					び音響装置の作動状況を確認する。	
					い日音表直いTF動仏仇を唯祕りる。	

- 備考 1 火災通報装置の機能試験に用いる試験装置は、所定の性能を有していること。
 - 2 試験装置の使用の際には、当該防火対象物の電話回線の選択信号と合わせること。
 - 3 試験終了後、電話回線に接続する場合には装置本体が復旧していることを確認すること。
 - 4 ※印の試験は、「火災通報装置の基準」(平成8年消防庁告示第1号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されたものにあっては、省略することができる。

消防用設備等の点検要領

- 第1 消火器具
- 第2 屋内消火栓設備
- 第3 スプリンクラー設備
- 第4 水噴霧消火設備
- 第5 泡消火設備
- 第6 不活性ガス消火設備
- 第7 ハロゲン化物消火設備
- 第8 粉末消火設備
- 第9 屋外消火栓設備
- 第10 動力消防ポンプ設備
- 第11 自動火災報知設備
- 第11の2 ガス漏れ火災警報設備
- 第12 漏電火災警報器
- 第13 消防機関へ通報する火災報知設備
- 第14 非常警報器具及び設備
- 第15 避難器具
- 第16 誘導灯及び誘導標識
- 第17 消防用水
- 第18 排煙設備
- 第19 連結散水設備
- 第20 連結送水管(共同住宅用連結送水管)
- 第21 非常コンセント設備(共同住宅用非常コンセント設備)
- 第22 無線通信補助設備
- 第23 非常電源(非常電源専用受電設備)
- 第24 非常電源(自家発電設備)
- 第25 非常電源(蓄電池設備)
- 第25の2 非常電源 (燃料電池設備)
- 第26 配線
- 第27 総合操作盤
- 第28 パッケージ型消火設備
- 第29 パッケージ型自動消火設備
- 第30 共同住宅用スプリンクラー設備
- 第31 共同住宅用自動火災報知設備
- 第32 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
- 第33 特定小規模施設用自動火災報知設備
- 第34 加圧防排煙設備
- 第35 複合型居住施設用自動火災報知設備
- 第36 特定駐車場用泡消火設備

第11 自動火災報知設備

1 一般的留意事項

- (1) 自動火災報知設備の点検に先立って、他の設備(消火設備、放送設備、防排煙設備等)との連動回路を遮断し、点検終了後はこれらを復元すること。
- (2) 火災表示等の点検において、鳴動を確認した後に鳴動停止にする場合には、点検終了後はこれを復元すること。
- (3) 予備電源が非常電源の容量を上まわる場合は、非常電源に替えることができる。
- (4) 感知器の作動試験は、蓄積機能を有する回線に接続されているものは、当該蓄積機能を解除して行ってもよい。 点検終了後はこれを復元すること。
- (5) 自動試験機能を有するものは、当該試験機能に係る項目については記録装置の記録により確認する。
- (6) 「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について(通知)」(平成7年 消防予第220号)の4、その他の(1)により、自動試験機能付き又は遠隔機能付き自動火災報知設備が設置されている場合は、「共同住宅用自動火災報知設備」により点検することができるものであること。
- (7) 感知器の作動時間等の判定については、「消防用設備等に係る執務資料の送付について(通知)」(平成10年 消防予第67号)を参照すること。

2 機器点検

点	検	項	目	点検	方 法	判 定 方 法 (留 意 事 項 は ※ で 示 す 。)
予備電源及	び非常電源	外	形	目視により確認する。		ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。
(内蔵型の	ものに限り、					イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
電源に電池	を用いてお					※ 使用期間の表記がある部品等に関しては、期限の確認をすること。
り、かつ、	当該電池を非	表	示			受信機に表示されている種別、定格容量、定格電圧等が適正に表示されているこ
常電源とし	ている場合					と。
を除く。)		端子電圧(自動	動試験機能を	予備電源試験スイッチ	チ等を操作し、表示	表示灯の点灯状況、電圧等が適正に標示されること。
		有する自動火	災報知設備を	灯、電圧計等により確	産認する。	※ 表示の点灯状況、電圧計等の標示が適正でない場合には、充電不足、充電装
		除く。)				置、電圧計の故障等が考えられるので注意すること。
		切替装置(自動	動試験機能を	常用電源回路のスイッ	ッチを遮断すること	常用電源を停電状態にしたとき、自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、
		有する自動火気	災報知設備を	等により確認する。		常用電源が復旧したとき自動的に常用電源に切り替わること。
		除く。)				
		充電装置(自動	動試験機能を	目視等により確認する) _o	変形、損傷、著しい腐食、異常な発熱等がないこと。
		有する自動火気	災報知設備を			※ 充電回路で抵抗器が使用されているものにあっては、高温となる場合がある
		除く。)				ので、発熱のみで判定するのではなく、変色等がないかどうかを確認すること。
		結線接続(自動	動試験機能を	目視及びドライバー等	斧により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
		有する自動火気	災報知設備を			
		除く。)				
受信機及	び中継器	周囲の) 状況	目視により確認する。		常時人がいる場所であり(中継器を除く。)、使用上及び点検上必要な空間が確保
						されていること。
		外	形			変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		表	示			ア 検定合格証が貼付されていること。
						イ 銘板等に規定の表示がなされていること。
						ウ 銘板等がはがれていなく、かつ、名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。
						エ 第11-1図の例に示すスイッチ等の銘板の表示が適正にされていること。

			交流電源灯 スイッチ注意灯 発信機灯 電話灯 電話灯 注意音響停止スイッチ 地区音響 時停止スイッチ 大災復旧スイッチ 大災復日スイッチ 大災自動試験スイッチ 日線選択スイッチ 日線選択スイッチ
			電話ジャック 蓄積解除状態灯 蓄積解除スイッチ 自動/試験復旧スイッチ 第 11-1 図 P型 1 級受信機の例
	警戒区域の表示装置		汚損、不鮮明な部分等がないこと。
	電圧計	目視及び計器等により確認する。	ア変形、損傷等がないこと。
			イ 電圧計の指示値が所定の範囲内であること。
			ウ 電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
	ス イ ッ チ 類	目視、ドライバー等及び開閉操作により	ア 端子の緩み等がなく、発熱していないこと。
		確認する。	イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。
	ヒューズ類	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 回路図・基盤等に表示された種類及び容量のものが使用されていること。
	継電器(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)	目視及び試験等により確認する。	ア 脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ 確実に作動すること。
	表 示 灯	スイッチ等の操作により確認する。	輝度の低下が無く、点灯等が確認でき、文字等も判読できること。
	通 話 装 置	送受話器の操作により確認する。	ア 発信機等側の送受話器を操作して、受信機側を呼び出し明瞭に同時通話ができること。 イ 2以上の受信機が設けられている場合は、明瞭に相互間の通話ができること。 ※ T型発信機を接続する受信機は、2回線以上が同時に作動したとき、通話すべき発信機を任意に選択することができ、かつ、遮断された回線におけるT型発信機の話中音が流れること。
	結線接続(自動試験機能を 有する自動火災報知設備を 除く。)	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	接地	目視、回路計及びドライバー等により確 認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
	附 属 装 置	火災表示試験及び注意表示試験(アナロ	ア 表示機等への火災信号又は火災情報信号(アナログ式のもので火災情報信号
		グ式のもので火災情報信号が移報される	が移報されるものに限る。)の移報が正常に行われること。
1			

			ものに限る。)を行い、移報を確認する。	イ 相互に機能障害がないこと。 ※ 附属装置として、消火設備、非常用放送設備、防排煙設備等があるので点検 時には十分注意して行うこと。
(自 機能 る自	自動試験 指動 有	審 積 式 アナログ式 二信 号 式 そ の 他	火災試験を行い確認する。	ア 火災灯、地区表示装置の点灯及び主音響装置の鳴動並びに自己保持機能が正常であること。 イ 蓄積式受信機にあっては、前アによるほか、蓄積の測定時間は、受信機で設定された時間に5秒を加えた時間以内であること。 ウ 二信号式受信機にあっては、前アによるほか、次によること。 (7) 第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。 (4) 第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。 ※(7) 回線別に蓄積機能を有しているものは、回線別に点検する。 (4) P型3級、GP型3級受信機及び二信号式受信機の第一信号による火災表示は、自己保持機能がないものもあるので注意すること。 (ウ) 1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。
動火動試	意表示(アナ 火災報知設備 試験機能を有 限る。)	のうち、自	注意表示試験を行い確認する。	注意灯及び地区表示装置の点灯並びに音響装置の鳴動が正常であること。 ※ 1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。
災率 って 及ひ	格導通(無線 報知設備のう て信号を送受 び常時断線監 る自動火災報)	ち無線によ 信する部分 視機能を有	回路導通試験を行い確認する。(回路導通 試験装置のあるものに限る。)	ア 試験用計器の指示値が所定の範囲内であること。 イ 導通表示灯等によるものにあっては点灯等すること。 ※(ア) 断線表示灯によるものは、断線時に点灯するので注意すること。(イ) 常時断線監視方式は、回線を断線状態とし、機能の確認をすること。
設定 式 <i>の</i> る。)	定表示温度等 の自動火災報	知設備に限	所定の操作により確認する。 所定の外部試験器により操作を行い、確	ア 設定表示温度等が表示温度等設定一覧図に示されているものと同じであること。 イ 表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。 感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。
災報	試験機能を有限知設備に限	る。)	認する。	
予	備	品等	目視により確認する。	ア ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書及び警戒区域一覧図その他 必要なものが備えてあること。 イ 表示温度等設定一覧図(アナログ式に限る。)、システムブロック図(自動試験機能を有するものに限る。)が備えてあること。

感	外					形	目視により確認する。	変形、損傷、脱	落、著しい腐食等がないこ	٤.	
知	警 戒 状 没	元 未	警	戒	部	分		設置後の用途変	更、間仕切変更等による未	警戒の部分がないこと。	0
器		感	知		区	域		ア 感知区域の	面積及び取付け面の高さに	応じた感知器の種別及	び個数が設置さ
								れていること	0		
								イ 炎感知器の	場合は監視空間又は監視距	離が適正であること。	
		適		応		性		設置場所に適応	する感知器が設けられてい	ること。	
									ほか、非火災報又は感知の		
									ては、「自動火災報知設備の		
									F12月6日付け消防予第2		らこと。
		機	能		障	害			カバー等がされていないこ	*	
									型感知器にあっては、受光	部に機能障害を及ぼす	おそれのある日
								光の入射等が	- 0		
									あっては、機能障害を及ぼ	すおそれのある障害物	、日光の人射等
								がないこと。	により感知障害となる熱気		7 + 0 + 5 + 1 > -
								上、保険管へ寺	により恩和悼古となる恋気	加入は定り加動を奶り	2 800 かないこ
								-	景で道路の用に供される部分	予以外に設けられるもσ)にあってけ 辟
									区画された区域ごとに、当		· ·
									分から当該感知器までの距		
								に設けて	あること。		
								(イ) 炎感知器	器で道路の用に供される部分	分に設けられるものにあ	あっては、道路面
								(監視員	通路が設けられている場合	·にあっては、当該通路	面)からの高さ
								1.0m以_	上 1.5m以下の部分に設けて	こあること。	
	熱感知器(自動		ポ	ツ	卜	型	(1) 差動式、定温式(再用型)及び熱ア	ア 確実に作動	, 4 – 40		
	試験機能若しく						ナログ式		表示が適正であること。	Marie I. I. and a second second	
	は遠隔試験機能						所定の加熱試験器により確認する。		知器の場合は、確認灯が正		
	を有する自動火						(2) 定温式 (非再用型)		ガス等の滞留により引火のお		
	災報知設備に係 る熱感知器又は						警戒区域ごとに設置されている感知		らそれのある場所に設けられ		
	○ 然感知器又は多信号感知器を						器の数に応じて、第11-1表により抜き 取り、再用型の感知器の加熱試験に準じ	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	₹又は回路試験用押しボタン 型感知器は、一度試験を行う	1	
	多信 5 感和 命を 除く。)						取り、丹用生の感知器の加熱試験に辛して確認する。	(1) 弁 _円 用:		と丹及使用できないの	/ 「武禄(1友 (よ材) ロロ
	[%/ \ \ 0)						く 4年中心 チェク。	- > 10 1 / -	っこ。 型感知器の抜き取りは、輪番	そで行い 図面又け占給	表等に抜き取り
									知器の位置を明確にしてお		
									れた場合は、その不良個数		
									第 11-1 表 感知		- •
									感知器の設置個数	抜き取り数	
									1以上10以下	1	
									11 以上 50 以下	2	

1						
				51 以上 100 以下	4	
				101 以上	7	
分 布 型	空気管式	(1) 火災作動試験(空気注入試験) 次により感知器の作動空気圧(空気膨張圧力)に相当する空気量を、空気注入試験器(5cc用、以下「テストポンプ」という。)によって注入し、確認する。 ① 検出部の試験孔にテストポンプを接続し、試験コック等を作動試験位置に合わせる。 ② 検出部に表示されている空気量を空気管に注入する。 ③ 空気を注入してから作動するまでの時間を測定する。 (2) 作動継続試験 火災作動試験により、感知器が作動したときから、復旧するまでの時間を測定し、確認する。	の値であるこ ウ 警戒区域の エ 確認灯付感	び作動継続時間は、検出部	常に点灯又は点滅する ***********************************	こと。
	熱電対式及 び熱半導体 式	(1) 火災作動試験 次により感知器の作動電圧に相当する 電圧を所定のメーターリレー試験器により検出部に印加し、確認する。 ① 試験器のスイッチを作動試験側に 入れ、検出部に接続する。 ② ダイヤルを操作し、検出部に徐々 に電圧を加え、作動したときの作動 電圧値を測定する。 (2) 回路合成抵抗試験 試験器により、試験できるものは、プ	定量は入し、 (イ) 気量に入し、 気量に、(ウ) 測定を作り、 がことにため、 で事がした。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	る空気量は、感知器の感度 の空気を注入するとダイレ た空気がリーク孔を通過験 入した直後すみやかに試験 又は測定した時間が所定の 大幅に異なる場合は、流 どうかを確認のうえ、流 すること。 きの電圧が各検出部に表示 抗値が適正であること。 抗値が適正であること。 対場合は、感熱部の取り であっては、感熱部の にあっては、感知器の加熱試験に準じて	フラムが損傷するのでない構造のものにあったい 構造のものにあった。コック等を定位置に後 範囲外の場合若しくに 管とコックスタンドの 試験及び接点水高試験 されている値の範囲内でいる値以下であるこ 常に点灯又は点滅する さけ面の高さが8m未記	注意すること。 っては、所定の空 環局させること。 は前回の点検時の)接合部の締付け 検を行い確認する 」であること。 」と。 。 。 。 ものものは、差動

	1					
					ラグを検出部に挿入して所定の操作を行	
					う。その他のものは、熱電対回路を検出	
					部端子から切り離し、確認する。	
		感 知	線	型	(1) 感知器の末端に設けた回路試験器	
					を操作し、確認する。	イ 警戒区域の表示が適正であること。
					(2) 感知器回路の配線と感知線の合成	ウ 回路合成抵抗値が感知器に明示されている値以下であること。
					抵抗値を次により確認する。	
					① 受信機の外線をはずし、測定する	
					回路の末端を短絡する。	
					② 回路中の終端抵抗等が挿入されて	
					いるものは、終端抵抗等を短絡する。	
					③ 感知器回路の配線と感知線の合成	
					抵抗値を回路計で測定する。	
	煙感知器(自動	スポ	ット	型	所定の加煙試験器により確認する。	アー確実に作動すること。
	試験機能若しく	分	離	型	所定の減光フィルターにより確認する。	イ 警戒区域の表示が適正であること。
	は遠隔試験機能					ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。
	を有する自動火					※(ア) 加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。
	災報知設備に係					(4) 加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。
	る煙感知器又は					(1)
	多信号感知器を					
	除く。)					
	炎感知器(自動試	 検機能又はi	表隔試験機能	を有	所定の炎感知器用作動試験器により確認	アー確実に作動すること。
	する自動火災報知				する。	イ 警戒区域の表示が適正であること。
	(.)	BX VIII T - VII W) () (() (() () () () () () () () () ()		, 50	ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。
	多信号感知器及び	複合式咸知	哭(自動試験料	総能	熱感知器及び煙感知器の点検方法に準じ	ア確実に作動すること。
	又は遠隔試験機能				て行う。	イ 警戒区域の表示が適正であること。
	に係る多信号感知				(11.)	ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。
	(こ)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)					
	感知器(遠隔試験	総能を有する	、自動火災報知	扣部	受信機もしくは中継器の直接操作又は所	アー確実に作動すること。
	備に限る。)	жп.с п / с) LI 3917 (9CTK)	NH IIV	定の外部試験器により確認する。	イ 警戒区域の表示が適正であること。
発	信機	周 囲	の状	況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	111 1/20	外	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	形		変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
		表		示		ア 押しボタン等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。
		10		/1,		イ 銘板等がはがれていないこと。
		押しボタ	ン及び送受診	壬哭	押しボタン又は送受話器を操作し、確認	ア確実に作動すること。
		11 0 W V	· 及U 应又ii	白口口	する。	/ 確実に下勤すること。 イ 受信機の発信機灯及び区域の表示が適正であること。
					7 ℃	1 支信機の発信機対及び区域の表示が適正であること。 ウ 主音響装置及び地区音響装置が鳴動するか又は放送設備が正常に警報を発す
						ク 主目音表直及び地区目音表直が特勤するが 又は 放送設備が正常に音報を光すること。
						ること。 エ 確認灯のあるものは、確認灯が点灯すること。
		主		,FT	目視により確認する。	ア 変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。
		表	示	刀	日況により傩祕りる。	/ 変形、損傷、脱洛、球切れ寺かなく、止吊に尽灯していること。

										イ	取付け面と 15	度以上の角度となる	方向に沿って 10m	離れたところから容	浮易
											に識別できること	- 0			
音	響	装	置	外				形	目視により確認する。			い腐食等がないこと。			
				取	付		状	態				、音響効果を妨げる			
				音		圧		等	他の機械等の音等がある部分に設けられ			が地区音響装置が正常			
									たものは、感知器又は発信機を作動させ	イ	音圧、音色及び	が音声警報が他の機械	は等の音等と区別して	て聞き取れること。	
									て確認する。			報音が感知器と連動		こ設けられている場	易合
											は、地区音響装置	置の省略の有無を確認	以すること。		
				鳴				動	感知器又は発信機を作動させて、地区音		一斉鳴動の場合	•			
									響装置の鳴動状況を確認する。		自動的に全館の地	也区音響装置が一斉に	1鳴動すること。		
										イ	区分鳴動の場合	Ì			
											地階を除く階数が	55以上で延べ面積か	ゞ 3,000 ㎡を超える[防火対象物に設けた	-地
												・す区分鳴動ができる			
												と受信した場合には自			
												&生した場所を音声に	こより報知することだ	ができるものにあっ	って
											、この限りでない	*			
											(ア) 出火階が2				
											出火階とその				
											(イ) 出火階が1				
												直上階及び地階			
											(ウ) 出火階が地				
)直上階及びその他の	_,,,_		
												岸に設置した感知器と	:連動して鳴動しない	いこと。	
										ウ	相互鳴動の場合	•			
												ぶ設けられている防火	く対象物の地区音響	装置は、いずれの 受	を信
											からも鳴動できる	らこと。			
											再鳴動の場合		THE COLUMN TO SERVICE AS A SERV		
										_		る地区音響装置は、			
		積機能を					设備のう)ち、	(1) 第 11-2 表に掲げる警戒区域数に			たときの火災表示す			
目動	試験機能	とを有し	ない	ものに	限る。)			応じそれぞれ定める個数の感知器を所			&信機を作動させた場	場合、蓄積機能を目	助的に解除し、火災	表
									定の操作により作動させて確認する。		示を行うこと。		-1. HH 3334	\\ \dagger_{\text{a}} \tag{1\dagger_{\text{a}} \text{b}_{\text{c}} \tag{2\dagger_{\text{a}} \text{b}_{\text{c}} \text{c}_{\text{c}} \text{c}	÷ 1.00
									(2) 蓄積機能を有する中継器又は受信	-		っのは注意表示までの		注意表示中に発信	手機
									機を用いる自動火災報知設備にあって		を作動させた場合	介火災表示を行うこと ************************************	*		
									は、蓄積時間内に発信機を作動させて			第 11	1-2表		-, l
									確認する。		警戒区域数		試験感知器個数		
									(3) アナログ式のものにあっては、注意		言以凸似奴	熱感知器	煙感知器	炎感知器	
									表示試験及び発信機を作動させて確認する。		50 以下	1	1	1	1
									ァ·シ ₀		51 以上	2	2	2	$\dashv \mid$
											01 8/1	2	2	2	

• 0/4/10= 1 • 0/4/10= 5	を有する自動火災報知設備の	任意の1回線で、加熱試験器又は加煙試	ア 第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び警戒区域の表示の点灯
うち、自動試験機能を有し	」ないものに限る。)	験器等を用いて、感知器を作動させ、第	が正常であること。
		一信号及び第二信号による火災表示を確	イ 第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表
		認する。	示装置の点灯が正常であること。
		また、第一信号及び第二信号にかかわら	ウ 発信機を操作した場合、主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及
		ず、発信機を操作した場合の火災表示を	び地区表示装置の点灯が正常であること。
		確認する。	
自動試験機能(自動試験	予備電源及び非常電源(内	記録装置の記録等を確認する。	異常が記録又は保持表示されていないこと。
機能を有する自動火災	蔵型のものに限り、電源に		※(ア) 予備電源及び非常電源については、次の事項の記録を確認すること。
報知設備に限る。)	電池を用いており、かつ、		a 予備電源及び非常電源の容量
	当該電池を非常電源として		b 切替装置
	いる場合を除く。)		c 結線接続
	受信機の火災表示		d ヒューズ、ブレーカー等の作動
	受信機の注意表示(アナロ		(イ) 異常が表示されている場合は、対策を講じること。
	グ式の自動火災報知設備に		
	限る。)		
	受信機及び中継器の制御機		
	能及び電路		
	感 知 器		
	感知器回路及びベル回路		
	(無線式の自動火災報知設		
	備のうち、無線によって信		
	号を送受信する部分を除		
	< 。)		
無線機能(無線式の自動	動火災報知設備に限る。)	所定の操作により確認する。	ア 無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機の通信状態が正常である
			こと。(イに掲げるものを除く。)
			イ 定期通信の状態保持機能により確認できるものにあっては、異常が記録又は
			保持表示されていないこと。

3 総合点検

点	検	項	目	点	検	方	法	判	定	方	法
同	時	作	動	火災試	験スイッチ、	回線選択スイ	ッチ又	受信機	(表示機等を含む。) が正常に作動し、	主音響装置及	び地区音響装置の全部
				は火災	表示試験機能	だにより、復旧	日させる	又は当記	該5回線に接続されている地区音響 ^装	こ 置が鳴動するこ	こと。
				ことな	く任意の5回	回線(5回線に	に満たな				
				いもの	は全回線)の	火災表示試験	を行い、				
				確認す	る。						
煙感知器、	、煙複合式感知器	スは熱煙複合式感	知器の感	所定の	感度試験器は	こより確認する	0.0	アスス	ポット型の感度は所定の範囲内である	こと。	
度(自動	試験機能を有する	自動火災報知設備	を除く。)					※ (7)	警戒区域ごとに煙感知器を取り外し	/、外観の清掃	(ちり払い等の簡単な
									外観の清掃)を行うこと。		

		,
		(イ) 感知器を取り外した場所は、未警戒とならないように、必ず代替えの感知器を取り付け、その旨を点検票に記録しておくこと。 (ウ) 感度が正常なものは、再度取り付けること。 (エ) 取り付け後は、加煙試験器を用いて、作動の確認をすること。 ただし、感知器の設置場所から離れた位置(中継器又は受信機等)において当該感知器の感度を確認することができる感度試験器を用いる場合は、上記(ア)から(エ)までによらず当該感知器の感度を確認することができる。 イ 分離型の感度は所定の範囲内であること。 ※(ア) 感知器に適合する減光フィルターを用いて作動及び不作動試験を行うこ
		(ハ) 時が明の学业如果が変化如のしいでも注目した用人 正常の土油により
		(イ) 感知器の送光部及び受光部のレンズを清掃した場合、所定の方法により 初期状態に戻すこと。
	VI = 10 II v - 1 to =6.50 1 w	
地 区 音 響 装 置 の 音 圧	次の操作により確認する。	ア 音声により警報を発するもの以外のものの音圧は、90dB以上であること。
	(1) 音響装置の取り付けられた位置の中	イ 音声により警報を発するものの音圧は、92dB以上であること。
	心から前面1m離れた位置で騒音計	
	(A特性)を使って測定する。	
	(2) ボックス等に内蔵されたものは、そ	
	の状態で測定する。	
	(3) 音圧は、簡易又は普通騒音計を用い	
	てピーク値により測定する。	
総合作動(自動試験機能を有する自動火災報知設備を	受信機の常用電源の主開閉器又は分電盤	 火災表示装置及び注意表示装置(アナログ式のものに限る。)が正常に点灯し、か
除く。)	等の専用開閉器を遮断し、任意の感知器は加熱器を	つ、音響装置の鳴動が適正であること。
	を加熱試験器等を用いて加熱等を行い、	
	確認する。	

第16 誘導灯及び誘導標識

機器点検

点 検 項	目	点 検 方 法	判 定 方 法 (留意事項は※で示す。)
誘導灯外箱及び	種 類	目視により確認する。	アーアンの発掘し誘導灯
表示面			(7) 防火対象物の用途、設置場所により適正な機種の誘導灯が設置されていること。
			(イ) 機種等の組み合わせが適正になっていること。
			(ウ) 機種等により適正な距離が保たれていること。
			(エ) 方向を示す誘導灯にあっては、誘導方向に誤りがないこと。
			イ 通路誘導灯
			(7) 防火対象物の用途、設置場所により適正な機種の誘導灯が設置されていること。
			(4) 機種等の組み合わせが適正になっていること。
			(ウ) 機種等により適正な距離が保たれていること。
			(エ) 方向を示す誘導灯にあっては、誘導方向に誤りがないこと。
			ウ 客席通路誘導灯
			機種等により適正な距離が保たれていること。
	視認障害	目視により確認する。	ア 所定の位置に設置されていること。
	(税配厚音 等	日祝により確認する。	7 別足の位置に設置されていること。 イ 誘導灯の周囲に間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないこ
	守		
			と。
			ウ 誘導灯の周囲にこれとまぎらわしいもの又はこれをさえぎる灯火、広告物、掲示物
			等がないこと。
			エ 防火対象物の改装等により、設置位置が不適正になり、設置個数に不足を生じてい
	Al TIV.	日知によりか知よっ	ないこと。
	外 形	目視により確認する。	ア変形、損傷、変色、脱落、著しい汚損等がないこと。
			イ 取付状態が適正であること。
			※ 表面の緑色が青色に、白色が茶色等に変色している場合は速やかにパネルを交換す
	± -		る。
	表示		スイッチ等の名称、専用回路である旨の表示等に汚損、不鮮明な部分がないこと。
非常電源	外 形	目視により確認する。	ア変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。
(内蔵型	-	[] +[] - 1 10 x4-37 1- 4	イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
のものに	表 示	目視により確認する。	所定の電圧値及び容量の表示がされていること。
限る。)	1/1/2 / ///	11. M. (2. VC) . (2.) . (4.) (4.) (4.) . (
	機能	非常電源に切り替えて目視により確認する。	ア 不点灯、ちらつき等がないこと。
			イ 定格の時間、非常点灯するかを確認する。(「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成
			11年消防庁告示第2号)に適合しているものとして、消防庁長官が登録する登録認定
			機関が行う認定の効力を有している誘導灯のうち、その蓄電池の製造年からJIS C
			8705に該当する蓄電池にあっては3年、国際電気標準会議規格61951-2に該当する蓄

			電池にあっては5年を超えていないものを除く。) ※(ア)ア及びイについて自動点検機能を有する誘導灯の場合は、次による。 a 個別制御方式のもの:非常点灯終了後における表示ランプの色等により判定すること。 b 集中制御方式のもの:非常点灯終了後、制御装置の表示等により確認すること。 (イ) 定格の時間、非常点灯するかどうかの確認については、次の抜取方式により行うことができる。ただし、集中制御方式のものを除く。 a 各階ごとに10%以下とならない範囲で、任意の誘導灯により行うこと。 b 点検のつど、同一器具についての繰返し点検ではなく、器具を順次変えて行うこと。
	光源	目視により確認する。	ア 汚損、著しい劣化、ちらつき、自動点検機能による表示ランプ等の異常表示等がなく、正常に点灯していること。 イ 誘導灯内の配線等により表示面に影が生じていないこと。
	点 検 ス イ ッ チ	目視及び所定の操作により確認する。	ア 変形、損傷、脱落等がないこと。 イ 常用電源を遮断したときに自動的に非常電源に切り替わり、即時点灯し、復旧時に 自動的に常用電源に切り替わること。
	ヒューズ類	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 回路図等に示された所定の種類及び容量のものが設けられていること。
	結 線 接 続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	信号装置等(外形)消灯機能、点	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、端子の緩み等がないこと。
	滅機能、誘導 結線 音機能、減光 接続 機能等を作動	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	させるための 機能 移報装置をい う。)	手動及び自動火災報知設備の感知器の作動等により確認する。 認する。	ア 正常に点滅すること。 イ 正常な音声等が鳴動すること。 ウ 正常に点灯すること。 (消灯型又は減光型に限る。)
	制御装置(集 機能 中制御方式の 自動点検機能 のものに限 る。)	目視により確認する。	「運転中」又は「監視中」の表示ランプが点灯していること。
誘導標識	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい汚損、脱落、はく離等がなく、識別が容易にできること。
	視 認 障 害 等	目視により確認する。	ア 所定の位置に設置されていること。 イ 誘導標識の周囲に間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないこと。 ウ 誘導標識の周囲には、これとまぎらわしいもの又はこれをさえぎる広告物、掲示物等がないこと。 エ 防火対象物の改装等により、設置位置が不適正になり、個数が不足していないこと。

採 光 又 は 照 明	目視により確認する。	識別に十分な採光又は照明があること。
表示面の輝度(消防法	目視及び輝度計により確認する。	劣化による輝度の減衰がないこと。
施行規則(昭和36年自		
治省令第6号。以下		
「規則」という。)第		
28条の2第1項第3号		
ハ並びに第28条の3第		
4項第3号の2及び第		
10号に規定する蓄光式		
誘導標識、「誘導灯及		
び誘導標識の基準」		
(平成11年消防庁告示		
第2号。以下「第2号		
告示」という。)第5		
第3号(5)に規定する		
高輝度蓄光式誘導標識		
に限る。)		
設置場所の照度(規則	目視及び照度計により確認する。	設置場所において十分な照度を確保していること。
第28条の2第1項第3		
号ハ並びに第28条の3		
第4項第3号の2及び		
第10号に規定する蓄光		
式誘導標識、第2号告		
示第5第3号(5)に規		
定する高輝度蓄光式誘		
導標識に限る。)		
ヒューズ類(電気エネ	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。
ルギーにより光を発す		イ 回路図等に示された所定の種類及び容量のものが設けられていること。
る誘導標識に限る。)		
結線接続(電気エネル	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
ギーにより光を発する		
誘導標識に限る。)		
電源(電気工 外 形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。
ネルギーによ		イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
り光を発する表示		所定の電圧値及び容量の表示がされていること。
誘導標識のう機能	内蔵電源に切り替えて目視により確認する。	不点灯、ちらつき等がないこと。
ち、内蔵型の		
電源を有する		
ものに限		
る。)		

第31 共同住宅用自動火災報知設備の点検要領

- 1 一般的留意事項
 - (1) 住戸内の部分については、外観上の項目について居住者の自主点検をもって足りるものとすること。この場合において、次に掲げる事項が、居住者に対して周知徹底されている必要があること。
 - ア 外観上の点検を実施する義務
 - イ 外観上の点検項目
 - ウ 異常が発生している場合の措置
 - エ その他の留意事項
 - (2) 予備電源の容量が非常電源の容量を上回る場合は、当該予備電源を非常電源と読み替えることができる。
 - (3) 感知器作動試験は、蓄積機能を有する回線に接続されているものにあっては、当該蓄積機能を解除して行ってもよい。
- 2 機器点検(留意事項は※で示す。)

点	検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法
予備電源及	外形	目視により確認する。	ア変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。
び非常電源			イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
(内蔵型のもの			※ 使用期間の表記がある部品等に関しては、期限の確認をすること。
に限る。)	表示	目視により確認する。	住棟受信機、共同住宅用受信機及び音声警報装置に表示されている種別、定格容量、
			定格電圧等が適正に表示されていること。
	★ 端 子 電 圧	予備電源試験スイッチ等を操作し、電圧計等によ	電圧計等の指示が規定値以上であること。
	(自動試験機能を有する共	り確認する。	※ 電圧計等の指示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が
	同住宅用自動火災報知設備		考えられるので注意すること。
	を除く。)		
	★ 切 替 装 置	常用電源回路のスイッチを遮断すること等により	常用電源を停電状態にしたとき、自動的に予備電源又は非常電源に切り替り、常用電
	(自動試験機能を有する共	確認する。	源を復旧したとき自動的に常用電源に切り替ること。
	同住宅用自動火災報知設備		
	を除く。)		
	★ 充 電 装 置	目視等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常な発熱等がないこと。
	(自動試験機能を有する共		※ 充電回路で抵抗器が使用されているものにあっては、高温となる場合があるの
	同住宅用自動火災報知設備		で、発熱のみで判定するのではなく、変色等がないかどうかを確認すること。
	を除く。)		
	★ 結 線 接 続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	(自動試験機能を有する共		
	同住宅用自動火災報知設備		
	を除く。)		
住棟受信機	周囲の状況	目視により確認する。	ア 防災センター等又は管理人室に設けられていること。ただし、管理人室に常時人
及び中継器			がいない場合は、火災表示を容易に確認できる場所に設けられていること。
			イ 使用上及び点検上必要な空間が確保されていること。
	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表示	目視により確認する。	ア 検定合格証が貼付されていること。

		イ 銘板等に規定の表示がなされていること。
		ウ 銘板等がはがれていなく、かつ、名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。
警戒区域の表示装置	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分等がないこと。
電源表示灯	目視により確認する。	ア変形、損傷等がないこと。
		イ 正常に点灯していること。
スイッチ類	目視、ドライバー等及び開閉操作により確認す	ア 端子の緩み等がなく、発熱していないこと。
	る。	イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。
ヒューズ類	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。
		イ 回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。
★ 継 電 器	目視及び試験装置等により確認する。	ア 脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。
(自動試験機能を有するも	1 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	イ 確実に作動すること。
のを除く。)		
表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
通話装置		2以上の住棟受信機が設けられている場合には、明瞭に相互間の通話ができること。
		20/10/20/ERX III/W IXI O O O C O C O O C O O C O O C O O C O O C O O C O O C O O C O O C O O C O C O O C O O C O O C O O C O O C O O C O O C O O C O O C O O C O C O O C O O C O O C O O C O O C O O C O O C O O C O O C O O C O C O
★ 結 線 接 続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
(自動試験機能を有するも	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
のを除く。)		
接地	目視及び回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
付 属 装 置		ア 表示機等への火災信号又は火災情報信号(アナログ式のもので火災情報信号が移
	ので火災情報信号が移報されるものに限る。)を	報されるものに限る。) の移報が正常に行われること。
	一行い、移報を確認する。	イ 相互に機能障害がないこと。
	11 V 19 TX C PEPO 7 '00	※ 付属装置として、消火設備、非常放送設備、防排煙設備等があるので、点検時に
		は十分注意して行うこと。
→ ル 災 耒 示 笶	 火災表示試験を行い確認する。	ア 火災灯、地区表示装置の点灯及び主音響装置の鳴動並びに自己保持機能が正常であ
(自動試験機能を有するも		ラース次が、地区水が表直のボガ及の土自音表直の特勢並ので自己体が成形が正面であ ること。
のを除く。)	旧スイッチを操作して、次の回線に移行する。	ること。 イ 蓄積式受信機にあっては、前アによるほか、蓄積の測定時間は、受信機で設定され
~/ C W \ 0 /		た時間に5秒を加えた時間以内であること。
→ 注 音 表 示	注意表示試験を行い確認する。	注意灯及び地区表示装置の点灯並びに音声警報の鳴動が正常であること。
(アナログ式の共同住宅用自		江京/1/入しと世界が一次世マンボターとのでします。
動火災報知設備のうち、自	パー回線ことに自己保持機能を確認した後に後 旧スイッチを操作して、次の回線に移行する。	
動試験機能を有しないもの		
に限る。)		
	回収道通試験な行い <u>体</u> 認する (同収道通試験な	ア 試験用計器の指示値が所定の範囲内(文字板に色別してある範囲内)であるこ
★ 凹		プ
線監視機能を有する共同住	巨 いる) ひゃくになる。 /	と。 イ - 導通表示灯等によるものにあっては点灯等すること。
宅用自動火災報知設備を除		※ (7) 断線表示灯によるものは、断線時に点灯するので注意すること。 (イ) 自動断線監視方式は、回線を断線状態とし、機能の確認をすること。
⟨ 。)		11 日期的

	設 定 表 (アナログ				所定の操作により確認する。	ア 設定表示温度等が表示温度等設定一覧図に示されているものと同じであること。 イ 表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。
	自動火災。	報知認	受備に	こ限		
	予 備	H	1	等	目視により確認する。	ア ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書、警戒区域一覧図その他必要なものが備えてあること。
						イ 表示温度等設定一覧図 (アナログ式のものに限る。) 及びシステムブロック図 (自動試験機能を有するものに限る。) が備えてあること。
共同住宅用 受 信 機	周 囲	Ø	状	況	目視により確認する。	維持管理に支障がない場所であり、使用上及び点検上必要な空間が確保されていること。
	外			形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表			示	目視により確認する。	ア 検定合格証が貼付されていること。
						イ 銘板等に規定の表示がなされていること。
						ウ 銘板等がはがれていなく、かつ、名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。
	電源	表	示	灯	目視により確認する。	ア 変形、損傷等がないこと。
						イ 正常に点灯していること。
	スイ	ツ	チ	類	目視及び開閉操作により確認する。	開閉位置及び開閉機能が正常であること。
	表	示		灯	目視により確認する。	正常に点灯すること。
	付 属	装	奏	置	外部試験器又は火災表示試験等を行い確認する。	火災信号が正常に移報でき、かつ、相互に機能障害がないこと。
感 知 器	外			形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。
	警戒状況	未警	萨戒音	18分		設置後の用途変更、間仕切変更等による未警戒の部分がないこと。
		感	知 区	域		ア 感知区域の面積及び取付け面の高さに応じた感知器の種別及び個数が設置されて
						いること。
		٠-بايد		Dr.		イ 炎感知器の場合は、監視空間又は監視距離が適正であること。
			応			設置場所に適応する感知器が設けられていること。 ア 塗装等がされていないこと。
		機	能 障	一		/
						1
						※ 炎感知器で道路の用に供する部分以外に設けられるものにあっては、壁によって
						区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さが1.2mまでの空間の各部分
						から当該感知器まで距離が公称監視距離の範囲内となるように設けてあること。
	☆ 熱	感	知	器	所定の加熱試験器又は外部試験器等により確認す	ア 確実に作動すること。
					る。	イ 警戒区域の表示が適正であること。
	☆煙	感	知	器	所定の加煙試験器又は外部試験器等により確認す	ア確実に作動すること。
					る。	イ 警戒区域の表示が適正であること。
						ウ 確認灯が正常に点灯すること。
						※(ア)加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。
	Λ		how	pn		(イ) 加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。
	☆炎	感	知	器	所定の炎感知器用作動試験器又は外部試験器等に	ア 確実に作動すること。

						より確認する。	イ 警戒区域の表示が適正であること。
音声警報装置	外				形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
(補助音響装置	取	付		状	態	目視により確認する。	脱落、緩み等がなく、警報効果を妨げるものがないこと。
を含む。)	音	声			等	他の機械等の音等がある部分に設けられたものは	ア 音声警報装置が正常に作動すること。
						感知器を作動させるか、外部試験器による試験又	イ シグナル及びメッセージが他の機械等の音等と区別して聞き取れること。
						は火災表示試験を行うことにより確認する。	
						※ 住戸の音声警報装置(戸外表示器の音声警報	
						装置を除く。)が鳴動しないような措置を講じ	
						て実施することができる。	
	鳴	動		方	式	感知器を作動させるか、又は外部試験器等を操作	警報範囲及びメッセージ内容が適正であること。
						するか、火災表示試験を行うことにより鳴動方式	
						を確認する。	
						※ 住戸の音声警報装置(戸外表示器の音声警報	
						装置を除く。)が鳴動しないような措置を講じて	
	r	ŧ	144		AH	実施することができる。 第32-1表に掲げる警戒区域数に応じてそれぞ	マー時行叩ぶが針しとしもの山巛主ニナベの吐明ンジェアベナファし
★	₹ - Z +1-E	•	機白動			第32-1表に掲げる警戒区域数に応じてそれで れ定める個数の感知器を所定の操作により作動さ	
備のうち、自動記						せて確認する。	1 7 7 1 7 スの共同任七州日勤八次報知改備にめっては、任息衣小までが時間が過 正であること。
る。)	八河火小文	11日121日	レル	, Bv.			II. (W ∕ S ⊂ C ₀
, So)							第32-1表
							警戒区域 試験感知器個数
							数熱感知器 煙感知器 炎感知器
							50以下 1 1 1
							51以上 2 2 2
스크(크NEW MAN	→ /#	#\### T -	مالدة	44. - 1 . 177	÷ /-L-	57/07/4/11 0 57/07 (Mr.), 7/577) - 7	
目期試験機能				吊電源	(円	記録装置の記録等を確認する。	異常が記録又は保持表示されていないこと。
	,,,,	に限る。		.1. 111	→ →		※(ア)予備電源及び非常電源については、次の事項の記録を確認すること。 a 予備電源及び非常電源の容量
		受信格					a 1/順电原及の存用电原の存里 b 切替装置
		受信機の					c 結線接続
		グ式の					d ヒューズ、ブレーカー等の作動
		報知設備					(イ) 異常が表示されている場合は、対策を講じること。
		受信機 機 能					CITY OF CHARLES OF MAN AND CONTROL OF CO.
		知器					
		可敬					
戸外表示器					形	目視及び所定の操作により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。
	作	動	表	示	灯		点滅していることを識別できること。
	通	電	表	示	灯		正常に点灯していること。
	音声	警報装	置の	鳴動	状況		音声警報が明瞭に聞き取れること。

関	係	者	等	^	の	報	知	装	置	所定の操作により作動させる。	福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者(所有者又は管理者をい
											う。)又は当該関係者に雇用されている者(当該福祉施設等で勤務している者に限
											る。)に、自動的に、かつ、有効に報知できること。

備考 ★印の点検は、自動試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備にあっては、異常が記録又は保持表示されていないことにより替えることができる。 ☆印の点検は、遠隔試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備にあっては、外部試験器等による試験で異常がないことにより替えることができる。

3 総合点検(留意事項は※で示す。)

	点	検	項	目		点	検	方	法	判 定 方 法
同	時	作	動	試	験	火災試験スイッチ 試験機能の操作に			ッチ又は火災表示 ることなく任意の	住棟受信機(表示機等を含む。)が正常に作動し、主音響装置及び当該5回線に接続 されている音声警報装置が鳴動すること。
								-	全回線)の火災表	
						示試験を行い確認		0 1010	L	
★ 5	☆ 煙 加試験機能	感知			度	所定の感度試験器	により確	認する。		煙感知器の感度は所定の範囲内にあること。 ※(ア)警戒区域ごとに煙感知器を取り外し、外観の清掃(ちり払い等の簡単な外観の清掃)を行うこと。 (イ)感知器を取り外した場所は、未警戒とならないように、必ず代替えの感知器を取り付け、その旨を点検票に記録しておくこと。
										(ウ) 感度が正常なものは、再度取り付けること。(エ) 取り付け後は、加煙試験器を用いて、作動の確認をすること。ただし、感知器の設置場所から離れた位置(中継器又は受信機等)において当該感知器の感度を確認することができる感度試験器を用いる場合は、上記(ア)から(エ)までによらず当該感知器の感度を確認することができる。
音 (補助	声的音響装置	警託を含む。	報)の音匠	装 E	置	試験器等を接続し する。 (1) 音声警報装置	を直接接近でこれをこれを一位の取り代のでいた。 一位でいた。 一位では、 一位では、 一位では、 一位では、 一位では、 一位では、 一位では、 一位では、 一位では、 一位では、 一位では、 一位では、	操作するだ と操作する けけられた 最音計 () れたものに と用いて、 (戸外表	か又は所定の外部 ることにより確認 た位置の中心から A特性)を用いて は、その状態で測 ピーク値により 示器の音声警報装	ア 住戸、共用室又は管理人室の音圧は、70dB以上であること。 イ 戸外表示器の音声警報装置の音圧は、70dB以上であること。 ウ 住戸、共用室又は管理人室以外の音圧は、L級で92dB以上、M級で87dB以上、S級で84dB以上であること。 ※ 音圧の測定は、第2警報音について測定すること。
★ (自動	総加試験機能	合 を有する		作 余く。)	動	住棟受信機の常用 器を所定の試験器 認する。			とし、任意の感知 することにより確	火災表示装置、地区表示装置及び注意表示装置(アナログ式のものに限る。)が正常 に点灯し、かつ、音声警報装置が適正に鳴動すること。

備考 ★印の点検は、自動試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備にあっては、異常が記録又は保持表示されていないことにより替えることができる。 ☆印の点検は、遠隔試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備にあっては、外部試験器等による試験で異常がないことにより替えることができる。

第32 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の点検要領

- 1 一般的留意事項
 - (1) 住戸内の部分については、外観上の項目について居住者の自主点検をもって足りるものとすること。この場合において、次に掲げる事項が、居住者に対して周知徹底されている必要があること。
 - ア 外観上の点検を実施する義務
 - イ 外観上の点検項目
 - ウ 異常が発生している場合の措置
 - エ その他の留意事項
 - (2) 予備電源の容量が非常電源の容量を上回る場合は、当該予備電源を非常電源と読み替えることができる。
 - (3) 感知器作動試験は、蓄積機能を有する回線に接続されているものにあっては、当該蓄積機能を解除して行ってもよい。
- 2 機器点検(留意事項は※で示す。)
 - (1) 住戸用自動火災報知設備

点	検り	頁	目		点 検 方 法	判定方法
住戸用受信機	周 囲	(りょ	犬 況	目視により確認する。	維持管理に支障がない場所であり、使用上及び点検上必要な空間が確保されているこ
及び中継器						と。
	外			形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表			示	目視により確認する。	ア 検定合格証が貼付されていること。
						イ 銘板等に規定の表示がなされていること。
						ウ 銘板等がはがれていなく、かつ、名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。
	電源		表 力	15 灯	目視により確認する。	正常に点灯していること。
	スイ		ッラ	F 類	目視及び開閉操作により確認する。	開閉位置及び開閉機能が正常であること。
	表	Ī	示	灯	スイッチ等の操作により確認する。	正常に点灯すること
	付	属	装	置	火災表示試験等により確認する。	火災信号が正常に移報でき、かつ、相互に機能障害がないこと。
感 知 器	外			形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。
	警戒状况	2	未警	戒部分		設置後の用途変更、間仕切変更等による未警戒の部分がないこと。
			感 知	区域		ア 感知区域の面積及び取付け面の高さに応じた感知器の種別及び個数が設置されてい
						ること。
						イ 炎感知器の場合は、監視空間又は監視距離が適正であること。
			適	応 性		設置場所に適応する感知器が設けられていること。
			機能	障害		ア 塗装等がされていないこと。
						イ 炎感知器にあっては、機能障害を及ぼすおそれのある日光の入射等がないこと。
						ウ 模様替え等により感知障害となる熱気流又は煙の流動を妨げるものがないこと。
						※ 炎感知器で道路の用に供する部分以外に設けられるものにあっては、壁によっ
						て区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さが1.2mまでの空間の各部分
						から当該感知器まで距離が公称監視距離の範囲内となるように設けてあること。
	☆熱		惑 矢	1 器	所定の加熱試験器又は外部試験器等により確認す	確実に作動すること。
					る。	

	☆	煙	感	知	器	所定の加煙試験器又は外部試験器等により確認する。	ア 確実に作動すること。イ 確認灯が正常に点灯すること。※ (ア) 加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。(イ) 加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。
	☆	炎	感	知	器	所定の炎感知器用作動試験器又は外部試験器等により確認する。	確実に作動すること。
音声警報装置及	外				形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
び音響装置(補	取	付		状	態	目視により確認する。	脱落、緩み等がなく、警報効果を妨げるものがないこと。
助音響装置を含む。)	音	声	警	報	等	感知器を作動させるか、又は外部試験器等を操作して確認する。※ 住戸の音声警報装置及び音響装置(戸外表示器の音声警報装置を除く。)が鳴動しないような措置を講じて実施することができる。	ア 音声警報装置及び音響装置が正常に作動すること。 イ シグナル及びメッセージが他の機械等の音等と区別して聞き取れること。
	鳴	動		方	式	感知器を作動させるか、又は外部試験器等を操作して確認する。※ 住戸の音声警報装置及び音響装置(戸外表示器の音声警報装置を除く。)が鳴動しないような措置を講じて実施することができる。	警報範囲及びメッセージ内容が適正であること。
★ 蓄 (蓄積機能を有す のうち、自動試 る。)		戸用自		災報知		第32-1表に掲げる警戒区域数に応じてそれぞれ 定める個数の感知器を所定の操作により作動させて 確認する。	感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。 第32-1表 警戒区域 数 試験感知器個数 熱感知器 欠感知器 反感知器 50以下 1 1 51以上 2 2
戸外表示器 関係者等	作 通 音声	動電電響報	表			目視及び所定の操作により確認する。 所定の操作により作動させる。	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。 点滅していることを識別できること。 正常に点灯していること。 音声警報又は音響警報が明瞭に聞き取れること。 福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者(所有者又は管理者をいう。)
以 小 石 子	•	∀ ⁄ ∃	-IX /	AH XX	旦	- /////水 F(により F数) にじる	国動的に、かつ、有効に報知できること。

備考 ★印の点検は、自動試験機能を有する住戸用自動火災報知設備にあっては、異常が記録又は保持表示されていないことにより替えることができる。 ☆印の点検は、遠隔試験機能を有する住戸用自動火災報知設備にあっては、外部試験器等による試験で異常がないことにより替えることができる。

(2) 共同住宅用非常警報設備

	点	検	項	目	点	検	方	法		判	定	方	法	
非	常 電	源外		形	目視により確認す	つる。			ア変形、損傷	ら、著しい腐食、 意、著しい腐食、	き裂等がない	いこと。		

(内蔵型のもの						イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。				
に限る。)	表			示	目視により確認する。	電圧及び容量の表示が適正であること。				
	端	子	電	圧	非常電源試験スイッチ等を操作し、電圧計等により	電圧計等の指示が規定値以上であること。				
					確認する。	※ 電圧計等の指示値が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が				
						考えられるので注意すること。				
	切	替	装	置	常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確					
					認する。	を復電したとき自動的に常用電源に切り替ること。				
	充	電	装 置		目視等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常な発熱等がないこと。				
						※ 充電回路で抵抗器が使用されているものにあっては、高温となる場合があるので、				
			h-tr			発熱のみで判定するのではなく、変色等がないかどうかを確認すること。				
<i>y y y y y y y y y y</i>	結線				目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。				
非常ベル及び	起動装置		周囲の状況		目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。				
自動式サイレン			外	形	目視により確認する。	変形、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。				
		L	表	示	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分がないこと。				
					押しボタンの操作により確認する。	音響装置が正常に鳴動すること。				
	操作部		外		目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。				
	び複合	装	表	示	目視により確認する。	ア 「非常警報設備の基準を定める件」(昭和48年消防庁告示第6号)に定める基準				
	置					に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機				
						関の認定を受け、その表示が付されていること。				
						イ スイッチの名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。				
		-				ウ 銘板等がはがれていないこと。				
			電源表	長示灯	目視により確認する。	ア変形、損傷等がないこと。				
		-	·	- X - XIII		イ 正常に点灯していること。				
			スイッ	ソナ類	目視、ドライバー等及び開閉操作により確認する。	ア 端子の緩みがなく、発熱していないこと。				
		ŀ	1	ブギ	目視により確認する。	イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。 ア 損傷、溶断等がないこと。				
			ヒユー	- ズ類	日代により確認する。	/ - 損傷、俗所等がないこと。 イ - 回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。				
		-	44 雪	1 器	目視及び試験装置等により確認する。	ア 脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。				
			水区 电	色 布	口が及び呼吸表直守により推動のする。	イ 確実に作動すること。				
		ŀ	表示	è И	目視及びスイッチ等の操作により確認する。	変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯すること。				
		-		接続	目視又はドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。				
		ŀ	接		目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。				
		F			目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。				
	音響装	置	外	形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。				
	(ベル	-			目視により確認する。	脱落、緩み等がなく、警報効果を妨げるものがないこと。				
	びサイ			Y 報等	他の機械等の音等がある部分に設けられたものは起	ア 音圧及び音色が他の機械等の音と区別して明瞭に聞き取れること。				
	ン)			3 IN 14	動装置の操作により確認する。	イ 他の機械等の音がある部分に設けられたものにあっては、音圧及び音色が他の機械				
					- Mail Constitution of State of the Constitution of the Constituti	等の音と区別して聞き取れること。				
		ľ	鳴	動	起動装置の操作により、鳴動方式を確認する。	音響装置が一斉に鳴動すること。				

表	示	灯	目視により確認する。	ア 変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。
				イ 取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に記
				別できること。

3 総合点検(留意事項は※で示す。)

(1) 住戸用自動火災報知設備

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法
★ ☆ 煙 感 知 器 の 感 度	所定の感度試験器により確認する。	煙感知器の感度が所定の範囲内にあること。
(自動試験機能を有する住戸用自動火災報知		※(ア)警戒区域ごとに煙感知器を取り外し、外観の清掃(ちり払い等の簡単な外観
設備を除く。)		の清掃)を行うこと。
		(イ) 感知器を取り外した場所は、未警戒とならないように、必ず代替えの感知器
		を取り付け、その旨を点検票に記録しておくこと。
		(ウ) 感度が正常なものは、再度取り付けること。
		(エ) 取り付け後は、加煙試験器を用いて、作動の確認をすること。
		ただし、感知器の設置場所から離れた位置(中継器又は受信機等)において当
		該感知器の感度を確認することができる感度試験器を用いる場合は、上記(ア)
		から(エ)までによらず当該感知器の感度を確認することができる。
音声警報装置及び音響装置	住戸用受信機若しくは遠隔試験機能を有する中継器	音圧は、規定値以上であること。
(戸外表示器の音声警報装置を含む。) の音	を直接操作するか又は所定の外部試験器等を接続し	※ 音圧の測定は、第2警報音について測定すること。
圧	てこれを操作することにより確認する。	
	(1) 音声警報装置の取り付けられた位置の中心から	
	前面1m離れた位置で騒音計(A特性)を用いて	
	測定する。	
	(2) ボックス等に内蔵されたものは、その状態で測	
	定する。	
	(3) 音圧は、普通騒音計を用いて、ピーク値により	
	測定する。	
	※ 住戸の音声警報装置(戸外表示器の音響装置を	
	除く。)は除くことができる。	
総 合 作 動	常用電源を停電状態とし、任意の感知器を所定の試	火災表示装置が、正常に点灯し、かつ、音声警報又は音響警報の鳴動が正常であるこ
	験器等を用いて作動することにより確認する。(非	と。
	常電源を有するものに限る。)	

備考 ★印の点検は、自動試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備にあっては、異常が記録又は保持表示されていないことにより替えることができる。 ☆印の点検は、遠隔試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備にあっては、外部試験器等による試験で異常がないことにより替えることができる。

(2) 共同住宅用非常警報設備

ベル、サイレン、スピーカーでボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定すること。

	点	検	項	目		点	検方	法		判	定	方	法	
音	響	装	置の	音	圧	音響装置の取り付け 離れた位置で騒音計			音響装置の音圧は、	90dB以	上であること	0		
総		合	作		動	常用電源を停電状態ることにより確認する		記動装置を操作す	操作部の火災表示及	とび音響装置	の鳴動が正常	常に行われる	5こと。	

第33 特定小規模施設用自動火災報知設備

1 一般的留意事項

- (1) 特定小規模施設用自動火災報知設備の点検に先立って、他の設備(消火設備、放送設備、防排煙設備等)との連動回路を遮断し、点検終了後はこれらを復元すること。
- (2) 火災表示等の点検において、鳴動を確認した後に鳴動停止にする場合には、点検終了後はこれを復元すること。
- (3) 予備電源が非常電源の容量を上まわる場合は、非常電源に替えることができる。
- (4) 感知器の作動試験は、蓄積機能を有する回線に接続されているものは、当該蓄積機能を解除して行ってもよい。
- (5) 自動試験機能を有するものは、当該試験機能に係る項目については省略することができる。
- (6) 自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備には、構成するすべての感知器が連動型警報機能付感知器であって、かつ、自動試験機能等対応型感知器であるものも含む。

2 機器点検

点	検	項	目	点検	方	判 定 方 法 (留 意 事 項 は ※ で 示 す 。)
予備電源	原及び非常電源	外	形	目視により確認する。		ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。
(内蔵型	型のものに限り、					イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
電源に電	電池を用いてお					※ 使用期間の表記がある部品等に関しては、期限の確認をすること。
り、かつ)、当該電池を非	表	示			受信機に表示されている種別、定格容量、定格電圧等が適正に表示されているこ
	:している場合					と。
を除く。)	端子電圧(自動試	験機能を	予備電源試験スイップ	チ等を操作し、電	電圧計等の指示が規定値以上であること。
		有する特定小規模	施設用自	計等により確認する。		※ 電圧計等の指示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障
		動火災報知設備を	除く。)			等が考えられるので注意すること。
		切替装置(自動試	21/21/2	常用電源回路のスイ	ッチを遮断するこ	
		有する特定小規模		等により確認する。		常用電源が復旧したとき自動的に常用電源に切り替わること。
		動火災報知設備を				
		充電装置(自動試		目視等により確認する	5.	変形、損傷、著しい腐食、異常な発熱等がないこと。
		有する特定小規模				※ 充電回路で抵抗器が使用されているものにあっては、高温となる場合がある
		動火災報知設備を			efert and and and a second	ので、発熱のみで判定するのではなく、変色等がないかどうかを確認すること。
		結線接続(自動試		目視及びドライバー等	等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
		有する特定小規模				
亚 13 446	及び中継器	動火災報知設備を		口扣下上的加升了		常時人がいる場所であり(中継器を除く。)、使用上及び点検上必要な空間が確保
文信機	2 及 ひ 中 継 奋	周 囲 の	状 況	目視により確認する。		高時人がいる場所であり(甲極帝を除く。)、使用上及び息快上必要な空间が確保 されていること。
		外	形			変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		表				変形、損傷、者しい機及等がないこと。 ア 検定合格証が貼付されていること。
		10	711			イ 銘板等に規定の表示がなされていること。
						ウ 銘板等がはがれていなく、かつ、名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。
						エ 第33-1 図の例に示すスイッチ等の銘板の表示が適正にされていること。
						- 》 100 12

			大災地区灯 地区音響停止灯 主音響停止スイッチ 主音響停止スイッチ 一括蓄積解除灯 大災信号遮断灯 大災試験スイッチ 大災試験スイッチ 大災試験スイッチ 一括蓄積解除スイッチ 一括蓄積解除スイッチ
			 第 33-1 図 P型 2 級受信機の例
	警戒区域の表示装置		汚損、不鮮明な部分等がないこと。
	電 圧 計	目視及び計器等により確認する。	ア 変形、損傷等がないこと。 イ 電圧計の指示値が所定の範囲内であること。 ウ 電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
	ス イ ッ チ 類	目視、ドライバー等及び開閉操作により 確認する。	ア 端子の緩み等がなく、発熱していないこと。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。
	ヒューズ類	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。
	継電器(自動試験機能を有 する特定小規模施設用自動 火災報知設備を除く。)	目視及び試験装置等により確認する。	ア 脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ 確実に作動すること。
	表 示 灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
	通 話 装 置	送受話器の操作により確認する。	ア 発信機等側の送受話器を操作して、受信機側を呼び出し明瞭に同時通話ができること。 イ 2以上の受信機が設けられている場合は、明瞭に相互間の通話ができること。 ※ T型発信機を接続する受信機は、2回線以上が同時に作動したとき、通話すべき発信機を任意に選択することができ、かつ、遮断された回線におけるT型発信機の話中音が流れること。
	結線接続(自動試験機能を 有する特定小規模施設用自 動火災報知設備を除く。)	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	接地	目視及び回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
	附 属 装 置	火災表示試験及び注意表示試験 (アナロ グ式のもので火災情報信号が移報される	ア 表示機等への火災信号又は火災情報信号(アナログ式のもので火災情報信号 が移報されるものに限る。)の移報が正常に行われること。
L	1	- C> -> -> HINTEN A W INTENTION	2 11 2 1 2 3 1 12 20 1 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 1

		ものに限る。)を行い、移報を確認する。	イ 相互に機能障害がないこと。 ※ 附属装置として、消火設備、非常用放送設備、防排煙設備等があるので点検 時には十分注意して行うこと。
火災表示。 (自動表記 機能を有っる特定小封 模施設用 動火災報弁 設備を除 く。)	検 	火災表示試験を行い確認する。	ア 火災灯、地区表示装置の点灯及び主音響装置の鳴動並びに自己保持機能が正常であること。 イ 蓄積式受信機にあっては、前アによるほか、蓄積の測定時間は、受信機で設定された時間に5秒を加えた時間以内であること。 ウ 二信号式受信機にあっては、前アによるほか、次によること。 (ア) 第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。 (イ) 第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。 ※(ア) 回線別に蓄積機能を有しているものは、回線別に点検する。 (イ) P型3級、GP型3級受信機及び二信号式受信機の第一信号による火災表示は、自己保持機能がないものもあるので注意すること。 (ウ) 1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。
定小規模が知识による。	(アナログ式の特 西設用自動火災報)ち、自動試験機 よいものに限る。)	注意表示試験を行い確認する。	注意灯及び地区表示装置の点灯並びに音響装置の鳴動が正常であること。 ※ 1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。
回路導通 規模施設 備のうち を送受信 断線監視	(無線式の特定小 目自動火災報知設 無線によって信号 トる部分及び常時 後能を有する特定 设用自動火災報知	回路導通試験を行い確認する。(回路導通 試験装置のあるものに限る。)	ア 試験用計器の指示値が所定の範囲内(文字板に色別してある範囲内)であること。 イ 導通表示灯等によるものにあっては点灯等すること。 ※(ア) 断線表示灯によるものは、断線時に点灯するので注意すること。 (イ) 自動断線監視方式は、回線を断線状態とし、機能の確認をすること。
式の特定/ 火災報知記 感知器の何	温度等(アナログ 、規模施設用自動 设備に限る。) F動等の表示(遠	所定の外部試験器により操作を行い、確	ア 設定表示温度等が表示温度等設定一覧図に示されているものと同じであること。 イ 表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。 感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。
		認する。 目視により確認する。	ア ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書及び警戒区域一覧図その他
17° 1)#	n 4	日でにより作誌9つ。	グーとユース、電球等の予備品、回路図、取扱説明書及び警戒区域一覧図その他 必要なものが備えてあること。 イ 表示温度等設定一覧図 (アナログ式に限る。)、システムブロック図 (自動試験機能を有するものに限る。) が備えてあること。

感	外								形	目視により確認する。	変形、損傷、脱	落、著しい腐食等がないこ	と。	
知	警	戒	状	況	未	警	戒	部	分		設置後の用途変	更、間仕切変更等による未	警戒の部分がないこと	0
器					感	知		区	域		ア 感知区域の	面積及び取付け面の高さに	応じた感知器の種別及	び個数が設置さ
											れていること	0		
												場合は監視空間又は監視距		
					適		応		性			する感知器が設けられてい		North Pro III 1
												施設における必要とされる		
												する省令等によるほか、非 等の適応性については、「自		
												寺の適応性については、「自 ついて」(平成3年12月6		
											ること。	ラいて」(十)成3年12月1	日刊以刊例了第24(リカノを参与とり
					機	能		暗	害			 れていないこと。		
					1/34	пL		1-4-				あっては、機能障害を及ぼ	すおそれのある目光の	入射等がないこ
											٤.		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,
											ウ 模様換え等	により感知障害となる熱気	流又は煙の流動を妨け	ずるものがないこ
											と。			
												は、壁によって区画された		
												の空間の各部分から当該感知	コ器までの距離が公称!	監視距離の範囲
	-de I	. D. /							77.1			こうに設けてあること。		
	,,,,,		器(自		ス	ポ	ツ	١	型	(1) 差動式、定温式(再用型)及び熱ア	ア確実に作動	すること。 表示が適正であること(受ぐ	告 後ょミラロットナ゚と ねっァ +目 △	1ヶ7日マ \
		W 1074	能又に 幾能を							ナログ式所定の加熱試験器により確認 する。		衣小が適止じめること(文) ガス等の滞留により引火のお		
			戏船で 定小ま							(2) 定温式(非再用型)		ンス等の備留により引入のよ おそれのある場所に設けられ		
	-		自動力	- 1.5 4						警戒区域ごとに設置されている感知器		験器又は回路試験用押しボ		
			備に依							の数に応じて、 第 33-1 表 により抜き取		型感知器は、一度試験を行う		
	b	の及	び多信	言号						り、再用型の感知器の加熱試験に準じて	と交換す	ること。		
	感	知器	の性能	旨を						確認する。	(ウ) 非再用を	型感知器の抜き取りは、輪番	骨で行い、図面又は点 ^材	倹票等に抜き取
			ものを	除								た感知器の位置を明確にして		
	< ,	。)									ら不良が	発見された場合は、その不」		施すること。
												第 33-1 表 感知者		7
												感知器の設置個数	抜き取り数	
												1以上10以下	1	
												11 以上 50 以下	2	
												y y		J
	煙	感知	器(自	動	ス	ポ	ッ	<u>۱</u>	型	所定の加煙試験器により確認する。	ア確実に作動	 すること。		
			能又に					•				表示が適正であること(受	信機が設けられる場合	に限る。)。
	隔	試験	幾能を	有							ウ 確認灯付感	知器の場合は、確認灯が正常	常に点灯すること。	
		2 1 4 7	定小規	0150								験器の発煙材は試験器によ		
	施	設用	自動ク	火災							(イ) 加煙試	験時には取付け面の気流等	による影響のないよう	にすること。

	+n /=n /45					7			
	報知設備に係								
	もの及び多信	-							
	感知器の性能								
	有するものを除								
	< 。)								
	炎感知器(自動	h試験機i	能又は遠隔試験機	能を有	所定の炎感知器用作動試験器により確認	ア 確実に作動すること。			
	する特定小規	模施設用	自動火災報知設備	前に係	する。	イ 警戒区域の表示が適正であること (受信機が設けられる場合に限る。)。			
	るもの及び多	信号感知	器の性能を有する	らもの					
	を除く。)								
	多信号感知器	及び複合	·式感知器(自動試	験機能	熱感知器及び煙感知器の点検方法に準じ	アー確実に作動すること。			
			する特定小規模が		て行う。	イ 警戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。)。			
	自動火災報知設備に係るものを除く。)								
			を有する特定小規	模施設	受信機若しくは中継器の直接操作又は所	アー確実に作動すること。			
			係るものに限る。		定の外部試験器により確認する。	/ 「響戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。)。			
発	1	機周	囲の状		目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。			
75	IF	外	<u> </u>	形		変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。			
		表				ア 押しボタン等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。			
		衣		小					
		-km) N h , T ~ 10 N/.	55 34 HH		イ 銘板等がはがれていないこと。			
		押	しボタン及び送	党		ア 主音響装置及び地区音響装置が鳴動するか又は放送設備が正常に警報を発す			
					する。	ること。			
						イ 確認灯のあるものは、確認灯が点灯すること。			
		表	示	灯	目視により確認する。	ア 変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。			
						イ 取付け面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m離れたところから容易			
						に識別できること。			
音	響装	置外		形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。			
		取	付 状	態		脱落、緩み等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。			
		音	圧	等	他の機械等の音等がある部分に設けられ	ア 主音響装置及び地区音響装置が正常に鳴動すること。			
					たものは、感知器又は発信機を作動させ	イ 音圧、音色及び音声警報が他の機械等の音等と区別して聞き取れること。			
					て確認する。	※ 放送設備の警報音が感知器と連動して作動するように設けられている場合			
						は、地区音響装置の省略の有無を確認すること。			
		鳴		動	感知器又は発信機を作動させて、地区音	自動的に全館の地区音響装置が一斉に鳴動すること。			
		,,,,			響装置の鳴動を確認する。	A PART OF A BANK			
蓄積格	機能(蓄積機能な	すする	特定小規模施設用	自動火	(1) 感知器の種別ごとに1個以上の感	ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。			
			幾能を有しないも		知器を所定の操作により作動させて確	イ 蓄積時間内に発信機を作動させた場合、蓄積機能を自動的に解除し、火災表			
る。)	··· •> • VIII - < / -> / - > \	1 277 H. NOV.	× 11 0.94 0	- I-FX	認する。	示を行うこと。			
201					(2) 蓄積機能を有する中継器又は受信	ウ アナログ式のものは注意表示までの時間が適正であり、注意表示中に発信機			
					機を用いる特定小規模施設用自動火災	ターテナロッスのものは任息表示よくの時間が過止くあり、任息表示中に先后機 を作動させた場合火災表示を行うこと。			
					報知設備にあっては、蓄積時間内に発	で17到のビル勿日八火以小で11ノーと。			
					報知畝畑にめつくは、黄傾時间内に発 信機を作動させて確認する。				
					(3) アナログ式のものにあっては、注意				

		表示試験及び発信機を作動させて確認する。				
	を有する特定小規模施設用自 自動試験機能を有しないもの	任意の1回線で、加熱試験器又は加煙試験器等を用いて、感知器を作動させ、第一信号及び第二信号による火災表示を確認する。 また、第一信号及び第二信号にかかわらず、発信機を操作した場合の火災表示を確認する。	イ 第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。 ウ 発信機を操作した場合、主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及			
自動試験機能(自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、受信機を設けるものに限る。)	予備電源及び非常電源(内蔵型のものに限り、電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としいる場合を除く。)受信機の大災表示受信機の特定小規模施設制の受信機及び中継器の制御機能及び電路及び中継器の制御機能及び電路及び中継器の制御機能及が電路の特定が、場別の特定が、場別の特定が、場別の特定が、場別の特別の対象をでは、場別の対象をでは、場別の対象をでは、の対象をは、のが、の対象をは、の対象をは、の対象をは、のが、の対象をは、の対象をは、の対象をは、の対象をは、の対象をは、の対象をは、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、	記録装置の記録等を確認する。	異常が記録又は保持表示されていないこと。 ※(ア) 予備電源及び非常電源については、次の事項の記録を確認すること。 a 予備電源及び非常電源の容量 b 切替装置 c 結線接続 d ヒューズ、ブレーカー等の作動 (イ) 異常が表示されている場合は、対策を講じること。			
	能付感知器により構成される 災報知設備のうち、受信機を	所定の操作により確認する。	すべての連動型警報機能付感知器が連動していること。			
無線機能(無線式の特定/備に限る。)	小規模施設用自動火災報知設	所定の操作により確認する。	ア 無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機の通信状態が正常であること。(イに掲げるものを除く。) イ 定期通信の状態保持機能により確認できるものにあっては、異常が記録又は保持表示されていないこと。			

3 総合点検

点	検	項	目	点	検	方	法	判	定	方	法
同	時	作	動	火災試	験スイッチ、	回線選択スク	イッチ又	受信機(表	長示機等を含む。) が正常に作動	し、主音響装置及び	地区音響装置の全部
				は火災	表示試験機能	≧により、復	日させる	又は当該5	5回線に接続されている地区音響	撃装置が鳴動するこ	と。
				ことな	く任意の5回	回線(5回線)	こ満たな				

	いものは全回線) の火災表示試験を行い、 確認する。	
煙感知器、煙複合式感知器又は熱煙複合式感知器の感度(自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。)	所定の感度試験器により確認する。	感度は所定の範囲内であること。 ※(ア) 警戒区域ごとに煙感知器を取り外し、外観の清掃(ちり払い等の簡単な外観の清掃)を行うこと。 (イ) 感知器を取り外した場所は、未警戒とならないように、必ず代替えの感知器を取り付け、その旨を点検票に記録しておくこと。 (ウ) 感度が正常なものは、再度取り付けること。 (エ) 取り付け後は、加煙試験器を用いて、作動の確認をすること。 ただし、感知器の設置場所から離れた位置(中継器又は受信機等)において当該感知器の感度を確認することができる感度試験器を用いる場合は、上記(ア)から(エ)までによらず当該感知器の感度を確認することができる。
地 区 音 響 装 置 の 音 圧	次の操作により確認する。 (1) 音響装置の取り付けられた位置の中心から前面 1 m離れた位置で騒音計(A特性)を使って測定する。 (2) ボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定する。 (3) 音圧は、簡易又は普通騒音計を用いてピーク値により測定する。	ア 音声により警報を発するもの以外のものの音圧は、90dB以上であること。 イ 音声により警報を発するものの音圧は、92dB以上であること。
総合作動(自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。)	受信機の常用電源を遮断し、任意の感知 器を加熱試験器等を用いて加熱等を行 い、確認する。	火災表示装置及び注意表示装置(アナログ式のものに限る。)が正常に点灯し、かつ、音響装置の鳴動が適正であること。

第35 複合型居住施設用自動火災報知設備の点検要領

1 一般的留意事項

- (1) 複合型居住施設用自動火災報知設備の点検に先立って、他の設備(消火設備、放送設備、防排煙設備等)との連動回路を遮断し、点検終了後はこれらを復元すること。
- (2) 火災表示等の点検において、鳴動を確認した後に鳴動停止にする場合には、点検終了後はこれは復元すること。
- (3) 予備電源が非常電源の容量を上まわる場合は、非常電源に替えることができる。
- (4) 感知器の作動試験は、蓄積機能を有する回線に接続されているものは、当該蓄積機能を解除して行ってもよい。
- (5) 自動試験機能を有するものは、当該試験機能に係る項目については記録装置の記録により確認する。 ただし、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号。以下「特定小規模省令」という。)第2条第2号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備(以下「特定小規模自火報」という。)を同令第3条第2項及び第3項の例により設置する場合で、当該設備が自動試験機能を有するものである場合は、当該試験機能に係る項目について省略することができる。
- (6) 自動試験機能を有するものには、構成するすべての感知器が連動型警報機能付感知器であって、かつ、自動試験機能等対応型感知器であるものも含む。

2 機器点検

点	強 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法
予備電源及び非	外	形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。
常電源(内蔵型				イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
のものに限り、				※ 使用期間の表記がある部品等に関しては、期限の確認をすること。
電源に電池を用	表	示	目視により確認する。	受信機に表示されている種別、定格容量、定格電圧等が適正に表示されていること。
いており、か	端 子 電	圧	予備電源試験スイッチ等を操作し、電圧計等により	電圧計等の指示が規定値以上であること。
つ、当該電池を	(自動試験機能を有	すする	確認する。	※ 電圧計等の指示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が考えら
非常電源として	ものを除く。)			れるので注意すること。
いる場合を除	切 替 装	置	常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確	
⟨∘)	(自動試験機能を有	すする	認する。	復旧したとき自動的に常用電源に切り替わること。
	ものを除く。)			
	充 電 装	置	目視等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常な発熱等がないこと。
	(自動試験機能を有	すする		※ 充電回路で抵抗器が使用されているものにあっては、高温となる場合があるので、発熱
	ものを除く。)	/ -l:	ロゼロッド シー・ノー・・ ケケー・ト ロッカーコートラ	のみで判定するのではなく、変色等がないかどうかを確認すること。
	結線接	続きナス	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	(自動試験機能を有ものを除く。)	190		
受信機及び	周囲の状	 況	目視により確認する。	常時人がいる場所であり(中継器を除く。)、使用上及び点検上必要な空間が確保されてい
中継器	□ □ □ √ 1八	1/1		ること。
1 /105 -111	外	形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表	示	目視により確認する。	アー検定合格証が貼付されていること。
			Port of A Parison	イ 銘板等に規定の表示がなされていること。
				7,700
				ウ 銘板等がはがれていなく、かつ、名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。
				エ 第34-1図の例に示すスイッチ等の銘板の表示が適正にされていること。

		・
#6 5 - 15 - 4 - 15 - 15	HH) .)) o white) w	第34-1図 P型1級受信機の例
警戒区域の表示装置 電 圧 計	目視により確認する。 目視及び計器等により確認する。	汚損、不鮮明な部分等がないこと。ア変形、損傷等がないこと。イ電圧計の指示値が所定の範囲内であること。ウ電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
ス イ ッ チ 類	目視、ドライバー等及び開閉操作により確認する。	ア 端子の緩み等がなく、発熱していないこと。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。
ヒューズ類	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。
継 電 器 (自動試験機能を有するものを除く。)	目視及び試験装置等により確認する。	ア 脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ 確実に作動すること。
表 示 灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
通話装置	送受話器の操作により確認する。	ア 発信機等側の送受話器を操作して、受信機側を呼び出し明瞭に同時通話ができること。 イ 2以上の受信機が設けられている場合は、明瞭に相互間の通話ができるこ と。 ※ T型発信機を接続する受信機は、2回線以上が同時に作動したとき、通話すべき発信機 を任意に選択することができ、かつ、遮断された回線におけるT型発信機の話中音が流れ ること。
結 線 接 続 (自動試験機能を有する ものを除く。)	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
接地	目視及び回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。

附属	装 置	火災表示試験及び注意表示試験 (アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。) を行い、移報を確認する。	ア 表示機等への火災信号又は火災情報信号(アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。)の移報が正常に行われること。 イ 相互に機能障害がないこと。 ※ 附属装置として、消火設備、非常用放送設備、防排煙設備等があるので点検時には十分注意して行うこと。
等(自動 ア 試験機能 二 を有する	: 積 式 ナログ式 . 信 号 式 · の 他	火災表示試験を行い確認する。	ア 火災灯、地区表示装置の点灯及び主音響装置の鳴動並びに自己保持機能が正常であること。 イ 蓄積式受信機にあっては、前1によるほか、蓄積の測定時間は、受信機で設定された時間に5秒を加えた時間以内であること。 ウ 二信号式受信機にあっては、前1によるほか、次によること。 (ア) 第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。 (イ) 第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。 ※(ア) 回線別に蓄積機能を有しているものは、回線別に点検する。 (イ) P型3級、GP型3級受信機及び二信号式受信機の第一信号による火災表示は、自己保持機能がないものもあるので注意すること。 (ウ) 1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。
注 意 (アナログ式の ち、自動試験機 ないものに限る。	もののう 機能を有し	注意表示試験を行い確認する。	注意灯及び地区表示装置の点灯並びに音響装置の鳴動が正常であること。 ※ 1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。
回 路 (無線式のもの 線によって信号 する部分及び常 視機能を有する く。)	導 通ののうち無けるというでは、 対象とは、 対は、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 が	回路導通試験を行い確認する。 (回路導通試験装置 のあるものに限る。)	ア 試験用計器の指示値が所定の範囲内(文字板に色別してある範囲内)であること。 イ 導通表示灯等によるものにあっては点灯等すること。 ※(ア)断線表示灯によるものは、断線時に点灯するので注意すること。 (イ)自動断線監視方式は、回線を断線状態とし、機能の確認をすること。
設 定 表 示 (アナログ式の る。)		所定の操作により確認する。	ア 設定表示温度等が表示温度等設定一覧図に示されているものと同じであること。 イ 表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。
感知器の作動 (遠隔試験機能 ものに限る。)		所定の外部試験器により操作を行い、確認する。	感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。
予備	品 等	目視により確認する。	ア ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書及び警戒区域一覧図その他必要なもの

							が備えてあること。
							イ 表示温度等設定一覧図(アナログ式に限る。)、システムブロック図(自動試験機能を
							有するものに限る。)が備えてあること。
感	外				形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。
	警戒状況	未	警刑	戈 部	分		設置後の用途変更、間仕切変更等による未警戒の部分がないこと。
知		感	知	区	域		ア 感知区域の面積及び取付け面の高さに応じた感知器の種別及び個数が設置されているこ
器							と。
							イ 炎感知器の場合は監視空間又は監視距離が適正であること。
		適	Лi	Ž.	性		設置場所に適応する感知器が設けられていること。
							※ 規則及び特定小規模省令等によるほか、非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがあ
							る場所等の適応性については、「自動火災報知設備の感知器の設置に関する選択基準につ
							いて」(平成3年12月6日付け消防予第240号)を参考とすること。
		機	能	障	害		ア 塗装等がされていないこと。
							イ 光電式分離型感知器にあっては、受光部に機能障害を及ぼすおそれのある日光の入射等
							がないこと。
							ウ 炎感知器にあっては、機能障害を及ぼすおそれのある日光の入射等がないこと。
							エ 模様換え等により感知障害となる熱気流又は煙の流動を妨げるものがないこと。
							※(ア) 炎感知器で道路の用に供される部分以外に設けられるものにあっては、壁によって
							区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ 1.2mまでの空間の各部分から当該
							(イ) 炎感知器で道路の用に供される部分に設けられるものにあっては、道路面(監視
							員通路が設けられている場合にあっては、当該通路面)からの高さ 1.0m以上 1.5m
							以下の部分に設けてあること。

熱(機隔をの信のす除感動又験すび感能も)というではあるというないがある。

- ス ポ ッ ト 型 | (1) 差動式、定温式 (再用型) 及び熱アナログ式 | ア 確実に作動すること。 所定の加熱試験器により確認する。
 - (2) 定温式(非再用型)

警戒区域ごとに設置されている感知器の数に応 じて、**第 34-1表**により抜き取り、再用型の感 知器の加熱試験に準じて確認する。

- イ 警戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。)。
- ※(ア) 可燃性ガス等の滞留により引火のおそれがある場所及び高圧受変電室等の感電のお それのある場所に設けられた感知器を点検するときは、差動スポット試験器又は回路 試験用押しボタン等の試験器により行うこと。
 - (イ) 非再用型感知器は、一度試験を行うと再度使用できないので試験後は新品と交換 すること。
 - (ウ) 非再用型感知器の抜き取りは、輪番で行い、図面又は点検表等に抜き取りを行っ た感知器の位置を明確にしておく。なお、抜き取りをしたものから不良が発見され た場合は、その不良個数分を抽出して実施すること。

第34-1表 感知器の抜き取り数表

感知器の設置個数	抜き取り数
1以上10以下	1
11 以上 50 以下	2
51 以上 100 以下	4
101以上	7

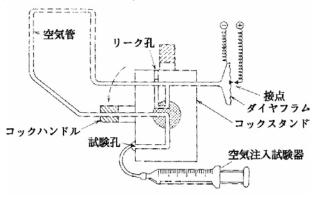
- 分 布 型 | 空 気 管 式 | (1) 火災作動試験 (空気注入試験)

次により感知器の作動空気圧(空気膨張圧力) に相当する空気量を、空気注入試験器 (5cc 用、以下「テストポンプ」という。)によって注 入し、確認する。

- ① 検出部の試験孔にテストポンプを接続し、試 験コック等を作動試験位置に合わせる。
- ② 検出部に表示されている空気量を空気管に注 入する。
- ③ 空気を注入してから作動するまでの時間を測 定する。
- (2) 作動継続試験

火災作動試験により、感知器が作動したときか ら、復旧するまでの時間を測定し、確認する。

- ア確実に作動すること。
- イ 作動時間及び作動継続時間は、検出部に貼付されている諸元表による範囲内の値である こと。
- ウ 警戒区域の表示が適正であること。



第34-2図 差動式分布型感知器(空気管式)の火災作動試験の例

			及	は電対のでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こ	热半	(1) 火災作動試験 次により感知器の作動電圧に相当する電圧を所定の試験器により検出部に印加し、確認する。 ① 試験器のスイッチを作動試験側に入れ、検出部に接続する。 ② ダイヤルを操作し、検出部に徐々に電圧を加え、作動したときの作動電圧値を測定する。 (2) 回路合成抵抗試験 試験器により、試験できるものは、プラグを検出部に挿入して所定の操作を行う。その他のものは、熱電対回路を検出部端子から切り離し、確認する。	 ※(ア) 注入する空気量は、感知器の感度種別又は空気管長により異なるので所定量以上の空気を注入するとダイヤフラムに損傷を与えるおそれがあるので注意すること。 (イ) 注入した空気がリーク孔を通過しない構造のものにあっては、所定の空気量を注入した直後すみやかに試験コック等を定位置に復帰させること。 (ウ) 不作動又は測定した時間が所定の範囲外の場合若しくは前回の点検時の測定値と大幅に異なる場合は、空気管とコックスタンドの接合部の締付けが確実かどうかを確認のうえ、流通試験及び接点水高試験を行い確認すること。 ア 確実に作動すること。 イ 作動したときの電圧が各検出部に表示されている値の範囲内であること。 ウ 回路合成抵抗値が各検出部に表示されている値以下であること。 エ 警戒区域の表示が適正であること。 ※ 熱半導体式にあっては、感熱部の取付け面の高さが8m未満のものは、差動式スポット型感知器の加熱試験に準じて試験を行うことができること。
	感	知	,	線	型	(1) 感知器の末端に設けた回路試験器を操作し、確認する。(2) 感知器回路の配線と感知線の合成抵抗値を次により確認する。① 受信機の外線をはずし、測定する回路の末端を短絡する。② 回路中の終端抵抗等が挿入されているものは、終端抵抗等を短絡する。③ 感知器回路の配線と感知線の合成抵抗値を回路計で測定する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 回路合成抵抗値が感知器に明示されている値以下であること。
煙 感 知 器 (自動試験 機能又は遠 隔試験機能 を有するも の並びに多	分	ポ	離	٦	型型	所定の加煙試験器により確認する。 所定の減光フィルターにより確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。)。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯すること。 ※(ア) 加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。 (イ) 加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。

	するもの	をの器式のを	機能が多に	スは遠隔試験 言号感知器の) び複合式感知	性能を	:有	所定の炎感知器用作動試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。)。 ア 確実に作動すること。
		上 能又	は遠	隔試験機能を			WARVERING OFFICIAL INCOME.	イ 警戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。)。
	感 (遠隔試	、験相	幾能を	知 :有するもの	に限る	器(5。)	受信機もしくは中継器の直接操作又は所定の外部試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。)。
発	信	機	月 外 表 畑 1	囲の		形示		周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。 ア 押しボタン等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ 銘板等がはがれていないこと。 ア 主音響装置及び地区音響装置が鳴動するか又は放送設備が正常に警報を発すること。
			表	示	, Z. Z.	灯	目視により確認する。	イ 確認灯のあるものは、確認灯が点灯すること。 ア 変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。 イ 取付け面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m離れたところから容易に識別できること。
音	響装	置	外取音	付 圧	状	形態等	目視により確認する。 目視により確認する。 他の機械等の音等がある部分に設けられたものは、 感知器又は発信機を作動させて確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 脱落、緩み等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。 ア 主音響装置及び地区音響装置が正常に鳴動すること。 イ 音圧、音色及び音声警報が他の機械等の音等と区別して聞き取れること。 ※ 放送設備の警報音が感知器と連動して作動するように設けられている場合は、地区音響装置の省略の有無を確認すること。
			鳴			動	感知器又は発信機を作動させて、地区音響装置の鳴動方式を確認する。	ア 一斉鳴動の場合 自動的に全館の地区音響装置が一斉に鳴動すること。 イ 相互鳴動の場合 2以上の受信機が設けられている防火対象物の地区音響装置は、いずれの受信機から も鳴動できること。 ウ 再鳴動の場合 再鳴動機能を有する地区音響装置は、機能が正常であること。

蓄 積 機 能 (蓄積機能を有するもののうち、自動試験機 能を有しないものに限る。)	(=) // == = = = = = = = = = = = = = = = =	ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。 イ 蓄積時間内に発信機を作動させた場合、蓄積機能を自動的に解除し、火災表示を行うこと。 ウ アナログ式のものは注意表示までの時間が適正であり、注意表示中に発信機を作動させた場合火災表示を行うこと。 第34-2表				
			50 NIT	熱感知器	煙感知器	炎感知器
			50以下	1	1	1
			51 以上	2	2	2
二 信 号 機 能 (二信号機能を有するもののうち、自動試験機能を有しないものに限る。)	よる火災表示を確認する。また、第一信号及び第二信号にかかわらず、発信機を操作した場合の火災表示を確認する。 記録装置の記録等を確認する。		こと。 イ 第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置 灯が正常であること。			
連 動 機 能 (連動型警報機能付感知器により構成される	所定の操作により確認する。	すべ	ての連動型警報機能	ド付感知器が連動して	いること。	
		1				

ものに限る。)		
無線機能(無線式のものに限る。)	所定の操作により確認する。	ア 無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機の通信状態が正常であること。(イに掲げるものを除く。) イ 定期通信の状態保持機能により確認できるものにあっては、異常が記録又は保持表示されていないこと。

3 総合点検

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法
同 時 作 動	火災試験スイッチ、回線選択スイッチ又は火災表示 試験機能により、復旧させることなく任意の5回線 (5回線に満たないものは全回線)の火災表示試験 を行い、確認する。	受信機(表示機等を含む。)が正常に作動し、主音響装置及び地区音響装置の全部又は当該5回線に接続されている地区音響装置が鳴動すること。
煙 感 知 器 、 煙 複 合 式 感 知 器 又 は 熱 煙 複 合 式 感 知 器 の 感 度 (自動試験機能を有するものを除く。)	所定の感度試験器により確認する。	ア スポット型の感度は所定の範囲内であること。 ※(ア) 警戒区域ごとに煙感知器を取り外し、外観の清掃(ちり払い等の簡単な外観の清掃)を行うこと。 (イ) 感知器を取り外した場所は、未警戒とならないように、必ず代替えの感知器を取り付け、その旨を点検票に記録しておくこと。 (ウ) 感度が正常なものは、再度取り付けること。 (エ) 取り付け後は、加煙試験器を用いて、作動の確認をすること。 ただし、感知器の設置場所から離れた位置(中継器又は受信機等)において当該感知器の感度を確認することができる感度試験器を用いる場合は、上記(ア)から(エ)までによらず当該感知器の感度を確認することができる。 イ 分離型の感度は所定の範囲内であること。 ※(ア) 感知器に適合する減光フィルターを用いて作動及び不作動試験を行うこと。 (イ) 感知器の送光部及び受光部のレンズを清掃した場合、所定の方法により初期状態に戻すこと。
地 区 音 響 装 置 の 音 圧	次の操作により確認する。 (1) 音響装置の取り付けられた位置の中心から前面 1 m離れた位置で騒音計 (A特性)を使って測定する。 (2) ボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定する。 (3) 音圧は、簡易又は普通騒音計を用いてピーク値により測定する。	ア 音声により警報を発するもの以外のものの音圧は、90dB以上であること。 イ 音声により警報を発するものの音圧は、92dB以上であること。
総合作動 動(自動試験機能を有するものを除く。)	受信機の常用電源を遮断し、任意の感知器を加熱試 験器等を用いて加熱等を行い、確認する。	火災表示装置及び注意表示装置(アナログ式のものに限る。)が正常に点灯し、かつ、音響装置の鳴動が適正であること。

第14 消防機関へ通報する火災報知設備

消防機関へ通報する火災報知設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試	験 項 目	試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準				
火本体	設置場所 設 置 場 所	目視により確認する。	る。 a 防災センター等に設けてあること。 b 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所 設けてあること。				
			c 機器が損傷を受けるおそれのない場所に設けてあること。				
通	周囲の状況・ 操作性		操作上又は点検上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間が保有してあること。				
報	設 置 状 況		機能に影響を及ぼさないように設置されていること。				
装	構造 • 性能	目視により確認する。	a 消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防 庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。				
置			b 手動起動装置には、誤操作を防止するための措置が講じられていること。 c 機器の各部に変形、損傷等がないこと。 d 電源監視装置は正常であること。 e 電話回線等の接続が確実であること。 f ヒューズ等は、容量が適切であり、容易にゆるまないように取り付けてあること。				
	取 扱 表 示 等	目視により確認する。	g 接地端子が設けられているものは、適切な接地が施されていること。 a 取扱方法の概要及び注意事項等が見やすい箇所に容易に消えないように表示されていること。 b 操作部分にあっては、名称及び操作内容が、当該部分又はその周辺部に容易に消えないように表示されていること。				
	予 備 品 等	目視により確認する。	所定の予備品、回路図等が備えられていること。				
	電源常用電源	目視により確認する。	電源の容量が適正であること。				
	予 備 種 別		密閉型蓄電池であること。				
	電源設置状況		a 配線は、確実にされていること。 b 蓄電池に変形、損傷、腐食等がないこと。				
遠隔起動装置等(遠隔起動 等(遠隔起動 装置等を有す るものに限 る。)	等	目視により確認する。	a 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けてあること。 b 機器が損傷を受ける恐れのない場所に設けてあること。 操作上又は点検上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間が保有してあること。				
	設 置 状 況		機能に支障を及ぼすことがないよう設置されていること。				
	構造・性能	目視により確認する。	a 手動起動装置には、誤操作を防止するための措置が講じられていること。 b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。				

			取	扱		<u> </u>	示	等	目視により確認する。	c 配線等の接続が確実であること。 d ヒューズ等は、容量が適切であり、容易にゆるまないように取り付けてあること。 e 接地端子が設けられているものは、適切な接地が施されていること。 f 機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置が設けられていないこと。 a 変形、損傷、腐食等がないこと。 b 操作部分にあっては、名称及び操作内容が、当該部分又はその周辺部に容易に消えないように表示されていること。 c 特定火災通報装置については、特定火災通報装置である旨が見やすい箇所に容易に消えないように表示されていること。
	回線装	* 終 站置 * 等		造		•	性	能	目視により確認する。	a 機器の各部に変形、損傷等がないこと。 b 電源監視装置は正常であること。 c 電話回線等の接続が確実であること。 d 接地端子が設けられているものは、適切な接地が施されていること。
			電	源	常予電	備		別	目視により確認する。	電源の容量が適正であること。 密閉型蓄電池であること。 a 配線は、確実にされていること。 b 蓄電池に変形、損傷、腐食等がないこと。
その	発	信格	幾 設	置	場	到历	所	等	目視により確認する。	次のいずれかの場所に設けてあること。 a 多数の者が目にふれやすく、かつ、火災に際し速やかに操作することができる箇所 b 防災センター等
他			操	:	ľ	Ė		部	目視及びスケール等を用いて確認す る。	a 押しボタンは、床面又は地盤面から0.8m以上1.5m以下の高さに容易に操作できるように設けてあること。 b 押しボタンの前面には、保護板が操作上支障のないように有効に設けてあること。
			構	造	•	,	性	能	目視により確認する。	a 検定品であること。 b 機器の各部に変形、損傷、腐食等がないこと。
			予		備	1		等	目視により確認する。	所定の予備品、回路図等が備えられていること。
	標	韶	機標		話	鈛		板	目視により確認する。	a 発信機の直近には、標識板が設けてあること。 b 発信機の付近に常夜灯が設けられていないときは、標識灯とし、発信機の直近に 設けてあること。

イ 機能試験

試	験 項	目	試	験	方	法		合 否 の 判 定 基 準
人 通報試験	起動機能	手動起動装	手動起動装	置を操	作して、	試験装置の	a	火災通報装置が作動したことを可視表示又は可聴音で確認できること。
		置	消防機関側電	話機で	起動信息	号の送出を確	b	選択信号(119番)は、10PPS若しくは20PPSのダイヤルパルス又は押しボタンダ
災			認する。				/	イヤル信号のいずれかであること。

通		連動起動機 能(自動火		a 火災通報装置が作動したことを可視表示又は可聴音で確認できること。 b 選択番号(119番)は、10PPS若しくは20PPSのダイヤルパルス又は押しボタンダ
報			側電話機で起動信号の送出を確認する。	イヤル信号のいずれかであること。
装		と理動する 火災通報装 置に限る。)		
置		遠隔起動装 置		a 火災通報装置が作動したことを可視表示又は可聴音で確認できること。 b 選択番号 (119番) は、10PPS若しくは20PPSのダイヤルパルス又は押しボタンダイヤル信号のいずれかであること。
	※ 優 先 :	通報機能		と。本体に接続されている電話機が使用中の時は強制的に切断し、優先的に接続さ
	※ 通 報 頭	は出し機能	手動起動装置の操作及び連動起動機能 (自動火災報知設備と連動する火災通報 装置に限る。)により起動させて、試験装 置の消防機関側電話機で応答し、通報の 開始状況を確認する。	蓄積音声情報が常に冒頭から始まるか又は一区切りの蓄積音声情報を全て聞き取ることができるよう措置されていること。
	(自動火災	報知設備と連	連動起動機能により起動させ、蓄積音 声情報を送出している間に手動起動装置 を操作して確認する。	手動起動装置を操作後、直ちに又は連動起動機能による一区切りの蓄積音声情報を送出した後、手動起動装置の操作による蓄積音声情報が送出できること。
	蓄積音	声情報	手動起動装置の操作及び連動起動機能 (自動火災報知設備と連動する火災通報 装置に限る。)により起動させて、確認す る。	※a 蓄積音声情報が、選択信号送出後自動的に送出されること。 b 蓄積音声情報は、次によること。 ※(a) 通報信号音及び音声情報により構成されるものであること。 (b) 通報信号音及び音声情報は、次の①又は②に掲げる場合に応じ、当該ア及びイに定めるところによること。 ① 手動起動装置の操作により起動された場合 ※ア 通報信号音は、基本周波数が概ね800Hzの単音を3音連続したものを2回反復したものであること。 イ 音声情報は、火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容であること。 ② 連動起動機能により起動された場合 ※ア 通報信号音は、基本周波数が440Hz以上の単音を2音連続したものを2回反復したものであること。また、第2音の周波数が第1音の周波数の概ね6分の5であること。また、第2音の周波数が第1音の周波数の概ね6分の5であること。 イ 音声情報は、自動火災報知設備が作動した旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容であること。 ※(c) 一区切りの蓄積音声情報は30秒以内であること。

	※ 再 呼	出し機能	消防機関側の電話機を通話中の状態にし、手動起動装置の操作又は連動起動機能(自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。)により起動させて、起動状況を確認する。	(d) 音声は電子回路により合成した女声とし、発声が明瞭で語尾を明確に強調した口調であること。 ※(e) 蓄積音声情報は、ROM等に記憶させてあること。 c 電話回線に選択信号又は蓄積音声情報を送出している間、選択信号にあっては信号音、蓄積音声情報にあっては音声等をモニター用スピーカーで確認できること。 自動的に再呼出しすること。
※通話試験	等(特定		手動起動装置の操作又は連動起動機能 (自動火災報知設備と連動する火災通報 装置に限る。)により起動させて、一区切 りの蓄積音声情報を送出した後、自動的 に10秒間電話回線を開放し、試験装置の 消防機関側から呼返し信号を送出し、応 答状況を確認する。	
		不応答時の 通報継続状 況	手動起動装置の操作又は連動起動機能 (自動火災報知設備と連動する火災通報 装置に限る。)により起動させて、一区切 りの蓄積音声情報を送出したままの状態 とする。	火災通報装置から継続して蓄積音声情報を送出すること。
		切 替 状 況	手動起動装置の操作又は連動起動機能 (自動火災報知設備と連動する火災通報 装置に限る。)により起動させて、蓄積音 声情報を通報中に、手動操作により、電 話回線を送受話器側に切替える。	
			手動起動装置の操作又は連動起動機能 (自動火災報知設備と連動する火災通報 装置に限る。)により起動させて、蓄積音 声情報を通報中に強制的に電話回線を開 放し、試験装置の消防機関側の電話機か ら呼返し信号を送出する。	呼返し信号を受信し可聴音により表示し、試験装置の消防機関側の電話機と火災通報装置側の電話機の間で相互通話することができること。
	等(特定	リー通話へ	手動起動装置の操作又は連動起動機能 (自動火災報知設備と連動する火災通報 装置に限る。)により起動させて、蓄積音 声情報を送出した後、自動的にハンズフ リー通話状態に移行すること及び通話状 況を確認する。	

1	Ì			
		切 替 状 況	手動起動装置の操作又は連動起動機能	手動操作により、蓄積音声情報の通報が停止され、試験装置の消防機関側の電話
			(自動火災報知設備と連動する火災通報	機とハンズフリー通話機能による通話ができること。
			装置に限る。) により起動させて、蓄積音	
			声情報を通報中に、手動操作により、電	
			話回線を送受話器側に切替える。	
		電話回線の		通報中に電話回線が開放されないこと。
				理報中に电前回豚が開放されがよく、
			ことを確認する。	
		モニター機能	電話回線を捕捉せずに手動起動装置の	選択信号の送出及び蓄積音声情報の内容をモニター用スピーカーで確認できるこ
			操作及び連動起動機能(自動火災報知設	と。
			備と連動する火災通報装置に限る。)によ	
			る起動で確認する。	
	電源試験	電源の自動切替機能	主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替え機能が正常であること。
		電圧	予備電源の電圧を測定する。	電圧が所定の範囲内であること。
そ	作	動試験	(1) 発信機のボタンを押し、受信機への	a 火災信号の受信完了までの所要時間(記録式の場合、同じ信号を2回記録するま
			送信状況及び音響装置の作動状況を確	での所要時間)は、20秒以内であること。
\mathcal{O}			認する。	b 音響装置が正常に作動すること。
			(2) 自動火災報知設備の感知器の作動等	
他			と連動して(自動火災報知設備と連動	
			する消防機関へ通報する火災報知設備	
			のうち火災通報装置以外のものに限	
			る。) 起動させ、受信機への送信状況及	
			び音響装置の作動状況を確認する。	

- 備考 1 火災通報装置の機能試験に用いる試験装置は、所定の性能を有していること。
 - 2 試験装置の使用の際には、当該防火対象物の電話回線の選択信号と合わせること。
 - 3 試験終了後、電話回線に接続する場合には装置本体が復旧していることを確認すること。
 - 4 ※印の試験は、「火災通報装置の基準」(平成8年消防庁告示第1号) に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されたものにあっては、省略することができる。

第11 自動火災報知設備

1 一般的留意事項

- (1) 自動火災報知設備の点検に先立って、他の設備(消火設備、放送設備、防排煙設備等)との連動回路を遮断し、点検終了後はこれらを復元すること。
- (2) 火災表示等の点検において、鳴動を確認した後に鳴動停止にする場合には、点検終了後はこれを復元すること。
- (3) 予備電源が非常電源の容量を上まわる場合は、非常電源に替えることができる。
- (4) 感知器の作動試験は、蓄積機能を有する回線に接続されているものは、当該蓄積機能を解除して行ってもよい。 点検終了後はこれを復元すること。
- (5) 自動試験機能を有するものは、当該試験機能に係る項目については記録装置の記録により確認する。
- (6) 「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について(通知)」(平成7年 消防予第220号)の4、その他の(1)により、自動試験機能付き又は遠隔機能付き自動火災報知設備が設置されている場合は、「共同住宅用自動火災報知設備」により点検することができるものであること。
- (7) 感知器の作動時間等の判定については、「消防用設備等に係る執務資料の送付について(通知)」(平成10年 消防予第67号)を参照すること。

2 機器点検

点	検	項	目	点検	方 法	判 定 方 法 (留 意 事 項 は ※ で 示 す 。)
予備電源及び	*非常電源	外	形	目視により確認する。		ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。
(内蔵型のも	のに限り、					イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
電源に電池を	用いてお					※ 使用期間の表記がある部品等に関しては、期限の確認をすること。
り、かつ、当	該電池を非	表	示			受信機に表示されている種別、定格容量、定格電圧等が適正に表示されているこ
常電源として	いる場合					と。
を除く。)		端子電圧(自	動試験機能を	予備電源試験スイッチ	等を操作し、表示	表示灯の点灯状況、電圧等が適正に標示されること。
		有する自動火	災報知設備を	灯、電圧計等により確	認する。	※ 表示の点灯状況、電圧計等の標示が適正でない場合には、充電不足、充電装
		除く。)				置、電圧計の故障等が考えられるので注意すること。
		切替装置(自	動試験機能を	常用電源回路のスイッ	チを遮断すること	常用電源を停電状態にしたとき、自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、
		有する自動火	災報知設備を	等により確認する。		常用電源が復旧したとき自動的に常用電源に切り替わること。
		除く。)				
		充電装置(自	動試験機能を	目視等により確認する	0	変形、損傷、著しい腐食、異常な発熱等がないこと。
		有する自動火	災報知設備を			※ 充電回路で抵抗器が使用されているものにあっては、高温となる場合がある
		除く。)				ので、発熱のみで判定するのではなく、変色等がないかどうかを確認すること。
		結線接続(自	動試験機能を	目視及びドライ	バー等により確認	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
		有する自動火	災報知設備を	する。		
		除く。)				
受信機及	び中継器	周 囲 の) 状況	目視により確認する。		常時人がいる場所であり(中継器を除く。)、使用上及び点検上必要な空間が確保
						されていること。
		外	形			変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		表	示			ア 検定合格証が貼付されていること。
						イ 銘板等に規定の表示がなされていること。
						ウ 銘板等がはがれていなく、かつ、名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。
						エ 第11-1図の例に示すスイッチ等の銘板の表示が適正にされていること。
				·		

		文流電源灯 スイッチ注意灯 発信機灯 電話灯 注意音響停止スイッチ 地区音響一時停止スイッチ 大災復旧スイッチ 火災自動試験スイッチ 火災自動試験スイッチ 電話ジャック 蓄積解除スイッチ 自動/試験復旧スイッチ 自動/試験復旧スイッチ
		第 11-1 図 P型 1 級受信機の例
警戒区域の表示装置		汚損、不鮮明な部分等がないこと。
電 圧 計	目視及び計器等により確認する。	ア変形、損傷等がないこと。
		イ 電圧計の指示値が所定の範囲内であること。
W. W.		ウ 電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
ス イ ッ チ 類	目視、ドライバー等及び開閉操作により 確認する。	ア 端子の緩み等がなく、発熱していないこと。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。
ト ュ ー ズ 類		イ 開閉位置及び開閉機能が止常であること。 ア 損傷、溶断等がないこと。
	日悦により確認する。	/ - 損傷、俗例寺がないこと。 イ - 回路図・基盤等に表示された種類及び容量のものが使用されていること。
継電器(自動試験機能を有	目視及び試験等により確認する。	ア 脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。
する自動火災報知設備を除く。)	I DEACO BANDA ALCA J HERE J. 30	イ 確実に作動すること。
表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	輝度の低下が無く、点灯等が確認でき、文字等も判読できること。
通話装置	ZARIM PROTEST OF	ア 発信機等側の送受話器を操作して、受信機側を呼び出し明瞭に同時通話ができること。 イ 2以上の受信機が設けられている場合は、明瞭に相互間の通話ができること。 ※ T型発信機を接続する受信機は、2回線以上が同時に作動したとき、通話すべき発信機を任意に選択することができ、かつ、遮断された回線におけるT型発信機の話中音が流れること。
結線接続(自動試験機能を	目視及びドライバー等により確認	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
有する自動火災報知設備を 除く。)	する。	
接地	目視、回路計及びドライバー等により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
附 属 装 置		ア 表示機等への火災信号又は火災情報信号(アナログ式のもので火災情報信号
	グ式のもので火災情報信号が移報される	が移報されるものに限る。)の移報が正常に行われること。

		ものに限る。)を行い、移報を確認する。	イ 相互に機能障害がないこと。			
			※ 附属装置として、消火設備、非常用放送設備、防排煙設備等があるので点検			
			時には十分注意して行うこと。			
火災表示等		火災試験を行い確認する。	ア 火災灯、地区表示装置の点灯及び主音響装置の鳴動並びに自己保持機能が正			
(自動試験			常であること。			
機能を有す			イ 蓄積式受信機にあっては、前アによるほか、蓄積の測定時間は、受信機で設			
る自動火災	1 / 1 ログ取		定された時間に5秒を加えた時間以内であること。			
報知設備を	ć.		ウ 二信号式受信機にあっては、前アによるほか、次によること。 (7) 第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び地区表示装置の点			
除く。)			(ア) 第一信号により主旨警表直又は副音響表直の特動及の地区表示表直の点 灯が正常であること。			
	二信号式		(イ) 第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地			
			区表示装置の点灯が正常であること。			
			※(ア) 回線別に蓄積機能を有しているものは、回線別に点検する。			
	その他		(イ) P型3級、GP型3級受信機及び二信号式受信機の第一信号による火災表			
			示は、自己保持機能がないものもあるので注意すること。			
			(ウ) 1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の			
V) # # =	(-) 18 15 - 4))	回線へ移行すること。			
_ · · · -	(アナログ式の自 ロ設備のうち、自	注意表示試験を行い確認する。	注意灯及び地区表示装置の点灯並びに音響装置の鳴動が正常であること。 ※ 1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回			
	i政佣のうら、日 Eを有しないもの		※ 1回線ことに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回 線へ移行すること。			
に限る。)	52 H O 4 V O 00		MA			
	(無線式の自動火	回路導通試験を行い確認する。(回路導通	ア 試験用計器の指示値が所定の範囲内であること。			
災報知設備	前のうち無線によ	試験装置のあるものに限る。)	イ 導通表示灯等によるものにあっては点灯等すること。			
って信号を	送受信する部分		※(ア) 断線表示灯によるものは、断線時に点灯するので注意すること。(イ)			
	f線監視機能を有		常時断線監視方式は、回線を断線状態とし、機能の確認をすること。			
	く災報知設備を除					
< o)	3					
	は	所定の操作により確認する。	ア 設定表示温度等が表示温度等設定一覧図に示されているものと同じであるこ			
スの目動り る。)	火災報知設備に限		と。 イ 表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。			
	 =動等の表示(遠	 所定の外部試験器により場作を行い 確	1 表示温度等設定一見図の内容が適正であること。 感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。			
	金有する自動火	認する。				
災報知設備		/ 0				
予備		目視により確認する。	ア ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書及び警戒区域一覧図その他			
			必要なものが備えてあること。			
			イ 表示温度等設定一覧図 (アナログ式に限る。)、システムブロック図 (自動試			
			験機能を有するものに限る。)が備えてあること。			
F# /#	π'/	ㅁㅠㅑហ꺄?지나ㄱ				
感 外		目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。			
44 管 拟 沢 戊 木 管	戏 部 分		設置後の用途変更、間仕切変更等による未警戒の部分がないこと。			

器	感	知	区	域			面積及び取付け面の高さに	応じた感知器の種別及	び個数が設置さ		
						れていること	*				
						7 7 7 2 7 7 7 7 7 7	場合は監視空間又は監視距				
	適		応	性		設置場所に適応する感知器が設けられていること。 ※ 規則によるほか、非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場所等の					
						適応性につい	ては、「自動火災報知設備の)感知器の設置に関する	選択基準につい		
						て」(平成3年	₹12月6日付け消防予第2	240号) を参考とする	5こと。		
	機	能	障	害		ア 塗装、防塵	カバー等がされていないこ	と。			
						イ 光電式分離	型感知器にあっては、受光	:部に機能障害を及ぼす	おそれのある日		
						光の入射等が	ないこと。				
						ウ 炎感知器に	あっては、機能障害を及ぼ	ぎすおそれのある障害物	1、日光の入射等		
						がないこと。					
							により感知障害となる熱気	流又は煙の流動を妨げ	ざるものがないこ		
						٤.					
						70007	器で道路の用に供される部分				
							区画された区域ごとに、当				
							分から当該感知器までの距	!離が公称監視距離の範	囲内となるよう		
						に設けてあること。					
							器で道路の用に供される部分				
							通路が設けられている場合		面)からの高さ		
							上 1.5m以下の部分に設けて	てあること。			
熱感知器(自重	1	ポ	ット	型	(1) 差動式、定温式(再用型)及び熱ア	ア 確実に作動					
試験機能若しく	-				ナログ式		表示が適正であること。				
は遠隔試験機能	l l				所定の加熱試験器により確認する。		知器の場合は、確認灯が正		*		
を有する自動外					(2) 定温式(非再用型)		ガス等の滞留により引火のキ				
災報知設備に係					警戒区域ごとに設置されている感知	70,110	さそれのある場所に設けられ		С		
る熱感知器又は					器の数に応じて、 第 11-1 表 により抜き	> 1 F 10 (A)	器又は回路試験用押しボタン	1 . F . O. N . I 4 N			
多信号感知器を	-				取り、再用型の感知器の加熱試験に準じ		型感知器は、一度試験を行う	と再度使用できないの	で試験後は新品		
除く。)					て確認する。	と交換する	*				
							型感知器の抜き取りは、輪都				
							※知器の位置を明確にしてお				
						良が発見さ	られた場合は、その不良個数 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん		こと。		
							第 11-1 表 感知	器の抜き取り数表	1		
							感知器の設置個数	抜き取り数			
							1以上10以下	1			
							11 以上 50 以下	2			

51 以上 100 以下

101 以上

7

分 布 型 □ 空 気 管 式 □ (1) 火災作動試験 (空気注入試験) ア確実に作動すること。 イ 作動時間及び作動継続時間は、検出部に貼付されている諸元表による範囲内 次により感知器の作動空気圧(空気膨 張圧力) に相当する空気量を、空気注入 の値であること。 試験器(5cc用、以下「テストポンプ」 ウ 警戒区域の表示が適正であること。 という。) によって注入し、確認する。 エ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。 ① 検出部の試験孔にテストポンプを 接続し、試験コック等を作動試験位 置に合わせる。 ② 検出部に表示されている空気量を 空気管に注入する。 ③ 空気を注入してから作動するまで コックスタンド の時間を測定する。 コックハンドル (2) 作動継続試験 空気注入試験器 火災作動試験により、感知器が作動し たときから、復旧するまでの時間を測定 し、確認する。 第11-2 図 差動式分布型感知器(空気管式)の火災作動試験の例 ※(ア) 注入する空気量は、感知器の感度種別又は空気管長により異なるので所 定量以上の空気を注入するとダイヤフラムが損傷するので注意すること。 (イ) 注入した空気がリーク孔を通過しない構造のものにあっては、所定の空 気量を注入した直後すみやかに試験コック等を定位置に復帰させること。 (ウ) 不作動又は測定した時間が所定の範囲外の場合若しくは前回の点検時の 測定値と大幅に異なる場合は、空気管とコックスタンドの接合部の締付け が確実かどうかを確認のうえ、流通試験及び接点水高試験を行い確認する ア確実に作動すること。 熱電対式及 (1) 火災作動試験 び熱半導体 次により感知器の作動電圧に相当する イ 作動したときの電圧が各検出部に表示されている値の範囲内であること。 士 電圧を所定のメーターリレー試験器によ ウ 回路合成抵抗値が各検出部に表示されている値以下であること。 り検出部に印加し、確認する。 エ 警戒区域の表示が適正であること。 ① 試験器のスイッチを作動試験側に オ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。 入れ、検出部に接続する。 ※ 熱半導体式にあっては、感熱部の取付け面の高さが8m未満のものは、差動 ② ダイヤルを操作し、検出部に徐々 式スポット型感知器の加熱試験に準じて試験を行うことができること。 に電圧を加え、作動したときの作動 電圧値を測定する。 (2) 回路合成抵抗試験 試験器により、試験できるものは、プ ラグを検出部に挿入して所定の操作を行 う。その他のものは、熱電対回路を検出 部端子から切り離し、確認する。

		感	知		線型	(1) 感知器の末端に設けた回路試験器	アー確実に作動すること。
		心	자	Ī	脉 空	を操作し、確認する。	/ 唯美に下勤すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。
						(2) 感知器回路の配線と感知線の合成	1 音成色域の表示が適正であること。 ウ 回路合成抵抗値が感知器に明示されている値以下であること。
						抵抗値を次により確認する。	ク 国所自然松が順が恐れ奋(C的小さ4) C (の 個 以 「 C の る こ C 。
						① 受信機の外線をはずし、測定する	
						回路の末端を短絡する。 ② 回路中の終端抵抗等が挿入されて	
						いるものは、終端抵抗等を短絡する。	
						③ 感知器回路の配線と感知線の合成	
	压动(a) () () () ()		. 1.9		1 111	抵抗値を回路計で測定する。	7 7hrh) 7 /h-41, 1-7 - 1
	煙感知器(自動	ス	ポ	ツ	ト 型	77.7	アー確実に作動すること。
	試験機能若しく	分		離	型	所定の減光フィルターにより確認する。	イ 警戒区域の表示が適正であること。
	は遠隔試験機能						ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。
	を有する自動火						※(ア) 加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。
	災報知設備に係						(イ) 加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。
	る煙感知器又は						
	多信号感知器を						
	除く。)		1				
	炎感知器(自動試					所定の炎感知器用作動試験器により確認	ア確実に作動すること。
	する自動火災報知]設備(こ係る	炎感知:	器を除	する。	イ警戒区域の表示が適正であること。
	< ₀)			/ ! -			ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。
	多信号感知器及び					熱感知器及び煙感知器の点検方法に準じ	ア確実に作動すること。
	又は遠隔試験機能					て行う。	イ警戒区域の表示が適正であること。
	に係る多信号感知	コ器及び	グ複合	式感知:	器を除		ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。
		DD Ale 3.	-4-1	·	. // 		and the state of t
	感知器(遠隔試験	機能を	有する	目動り	火災報知設		ア確実に作動すること。
-14	備に限る。)	T			11: >	定の外部試験器により確認する。	イ 警戒区域の表示が適正であること。
発	信機	周	井	の	状 況		周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
		外			形		変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
		表			示		ア 押しボタン等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。
		L					イ 銘板等がはがれていないこと。
		押し	ボタ	ン及び	送受話器	押しボタン又は送受話器を操作し、確認	ア確実に作動すること。
						する。	イ 受信機の発信機灯及び区域の表示が適正であること。
							ウ 主音響装置及び地区音響装置が鳴動するか又は放送設備が正常に警報を発す
							ること。
		L					エー確認灯のあるものは、確認灯が点灯すること。
		表		示	灯	目視により確認する。	ア変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。
							イ 取付け面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m離れたところから容易
	com	L					に識別できること。
音	響装置	外			形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

取付状態		脱落、緩み等がなく	、音響効果を妨げる	るものがないこと。		
音 圧 等	他の機械等の音等がある部分に設けられたものは、感知器又は発信機を作動させて確認する。					
鳴	響装置の鳴動状況を確認する。	自動的に全館の地区音響装置が一斉に鳴動すること。 イ 区分鳴動の場合 地階を除く階数が5以上で延べ面積が3,000 ㎡を超える防火対象物に設けた地区音響装置は次に示す区分鳴動ができるとともに、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には自動的に全館一斉に鳴動報すること。ただし、全館に火災が発生した場所を音声により報知することができるものにあっては、この限りでない。 (ア) 出火階が2階以上の場合 出火階とその直上階 (イ) 出火階が1階の場合 出火階とその直上階及び地階 (ウ) 出火階が地階の場合 出火階とその直上階及びその他の地階 ※ 階段、傾斜路等に設置した感知器と連動して鳴動しないこと。 ウ 相互鳴動の場合 2以上の受信機が設けられている防火対象物の地区音響装置は、いずれの受信機からも鳴動できること。 エ 再鳴動の場合 再鳴動機能を有する地区音響装置は、機能が正常であること。				
蓄積機能(蓄積機能を有する自動火災報知設備のうち、 自動試験機能を有しないものに限る。)	(1) 第 11-2 表に掲げる警戒区域数に 応じそれぞれ定める個数の感知器を所 定の操作により作動させて確認する。 (2) 蓄積機能を有する中継器又は受信 機を用いる自動火災報知設備にあって は、蓄積時間内に発信機を作動させて	ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。 イ 蓄積時間内に発信機を作動させた場合、蓄積機能を自動的に解除し、火 示を行うこと。 ウ アナログ式のものは注意表示までの時間が適正であり、注意表示中に発 を作動させた場合火災表示を行うこと。 第11-2表				
	確認する。 (3) アナログ式のものにあっては、注意	警戒区域数		試験感知器個数		
	表示試験及び発信機を作動させて確認		熱感知器	煙感知器	炎感知器	
	する。	50 以下	1	1	1	
		51 以上	2	2	2	
二信号機能 (二信号機能を有する自動火災報知設備の うち、自動試験機能を有しないものに限る。)	任意の1回線で、加熱試験器又は加煙試験器等を用いて、感知器を作動させ、第 一信号及び第二信号による火災表示を確	ア 第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び警戒区域の表示の点灯が正常であること。 イ 第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表				

		認する。 また、第一信号及び第二信号にかかわら ず、発信機を操作した場合の火災表示を 確認する。	示装置の点灯が正常であること。 ウ 発信機を操作した場合、主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及 び地区表示装置の点灯が正常であること。
自動試験機能(自動試験機能を有する自動火災報知設備に限る。)	予備電源及び非常電源(内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。)受信機の注意表示(アナログ式の自動火災報知設備に限る。)受信機及び中継器の制御機能及び電路 感知器式の自動火災報知とによった無線式の自動火災報知と備のうち、無線によった場合を送受信する部分を除く。)	記録装置の記録等を確認する。	異常が記録又は保持表示されていないこと。 ※(7) 予備電源及び非常電源については、次の事項の記録を確認すること。 a 予備電源及び非常電源の容量 b 切替装置 c 結線接続 d ヒューズ、ブレーカー等の作動 (イ) 異常が表示されている場合は、対策を講じること。
無線機能(無線式の自	動火災報知設備に限る。)	所定の操作により確認する。	ア 無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機の通信状態が正常である こと。(イに掲げるものを除く。) イ 定期通信の状態保持機能により確認できるものにあっては、異常が記録又は 保持表示されていないこと。

3 総合点検

点	検	項	目	点 検	方	法	判	定	方	法
同	時	作	動	火災試験スイッチ	、回線選択スペ	イッチ又	受信機	(表示機等を含む。)が正常に作動し	、主音響装置及び地	他区音響装置の全部
				は火災表示試験機	能により、復旧	∃させる	又は当	該5回線に接続されている地区音響	装置が鳴動すること	• •
				ことなく任意の5	回線(5回線に	に満たな				
				いものは全回線)	の火災表示試験	を行い、				
				確認する。						
煙感知器、	煙複合式感知器	又は熱煙複合式感気	印器の感	所定の <mark>感度</mark> 試験器	により確認する	0 0	アス	ポット型の感度は所定の範囲内である	ること。	
度(自動詞	試験機能を有する	自動火災報知設備を	と 除く。)				※ (7)	警戒区域ごとに煙感知器を取り外	し、外観の清掃(な	らり払い等の簡単な
								外観の清掃)を行うこと。		
							(1)	感知器を取り外した場所は、未警	戒とならないように	こ、必ず代替えの感
								知器を取り付け、その旨を点検票に	記録しておくこと。	
							(ウ)	感度が正常なものは、再度取り付け	けること。	

地 区 音 響 装 置 の 音 圧	次の操作により確認する。 (1) 音響装置の取り付けられた位置の中心から前面 1 m離れた位置で騒音計(A特性)を使って測定する。 (2) ボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定する。 (3) 音圧は、簡易又は普通騒音計を用いてピーク値により測定する。	(エ) 取り付け後は、加煙試験器を用いて、作動の確認をすること。 ただし、感知器の設置場所から離れた位置(中継器又は受信機等)において 当該感知器の感度を確認することができる感度試験器を用いる場合は、上記(ア) から(エ)までによらず当該感知器の感度を確認することができる。 イ 分離型の感度は所定の範囲内であること。 ※(ア) 感知器に適合する減光フィルターを用いて作動及び不作動試験を行うこと。 (イ) 感知器の送光部及び受光部のレンズを清掃した場合、所定の方法により初期状態に戻すこと。 ア 音声により警報を発するもの以外のものの音圧は、90dB以上であること。 イ 音声により警報を発するものの音圧は、92dB以上であること。
総合作動(自動試験機能を有する自動火災報知設備を	受信機の常用電源の主開閉器又は分電盤	火災表示装置及び注意表示装置(アナログ式のものに限る。)が正常に点灯し、か
除く。)	等の専用開閉器を遮断し、任意の感知器 を加熱試験器等を用いて加熱等を行い、 確認する。	つ、音響装置の鳴動が適正であること。

第16 誘導灯及び誘導標識

機器点検

点 検 項	目	点 検 方 法	判 定 方 法 (留意事項は※で示す。)
誘導灯外箱及び	種 類	目視により確認する。	ア 避難口誘導灯
表示面			(7) 防火対象物の用途、設置場所により適正な機種の誘導灯が設置されていること。
			(イ) 機種等の組み合わせが適正になっていること。
			(ウ) 機種等により適正な距離が保たれていること。
			(エ) 方向を示す誘導灯にあっては、誘導方向に誤りがないこと。
			イ 通路誘導灯
			(7) 防火対象物の用途、設置場所により適正な機種の誘導灯が設置されていること。
			(4) 機種等の組み合わせが適正になっていること。
			(ウ) 機種等により適正な距離が保たれていること。
			(エ) 方向を示す誘導灯にあっては、誘導方向に誤りがないこと。
			ウ 客席通路誘導灯
			機種等により適正な距離が保たれていること。
	視認障害	目視により確認する。	ア 所定の位置に設置されていること。
	等		イ 誘導灯の周囲に間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないこ
	.1		と。
			ウ 誘導灯の周囲にこれとまぎらわしいもの又はこれをさえぎる灯火、広告物、掲示物
			等がないこと。
			エ 防火対象物の改装等により、設置位置が不適正になり、設置個数に不足を生じてい
			ないこと。
	外 形	目視により確認する。	ア変形、損傷、変色、脱落、著しい汚損等がないこと。
			イ 取付状態が適正であること。
			※ 表面の緑色が青色に、白色が茶色等に変色している場合は速やかにパネルを交換す
			వ _ం
		目視により確認する。	スイッチ等の名称、専用回路である旨の表示等に汚損、不鮮明な部分がないこと。
非常電源	外 形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。
(内蔵型			イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
	表 示	目視により確認する。	所定の電圧値及び容量の表示がされていること。
限る。)			
	機能	非常電源に切り替えて目視により確認する。	ア 不点灯、ちらつき等がないこと。
			イ 定格の時間、非常点灯するかを確認する。 (「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成
			11年消防庁告示第2号)に適合しているものとして、消防庁長官が登録する登録認定
			機関が行う認定の効力を有している誘導灯のうち、その蓄電池の製造年からJIS C
			8705に該当する蓄電池にあっては3年、国際電気標準会議規格61951-2に該当する蓄

			電池にあっては5年を超えていないものを除く。) ※(ア)ア及びイについて自動点検機能を有する誘導灯の場合は、次による。 a 個別制御方式のもの:非常点灯終了後における表示ランプの色等により判定すること。
			b 集中制御方式のもの:非常点灯終了後、制御装置の表示等により確認すること。 (イ) 定格の時間、非常点灯するかどうかの確認については、次の抜取方式により行う ことができる。ただし、集中制御方式のものを除く。 a 各階ごとに10%以下とならない範囲で、任意の誘導灯により行うこと。 b 点検のつど、同一器具についての繰返し点検ではなく、器具を順次変えて行う こと。
	光源	目視により確認する。	ア 汚損、著しい劣化、ちらつき、 <u>自動点検機能による表示ランプ等の異常表示</u> 等がなく、正常に点灯していること。 イ 誘導灯内の配線等により表示面に影が生じていないこと。
	点検スイッチ	目視及び所定の操作により確認する。	ア 変形、損傷、脱落等がないこと。 イ 常用電源を遮断したときに自動的に非常電源に切り替わり、即時点灯し、復旧時に 自動的に常用電源に切り替わること。
	ヒューズ類	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 回路図等に示された所定の種類及び容量のものが設けられていること。
	結 線 接 続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	信号装置等(外形 消灯機能、点	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、端子の緩み等がないこと。
	滅機能、誘導 結線 音機能、減光 接続 機能等を作動	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	させるための 機能 移報装置をい う。)	手動及び自動火災報知設備の感知器の作動等により確 認する。	ア 正常に点滅すること。 イ 正常な音声等が鳴動すること。 ウ 正常に点灯すること。 (消灯型又は減光型に限る。)
	制御装置(集 中制御方式の 自動点検機能 のものに限 る。)	目視により確認する。	「運転中」又は「監視中」の表示ランプが点灯していること。
誘導標識		目視により確認する。	変形、損傷、著しい汚損、脱落、はく離等がなく、識別が容易にできること。
D5 守际 哦	視認障害等		変が、損傷、者しい行損、配格、はく離寺がなく、敵所が各勿にくさること。 ア 所定の位置に設置されていること。 イ 誘導標識の周囲に間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていない こと。
			ウ 誘導標識の周囲には、これとまぎらわしいもの又はこれをさえぎる広告物、掲示物 等がないこと。
			エ 防火対象物の改装等により、設置位置が不適正になり、個数が不足していないこ と。

採 光 又 は 照 明	目視により確認する。	識別に十分な採光又は照明があること。
表示面の輝度(消防法	目視及び輝度計により確認する。	劣化による輝度の減衰がないこと。
施行規則(昭和36年自		
治省令第6号。以下		
「規則」という。)第		
28条の2第1項第3号		
ハ並びに第28条の3第		
4項第3号の2及び第		
10号に規定する蓄光式		
誘導標識、「誘導灯及		
び誘導標識の基準」		
(平成11年消防庁告示		
第2号。以下「第2号		
告示」という。)第5		
第3号(5)に規定する		
高輝度蓄光式誘導標識		
に限る。)		
設置場所の照度(規則	目視及び照度計により確認する。	設置場所において十分な照度を確保していること。
第28条の2第1項第3		
号ハ並びに第28条の3		
第4項第3号の2及び		
第10号に規定する蓄光		
式誘導標識、第2号告		
示第5第3号(5)に規		
定する高輝度蓄光式誘		
導標識に限る。)		
ヒューズ類(電気エネ	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。
ルギーにより光を発す		イ 回路図等に示された所定の種類及び容量のものが設けられていること。
る誘導標識に限る。)		
結線接続(電気エネル	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
ギーにより光を発する		
誘導標識に限る。)		
電源(電気工 外 形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。
ネルギーによ		イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
り光を発する表示		所定の電圧値及び容量の表示がされていること。
誘導標識のう機能	内蔵電源に切り替えて目視により確認する。	不点灯、ちらつき等がないこと。
ち、内蔵型の		
電源を有する		
ものに限		
る。)		

第31 共同住宅用自動火災報知設備の点検要領

- 1 一般的留意事項
 - (1) 住戸内の部分については、外観上の項目について居住者の自主点検をもって足りるものとすること。この場合において、次に掲げる事項が、居住者に対して周知徹底されている必要があること。
 - ア 外観上の点検を実施する義務
 - イ 外観上の点検項目
 - ウ 異常が発生している場合の措置
 - エ その他の留意事項
 - (2) 予備電源の容量が非常電源の容量を上回る場合は、当該予備電源を非常電源と読み替えることができる。
 - (3) 感知器作動試験は、蓄積機能を有する回線に接続されているものにあっては、当該蓄積機能を解除して行ってもよい。
- 2 機器点検(留意事項は※で示す。)

点	検 項	目	点	検	方	法	判定方法
予備電源及	外	Ŧ	 目視により確認	する。			ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。
び非常電源							イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
(内蔵型のもの							※ 使用期間の表記がある部品等に関しては、期限の確認をすること。
に限る。)	表	Ž.	₹ 目視により確認	する。			住棟受信機、共同住宅用受信機及び音声警報装置に表示されている種別、定格容量、
							定格電圧等が適正に表示されていること。
	7 1111	,		イッチ等	を操作し	、電圧計等によ	電圧計等の指示が規定値以上であること。
	(自動試験	幾能を有する。	より確認する。				※ 電圧計等の指示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が
	同住宅用自	動火災報知設例	前				考えられるので注意すること。
	を除く。)						
	^ ~	替 装 词		スイッチ	を遮断す	ること等により	常用電源を停電状態にしたとき、自動的に予備電源又は非常電源に切り替り、常用電
		幾能を有する。					源を復旧したとき自動的に常用電源に切り替ること。
		動火災報知設備	前				
	を除く。)						
	,, ,,		置 目視等により確	認する。			変形、損傷、著しい腐食、異常な発熱等がないこと。
		幾能を有する。					※ 充電回路で抵抗器が使用されているものにあっては、高温となる場合があるの
		動火災報知設例	前				で、発熱のみで判定するのではなく、変色等がないかどうかを確認すること。
	を除く。)						
		線 接 維		バー等に」	より 確認す	ける。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
		幾能を有する。					
		動火災報知設備	前				
	を除く。)						
住棟受信機	周囲	の状態	□ 目視により確認	する。			ア 防災センター等又は管理人室に設けられていること。ただし、管理人室に常時人
及び中継器							がいない場合は、火災表示を容易に確認できる場所に設けられていること。
							イ 使用上及び点検上必要な空間が確保されていること。
	外	Ŧ	彡 目視により確認	する。			変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表		ミ 目視により確認	する。			ア 検定合格証が貼付されていること。

		Abore May (17th and and 20) (1) as well
		イ 銘板等に規定の表示がなされていること。
		ウ 銘板等がはがれていなく、かつ、名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。
警戒区域の表示装置		汚損、不鮮明な部分等がないこと。
電 源 表 示 灯	目視により確認する。	ア変形、損傷等がないこと。
		イ 正常に点灯していること。
ス イ ッ チ 類	目視、ドライバー等及び開閉操作により確認す	ア 端子の緩み等がなく、発熱していないこと。
	る。	イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。
ヒューズ類	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。
		イ 回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。
★ 継 電 器	目視及び試験装置等により確認する。	ア 脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。
(自動試験機能を有するも		イ 確実に作動すること。
のを除く。)		
表 示 灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
通 話 装 置	送受話器の操作により確認する。	2以上の住棟受信機が設けられている場合には、明瞭に相互間の通話ができること。
★ 結 線 接 続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
(自動試験機能を有するも		
のを除く。)		
接地	目視及び回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
付 属 装 置	火災表示試験及び注意表示試験(アナログ式のも	ア 表示機等への火災信号又は火災情報信号(アナログ式のもので火災情報信号が移
	ので火災情報信号が移報されるものに限る。)を	報されるものに限る。)の移報が正常に行われること。
	行い、移報を確認する。	イ相互に機能障害がないこと。
	17. (IS INC. PARE)	※ 付属装置として、消火設備、非常放送設備、防排煙設備等があるので、点検時に
		は十分注意して行うこと。
★ 水 災 表 示 等	火災表示試験を行い確認する。	ア 火災灯、地区表示装置の点灯及び主音響装置の鳴動並びに自己保持機能が正常であ
(自動試験機能を有するも		ること。
のを除く。)	旧スイッチを操作して、次の回線に移行する。	イ 蓄積式受信機にあっては、前アによるほか、蓄積の測定時間は、受信機で設定され
-> C 2N \ 0	IBY 177 CINII O CC DOVERNMENT 1 7 00	た時間に5秒を加えた時間以内であること。
★ 注 音 表 示	注意表示試験を行い確認する。	注意灯及び地区表示装置の点灯並びに音声警報の鳴動が正常であること。
(アナログ式の共同住宅用自		正元/パククトローかん / 次と - × / ルバリ 正 O (- 日) 日 北 × / 川 知 / ル / 田 (の / の ⊂ C 0
動火災報知設備のうち、自	旧スイッチを操作して、次の回線に移行する。	
動試験機能を有しないもの		
に限る。)		
★ 回 路 導 通	□ 図とでは □ 図とでは □ 図とでは □ 図とでは □ 図とでは □ 図とでは ■ は ■ は ■ は ■ は ■ は ■ は ■ は ■	ア 試験用計器の指示値が所定の範囲内(文字板に色別してある範囲内)であるこ
(自動試験機能又は常時断		と。
線監視機能を有する共同住	「百~~なんの ひゃんぱんぱくの。 /	こ。 イ - 導通表示灯等によるものにあっては点灯等すること。
常品院機能を有りる共同性におります。		1 特通数が対 等によるものにあつ とは点対等すること。 ※ (7) 断線表示灯によるものは、断線時に点灯するので注意すること。
七川日 朝 八 火 牧 和 政 佣 を 除 く。)		(4) 自動断線監視方式は、回線を断線状態とし、機能の確認をすること。
\ \ .		11 日期内

	設 定 表 (アナログ 自動火災 る。)	`式の共	司住宅	用	所定の操作により確認する。	ア 設定表示温度等が表示温度等設定一覧図に示されているものと同じであること。 イ 表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。
	予備	品	1 4	等	目視により確認する。	ア ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書、警戒区域一覧図その他必要なものが備えてあること。 イ 表示温度等設定一覧図(アナログ式のものに限る。)及びシステムブロック図(自動試験機能を有するものに限る。)が備えてあること。
共同住宅用	周 囲	の	状	況	目視により確認する。	維持管理に支障がない場所であり、使用上及び点検上必要な空間が確保されていること。
	外		j	形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表		7	示	目視により確認する。	ア 検定合格証が貼付されていること。 イ 銘板等に規定の表示がなされていること。 ウ 銘板等がはがれていなく、かつ、名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。
	電源	表	示	灯	目視により確認する。	ア 変形、損傷等がないこと。 イ 正常に点灯していること。
	スイ	ツ	チ	類	目視及び開閉操作により確認する。	開閉位置及び開閉機能が正常であること。
	表	示	į	灯	目視により確認する。	正常に点灯すること。
	付 属	装		置	外部試験器又は火災表示試験等を行い確認する。	火災信号が正常に移報でき、かつ、相互に機能障害がないこと。
感 知 器	外		-	形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。
	警戒状況	未警	戒部	分		設置後の用途変更、間仕切変更等による未警戒の部分がないこと。
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	口区:	域 性		ア 感知区域の面積及び取付け面の高さに応じた感知器の種別及び個数が設置されていること。 イ 炎感知器の場合は、監視空間又は監視距離が適正であること。 設置場所に適応する感知器が設けられていること。
		適機機				取 直 物別に 胸心 り る 恐 和 辞 か 設 け りょし くい る こ と 。 ア
		15支 月		吉		/
						ウ 模様替え等により感知障害となる熱気流又は煙の流動を妨げるものがないこと。
						※ 炎感知器で道路の用に供する部分以外に設けられるものにあっては、壁によって
						区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さが1.2mまでの空間の各部分
						から当該感知器まで距離が公称監視距離の範囲内となるように設けてあること。
	☆熱	感	知	器	所定の加熱試験器又は外部試験器等により確認す	ア 確実に作動すること。
					る。	イ 警戒区域の表示が適正であること。
	☆煙	感	知	器	所定の加煙試験器又は外部試験器等により確認す	ア確実に作動すること。
					る。	イ 警戒区域の表示が適正であること。
						ウ 確認灯が正常に点灯すること。
						※ (ア) 加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。
ı						(イ) 加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。
	☆ 炎	感	kп	пп	所定の炎感知器用作動試験器又は外部試験器等に	

						より確認する。	イ 警戒区域の表示が適正であること。			
音声警報装置	外				形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。			
(補助音響装置		付	*	犬	態		脱落、緩み等がなく、警報効果を妨げるものがないこと。			
						他の機械等の音等がある部分に設けられたものは				
					•	感知器を作動させるか、外部試験器による試験又	イ シグナル及びメッセージが他の機械等の音等と区別して聞き取れること。			
						は火災表示試験を行うことにより確認する。				
						※ 住戸の音声警報装置(戸外表示器の音声警報				
						装置を除く。)が鳴動しないような措置を講じ				
						て実施することができる。				
	鳴	動	j.	5	式	感知器を作動させるか、又は外部試験器等を操作	警報範囲及びメッセージ内容が適正であること。			
						するか、火災表示試験を行うことにより鳴動方式				
						を確認する。				
						※ 住戸の音声警報装置(戸外表示器の音声警報				
						装置を除く。)が鳴動しないような措置を講じて				
	4	±	4616		Ah	実施することができる。	マー時行叩ぶが針しとしものよ巛主ニナベの吐明」が立てベナファし			
★		責 記住字田	機白動人	~〈〈〈 井口	能知到	第32-1表に掲げる警戒区域数に応じてそれぞれ定める個数の感知器を所定の操作により作動さ				
借りている。 一備のうち、自動記						化定める個数の感知器を別定の操作により作動させて確認する。	イーナナログ式の共向任宅用自動火火報和設備にあっては、任息表示までの時間が適 正であること。			
一端のプラ、自動。	八河火小文	形を有し	ノルV	. 80)			II. (∅) ∅ ⊂ C₀			
(a))							第32-1表			
							警戒区域 試験感知器個数			
							数熱感知器 煙感知器 炎感知器			
							50以下 1 1 1			
							51以上 2 2 2			
自動試験機能	マ. <i>I</i> #	信が正 17. ヶ	10-11-12-13	*/ 1 */15	(H	記録装置の記録等を確認する。	異常が記録又は保持表示されていないこと。			
日期武被版		电源及りに限る。		电你	(P)	記跡表直の記跡寺を確認りる。	英吊か記録又は保付表小されしいないこと。 ※ (ア) 予備電源及び非常電源については、次の事項の記録を確認すること。			
	,,,,	(三)成分。 頁受信機		: ۲۲۲ ما	丰 子		a 予備電源及び非常電源の容量			
		受信機の					b 切替装置			
		文に傚り					c 結線接続			
		報知設備			日到		d ヒューズ、ブレーカー等の作動			
		受信機			の制		(イ)異常が表示されている場合は、対策を講じること。			
		機能								
		22 記 知 器								
		吉 警 幹								
戸外表示器	外				形	目視及び所定の操作により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。			
	作	動	表	示	灯	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	点滅していることを識別できること。			
	通			示	灯		正常に点灯していること。			
		警報装		鳥動 丬			音声警報が明瞭に聞き取れること。			
<u> </u>										

関	係	者	等	^	の	報	知	装	置	所定の操作により作動させる。	福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者(所有者又は管理者をい
											う。)又は当該関係者に雇用されている者(当該福祉施設等で勤務している者に限
											る。)に、自動的に、かつ、有効に報知できること。

備考 ★印の点検は、自動試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備にあっては、異常が記録又は保持表示されていないことにより替えることができる。 ☆印の点検は、遠隔試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備にあっては、外部試験器等による試験で異常がないことにより替えることができる。

3 総合点検(留意事項は※で示す。)

	点	検	項	目		点	検	方	法	判 定 方 法
同	時	作	動	試	験	火災試験スイッチ				住棟受信機(表示機等を含む。)が正常に作動し、主音響装置及び当該5回線に接続
								-	ることなく任意の	されている音声警報装置が鳴動すること。
								いものは	全回線)の火災表	
						示試験を行い確認				
*		感 知			度	所定の <u>感度</u> 試験器	2		により確認す	煙感知器の感度は所定の範囲内にあること。
(目動	助試験機能	を有する	ものを勝	余く。)		る。				※(ア)警戒区域ごとに煙感知器を取り外し、外観の清掃(ちり払い等の簡単な外観
										の清掃)を行うこと。
										(イ) 感知器を取り外した場所は、未警戒とならないように、必ず代替えの感知器
										を取り付け、その旨を点検票に記録しておくこと。
										(ウ) 感度が正常なものは、再度取り付けること。 (エ) 取り付け後は、加煙計算と思いて、作動の確認なよれてこと。
										(エ) 取り付け後は、加煙試験器を用いて、作動の確認をすること。 ただし、感知器の設置場所から離れた位置(中継器又は受信機等)において当
										たんし、窓内部の最直場がから触れた位置(中枢部文は支信機等)において国 該感知器の感度を確認することができる感度試験器を用いる場合は、上記(ア)
										から(エ)までによらず当該感知器の感度を確認することができる。
音	声	擎	報	装	置	住棟受信機、共同	住字田彦	3.信機芸		ア 住戸、共用室又は管理人室の音圧は、70dB以上であること。
	一 力音響装置	_	11/4	24	旦	能を有する中継器	.,	411.024.1	- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	イ 戸外表示器の音声警報装置の音圧は、70dB以上であること。
(1111-5	77日日秋臣	. e p 0.) •> F/-	-		試験器等を接続し				ウ 住戸、共用室又は管理人室以外の音圧は、L級で92dB以上、M級で87dB
						する。		2 1/1/1/	D = C (= 0() PEPE.	以上、S級で84dB以上であること。
							の取りた	けけられた	た位置の中心から	• • •
						前面1m離れた	位置で駆	A音計 ()	A特性)を用いて	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
						測定する。				
						(2) ボックス等に	内蔵され	たものに	は、その状態で測	
						定する。				
						(3) 音圧は、普通	騒音計を	を用いて、	ピーク値により	
						測定する。				
						※ 住戸の音声警	報装置	(戸外表	示器の音声警報装	
						置を除く。)は	除くこと	ができる) _o	
*	総	合		作	動	住棟受信機の常用	電源を停	字電状態.	とし、任意の感知	火災表示装置、地区表示装置及び注意表示装置(アナログ式のものに限る。) が正常
(自重	助試験機能	を有する	ものを隊	余く。)			₩毎月レ	、て作動	することにより確	に点灯し、かつ、音声警報装置が適正に鳴動すること。
						認する。				

備考 ★印の点検は、自動試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備にあっては、異常が記録又は保持表示されていないことにより替えることができる。 ☆印の点検は、遠隔試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備にあっては、外部試験器等による試験で異常がないことにより替えることができる。

第32 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の点検要領

- 1 一般的留意事項
 - (1) 住戸内の部分については、外観上の項目について居住者の自主点検をもって足りるものとすること。この場合において、次に掲げる事項が、居住者に対して周知徹底されている必要があること。
 - ア 外観上の点検を実施する義務
 - イ 外観上の点検項目
 - ウ 異常が発生している場合の措置
 - エ その他の留意事項
 - (2) 予備電源の容量が非常電源の容量を上回る場合は、当該予備電源を非常電源と読み替えることができる。
 - (3) 感知器作動試験は、蓄積機能を有する回線に接続されているものにあっては、当該蓄積機能を解除して行ってもよい。
- 2 機器点検(留意事項は※で示す。)
 - (1) 住戸用自動火災報知設備

点	 検 [〕]	頁	目		点 検 方 法	判定方法
住戸用受信機	周 囲	O,) 状	況	目視により確認する。	維持管理に支障がない場所であり、使用上及び点検上必要な空間が確保されているこ
及び中継器						₹.
	外			形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表			示	目視により確認する。	ア 検定合格証が貼付されていること。
						イ 銘板等に規定の表示がなされていること。
						ウ 銘板等がはがれていなく、かつ、名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。
	電源	. 表	表示	灯	目視により確認する。	正常に点灯していること。
	スイ	ÿ	,チ	類	目視及び開閉操作により確認する。	開閉位置及び開閉機能が正常であること。
	表	刁	;	灯	スイッチ等の操作により確認する。	正常に点灯すること
	付	属	装	置	火災表示試験等により確認する。	火災信号が正常に移報でき、かつ、相互に機能障害がないこと。
感 知 器	外			形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。
	警戒状况	7	未警戒	部分		設置後の用途変更、間仕切変更等による未警戒の部分がないこと。
			感 知	区 域		ア 感知区域の面積及び取付け面の高さに応じた感知器の種別及び個数が設置されてい
						ること。
						イ 炎感知器の場合は、監視空間又は監視距離が適正であること。
		_	適応			設置場所に適応する感知器が設けられていること。
			機能	障 害		ア 塗装等がされていないこと。
						イ 炎感知器にあっては、機能障害を及ぼすおそれのある日光の入射等がないこと。
						ウ 模様替え等により感知障害となる熱気流又は煙の流動を妨げるものがないこと。
						※ 炎感知器で道路の用に供する部分以外に設けられるものにあっては、壁によっ
						て区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さが1.2mまでの空間の各部分
	ļ					から当該感知器まで距離が公称監視距離の範囲内となるように設けてあること。
	☆ 熱	l 厄	知	器	所定の加熱試験器又は外部試験器等により確認す	確実に作動すること。
					る。	

	☆	煙	感	知	器	所定の加煙試験器又は外部試験器等により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 確認灯が正常に点灯すること。 ※ (ア) 加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。 (イ) 加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。
	☆	炎	感	知	器	所定の炎感知器用作動試験器又は外部試験器等により確認する。	確実に作動すること。
音声警報装置及	外				形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
び音響装置(補	取	付		状	態	目視により確認する。	脱落、緩み等がなく、警報効果を妨げるものがないこと。
助音響装置を含む。)	音	声	警	報	等	感知器を作動させるか、又は外部試験器等を操作して確認する。※ 住戸の音声警報装置及び音響装置(戸外表示器の音声警報装置を除く。)が鳴動しないような措置を講じて実施することができる。	ア 音声警報装置及び音響装置が正常に作動すること。 イ シグナル及びメッセージが他の機械等の音等と区別して聞き取れること。
	鳴	動		方	式	感知器を作動させるか、又は外部試験器等を操作して確認する。※ 住戸の音声警報装置及び音響装置(戸外表示器の音声警報装置を除く。)が鳴動しないような措置を講じて実施することができる。	警報範囲及びメッセージ内容が適正であること。
★ 蓄 (蓄積機能を有す のうち、自動試験 る。)		戸用自		災報知		第32-1表に掲げる警戒区域数に応じてそれぞれ 定める個数の感知器を所定の操作により作動させて 確認する。	感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。 第32-1表 警戒区域 数 試験感知器個数 熱感知器 欠感知器 反感知器 50以下 1 1 1 51以上 2 2 2
戸外表示器	作 通 音声	電	表置の			目視及び所定の操作により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。 点滅していることを識別できること。 正常に点灯していること。 音声警報又は音響警報が明瞭に聞き取れること。
関係者等	^	の 幸	银 矢	事	置	所定の操作により作動させる。	福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者(所有者又は管理者をいう。) 又は当該関係者に雇用されている者(当該福祉施設等で勤務している者に限る。)に、 自動的に、かつ、有効に報知できること。

備考 ★印の点検は、自動試験機能を有する住戸用自動火災報知設備にあっては、異常が記録又は保持表示されていないことにより替えることができる。 ☆印の点検は、遠隔試験機能を有する住戸用自動火災報知設備にあっては、外部試験器等による試験で異常がないことにより替えることができる。

(2) 共同住宅用非常警報設備

点 検 項 目		点	検	方	法	判 定 方 法
非 常 電 源 外	形	目視により確認す	る。			ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。

(内蔵型のもの						イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
に限る。)	表			示	目視により確認する。	電圧及び容量の表示が適正であること。
	-	子	電	圧	非常電源試験スイッチ等を操作し、電圧計等により	電圧計等の指示が規定値以上であること。
					確認する。	※ 電圧計等の指示値が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が
						考えられるので注意すること。
	切	替	装	置	常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確	常用電源を停電状態にしたとき、自動的に予備電源又は非常電源に切り替り、常用電源
					認する。	を復電したとき自動的に常用電源に切り替ること。
	充	電	装	置	目視等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常な発熱等がないこと。
						※ 充電回路で抵抗器が使用されているものにあっては、高温となる場合があるので、
						発熱のみで判定するのではなく、変色等がないかどうかを確認すること。
		線	接		目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
非常ベル及び	起動装	置	周囲の)状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
自動式サイレン			外	形	目視により確認する。	変形、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
			表	示	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分がないこと。
			機	能	押しボタンの操作により確認する。	音響装置が正常に鳴動すること。
	操作部		外	形		変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	び複合	装	表	示	目視により確認する。	ア 「非常警報設備の基準を定める件」(昭和48年消防庁告示第6号)に定める基準
	置					に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機
						関の認定を受け、その表示が付されていること。
						イ スイッチの名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。
						ウ 銘板等がはがれていないこと。
			電源表	表示灯	目視により確認する。	ア変形、損傷等がないこと。
		ļ				イ 正常に点灯していること。
			スイッ	ノチ類	目視、ドライバー等及び開閉操作により確認する。	ア端子の緩みがなく、発熱していないこと。
						イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。
			ヒュー	- ズ類	目視により確認する。	ア損傷、溶断等がないこと。
		ŀ	如 母	÷ □□	目視及び試験装置等により確認する。	イ 回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。 ア 脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。
			祁丕 电	1	日祝及び武宗表直寺により惟説りる。	/ 脱格、端子の疲み、接点の発揮、はこりの的看等がないこと。 イ 確実に作動すること。
			事 =	÷ /r	目視及びスイッチ等の操作により確認する。	変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯すること。
				接続		断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
			接			著しい腐食、断線等がないこと。
				品等		ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
	音響装	罟		形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
					目視により確認する。	放う、 対象、 有しく 例及 中かなくこと。 脱落、 緩み等がなく、 警報効果を妨げるものがないこと。
	びサイ			¥報等	他の機械等の音等がある部分に設けられたものは起	
	ン)		日甘言	水寸	動装置の操作により確認する。	イ 他の機械等の音がある部分に設けられたものにあっては、音圧及び音色が他の機械
					21/2/1 1 1 − 2	等の音と区別して聞き取れること。
			鳴	動	起動装置の操作により、鳴動方式を確認する。	音響装置が一斉に鳴動すること。
	<u> </u>		****	-/-	The state of the s	

表	示	灯	目視により確認する。	ア 変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。
				イ 取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に請
				別できること。

3 総合点検(留意事項は※で示す。)

(1) 住戸用自動火災報知設備

(1) 11.				- 1		1.4	,	N. I.	The state of the s
点	検	項	目		点	検	方	法	判 定 方 法
★ ☆ 煙	感 郏	器	の感	度	所定の <mark>感度</mark> 試験器	\$		により確認 [、]	す 煙感知器の感度が所定の範囲内にあること。
(自動試験核	幾能を有す?	る住戸用	自動火災	報知	る。				※(ア)警戒区域ごとに煙感知器を取り外し、外観の清掃(ちり払い等の簡単な外観
設備を除く。)				i				の清掃)を行うこと。
					i				(イ) 感知器を取り外した場所は、未警戒とならないように、必ず代替えの感知器
					i				を取り付け、その旨を点検票に記録しておくこと。
					i				(ウ) 感度が正常なものは、再度取り付けること。
					i				(エ) 取り付け後は、加煙試験器を用いて、作動の確認をすること。
					i				ただし、感知器の設置場所から離れた位置(中継器又は受信機等)において当
					i				該感知器の感度を確認することができる感度試験器を用いる場合は、上記(ア)
					1				から(エ)までによらず当該感知器の感度を確認することができる。
音声警	報 装 置	及び	音 響 装	置	住戸用受信機若し	くは遠隔	扇試験機能	とを有する中継	器 音圧は、規定値以上であること。
(戸外表示器	号の音声警	報装置を	含む。) (の音	を直接操作するカ	又は所知	どの外部部	(験器等を接続	
圧					てこれを操作する	ことによ	り確認す	る。	
					(1) 音声警報装置	の取り作	けけられた	た位置の中心か	
					前面1m離れた	位置で駅	蚤音計 (A	4特性)を用い	
					測定する。				
					(2) ボックス等に	内蔵され	たものに	は、その状態で	
					定する。				
					(3) 音圧は、普通	騒音計を	を用いて、	ピーク値によ	
					測定する。		•		
					※ 住戸の音声警	報装置	(戸外表示	- 器の音響装置	\$
					除く。)は除く		0		
総	合	作		動	常用電源を停電状			以知器を所定の	式 火災表示装置が、正常に点灯し、かつ、音声警報又は音響警報の鳴動が正常であるこ
1,10	П	- ''		-774	験器等を用いて作		,_,_,		
					常電源を有するも			. hmhn. / 00 /	
					111-51W-5 L 1 .0 O	- 1 - 121.9	0 /		

備考 ★印の点検は、自動試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備にあっては、異常が記録又は保持表示されていないことにより替えることができる。 ☆印の点検は、遠隔試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備にあっては、外部試験器等による試験で異常がないことにより替えることができる。

(2) 共同住宅用非常警報設備

ベル、サイレン、スピーカーでボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定すること。

	点	検	邛	Į	目		点	検	方	法		判	定	方	法	
音	響	装	置	の	音	圧	音響装置の取り付 離れた位置で騒音				音響装置の音圧は、	90dBD	上であること	0		
総		合		作		動	常用電源を停電状ることにより確認で		任意の起	動装置を操作す	操作部の火災表示及	及び音響装置	量の鳴動が正常	常に行われる	ること。	

第33 特定小規模施設用自動火災報知設備

1 一般的留意事項

- (1) 特定小規模施設用自動火災報知設備の点検に先立って、他の設備(消火設備、放送設備、防排煙設備等)との連動回路を遮断し、点検終了後はこれらを復元すること。
- (2) 火災表示等の点検において、鳴動を確認した後に鳴動停止にする場合には、点検終了後はこれを復元すること。
- (3) 予備電源が非常電源の容量を上まわる場合は、非常電源に替えることができる。
- (4) 感知器の作動試験は、蓄積機能を有する回線に接続されているものは、当該蓄積機能を解除して行ってもよい。
- (5) 自動試験機能を有するものは、当該試験機能に係る項目については省略することができる。
- (6) 自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備には、構成するすべての感知器が連動型警報機能付感知器であって、かつ、自動試験機能等対応型感知器であるものも含む。

2 機器点検

点検	項目	点 検 方 法	判 定 方 法 (留 意 事 項 は ※ で 示 す 。)
予備電源及び非常電源	外形	目視により確認する。	ア変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。
(内蔵型のものに限り、			イ電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
電源に電池を用いてお			※ 使用期間の表記がある部品等に関しては、期限の確認をすること。
り、かつ、当該電池を非	表示		受信機に表示されている種別、定格容量、定格電圧等が適正に表示されているこ
常電源としている場合	111 / 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	7 # Z Y Z N E	Z-16-16-16-2011-16-01-1-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-1
 を除く。)	端子電圧(自動試験機能を	予備電源試験スイッチ等を操作し、電圧	電圧計等の指示が規定値以上であること。
	有する特定小規模施設用自	計等により確認する。	※ 電圧計等の指示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障
	動火災報知設備を除く。)		等が考えられるので注意すること。
	切替装置(自動試験機能を	常用電源回路のスイッチを遮断すること	常用電源を停電状態にしたとき、自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、
	有する特定小規模施設用自	等により確認する。	常用電源が復旧したとき自動的に常用電源に切り替わること。
	動火災報知設備を除く。)		
	充電装置(自動試験機能を	目視等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常な発熱等がないこと。
	有する特定小規模施設用自		※ 充電回路で抵抗器が使用されているものにあっては、高温となる場合がある
	動火災報知設備を除く。)		ので、発熱のみで判定するのではなく、変色等がないかどうかを確認すること。
	結線接続(自動試験機能を	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	有する特定小規模施設用自		
	動火災報知設備を除く。)		Walter and the second of the s
受信機及び中継器	周囲の状況	目視により確認する。	常時人がいる場所であり(中継器を除く。)、使用上及び点検上必要な空間が確保
			されていること。
	外形		変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表示		アー検定合格証が貼付されていること。
			イ 銘板等に規定の表示がなされていること。
			ウ 銘板等がはがれていなく、かつ、名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。
			エ 第33-1図の例に示すスイッチ等の銘板の表示が適正にされていること。

東波 区域 の 表 示 表 展				
 警戒区域の表示装置 (百) 日視及び計器等により確認する。 (五) イッチ類 目視、ドライバー等及び開閉操作によりでは、電圧計の指示値が所定の範囲内であること。 中電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。 中電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。 中間関位置及び開閉機能が正常であること。 中間の世間がないこと。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。 中間のというでは、電源表示灯が点が上でいること。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。 中間のというでは、電源表示灯が点が上でいること。 中間のといいでは、電源表示灯が点が上でいること。 中間のといいでは、電源表示灯が点が上でいること。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。 中間のと呼ばないまた。 イ 回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。 イ 企業に作動すること。 イ 企業に作動すること。 イ 企業に作動すること。 イ 企業に作動すること。				地区音響停止灯 主音響停止灯 地区音響一時停止スイッチ 主音響停止スイッチ 主音響停止スイッチ 一括蓄積解除灯 予備電源試験灯 火災信号遮断灯 火災試験スイッチ 火災試験スイッチ 火災試験スイッチ
 警戒区域の表示装置 (理) 目視及び計器等により確認する。 (理) 日視、ドライバー等及び開閉操作によりでは、電源表示灯が点灯していること。 中電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。 中電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。 中ではいないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。 中ではいないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。 中ではいないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。 中ではいないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。 中ではいないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。 中ではいないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。 中ではいないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。 中ではいないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。 中ではいないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。 中ではいないものにあっては、電源表示灯が高ること。 中間はではいないものにあっては、電源表示灯が高ること。 中間はではいないものにあっては、電源表示灯が高ること。 中の路の等にかないまと。 中の路の等によりでは、はいないないないは、はいないないないないないないないないないないないないない				第 33-1 図 P型 2 級受信機の例
イ 電圧計の指示値が所定の範囲内であること。 ウ 電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。 電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。 ス イ ッ チ 類 目視、ドライバー等及び開閉操作により	数	・		
確認する。			目視及び計器等により確認する。	ア 変形、損傷等がないこと。 イ 電圧計の指示値が所定の範囲内であること。
ヒューズ類 目視により確認する。 ア 損傷、溶断等がないこと。 継電器(自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。) 目視及び試験装置等により確認する。 ア 脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 表示灯スイッチ等の操作により確認する。 著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。 通話装置 送受話器の操作により確認する。 著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。 ア発信機等側の送受話器を操作して、受信機側を呼び出し明瞭に同時通話ができること。 イ 2以上の受信機が設けられている場合は、明瞭に相互間の通話ができること。 イ 2以上の受信機を接続する受信機は、2回線以上が同時に作動したとき、通話すべき発信機を任意に選択することができ、かつ、遮断された回線におけるT型発信機の話中音が流れること。 新線接続(自動試験機能を有する特定小規模施設用自	ス	ス イ ッ チ 類	1.0=	
継電器(自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。) 表	٤	ニューズ類		ア 損傷、溶断等がないこと。
通 話 装 置 送受話器の操作により確認する。 ア 発信機等側の送受話器を操作して、受信機側を呼び出し明瞭に同時通話ができること。 イ 2以上の受信機が設けられている場合は、明瞭に相互間の通話ができること。 ※ T型発信機を接続する受信機は、2回線以上が同時に作動したとき、通話すべき発信機を任意に選択することができ、かつ、遮断された回線におけるT型発信機の話中音が流れること。 結線接続(自動試験機能を有する特定小規模施設用自	t	つる特定小規模施設用自動	目視及び試験装置等により確認する。	ア 脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。
きること。	表	示 灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
有する特定小規模施設用自				きること。 イ 2以上の受信機が設けられている場合は、明瞭に相互間の通話ができること。 ※ T型発信機を接続する受信機は、2回線以上が同時に作動したとき、通話すべき発信機を任意に選択することができ、かつ、遮断された回線におけるT型発信機の話中音が流れること。
動火災報知設備を除く。)	有		目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
接地目視及び回路計により確認する。著しい腐食、断線等がないこと。	接	连 地	目視及び回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
附属 装 置 火災表示試験及び注意表示試験(アナロ ア 表示機等への火災信号又は火災情報信号(アナログ式のもので火災情報信号 グ式のもので火災情報信号が移報される。 が移報されるものに限る。)の移報が正常に行われること。	附	大	火災表示試験及び注意表示試験(アナロ グ式のもので火災情報信号が移報される	ア 表示機等への火災信号又は火災情報信号(アナログ式のもので火災情報信号 が移報されるものに限る。)の移報が正常に行われること。

			ものに限る。)を行い、移報を確認する。	イ 相互に機能障害がないこと。 ※ 附属装置として、消火設備、非常用放送設備、防排煙設備等があるので点検
				時には十分注意して行うこと。
	(自動試験 機能を有す る特定小規 模施設用自	積 式	火災表示試験を行い確認する。	ア 火災灯、地区表示装置の点灯及び主音響装置の鳴動並びに自己保持機能が正常であること。 イ 蓄積式受信機にあっては、前アによるほか、蓄積の測定時間は、受信機で設定された時間に5秒を加えた時間以内であること。 ウ 二信号式受信機にあっては、前アによるほか、次によること。
	動火災報知 設備を除 く。) 二	信号式		(7) 第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。 (4) 第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。
	7	の他		※(ア) 回線別に蓄積機能を有しているものは、回線別に点検する。 (イ) P型3級、GP型3級受信機及び二信号式受信機の第一信号による火災表示は、自己保持機能がないものもあるので注意すること。 (ウ) 1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。
	注意表示(アナロ 定小規模施設用自 知設備のうち、自 能を有しないもの	1動火災報 1動試験機	注意表示試験を行い確認する。	注意灯及び地区表示装置の点灯並びに音響装置の鳴動が正常であること。 ※ 1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。
	回路導通(無線式 規模施設用自動火 備のうち無線によ を送受信する部分 断線監視機能を有 小規模施設用自動 設備を除く。)	の特定小 《災報知設 、つて信号 入及び常時 『する特定	回路導通試験を行い確認する。(回路導通 試験装置のあるものに限る。)	ア 試験用計器の指示値が所定の範囲内(文字板に色別してある範囲内)であること。 イ 導通表示灯等によるものにあっては点灯等すること。 ※(7) 断線表示灯によるものは、断線時に点灯するので注意すること。 (4) 自動断線監視方式は、回線を断線状態とし、機能の確認をすること。
	設定表示温度等 式の特定小規模施 火災報知設備に限	西 設用自動	所定の操作により確認する。	ア 設定表示温度等が表示温度等設定一覧図に示されているものと同じであること。 イ 表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。
	感知器の作動等の 隔試験機能を有す 規模施設用自動火 備に限る。)	る特定小	所定の外部試験器により操作を行い、確認する。	感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。
	予 備 占	吊等	目視により確認する。	ア ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書及び警戒区域一覧図その他 必要なものが備えてあること。 イ 表示温度等設定一覧図 (アナログ式に限る。)、システムブロック図 (自動試験機能を有するものに限る。) が備えてあること。
感外		形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

知	警 戒 状 況	未	警	戒	部	分		設置後の用途変更、間仕切変更等による未警戒の部分がないこと。
器		感	知		区	域		ア 感知区域の面積及び取付け面の高さに応じた感知器の種別及び個数が設置さ
								れていること。
		/ 本		応		性		イ 炎感知器の場合は監視空間又は監視距離が適正であること。
		適		心		1生		設置場所に適応する感知器が設けられていること。 ※ 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供す
								る設備等に関する省令等によるほか、非火災報又は感知の遅れが発生するおそ
								れがある場所等の適応性については、「自動火災報知設備の感
								知器の設置に関する選択基準について」(平成3年12月6日付け消防予第24
					-1.			0号)を参考とすること。
		機	能		障	害		ア 塗装等がされていないこと。
								イ 炎感知器にあっては、機能障害を及ぼすおそれのある日光の入射等がないこと。
								- こ。 - ウ 模様換え等により感知障害となる熱気流又は煙の流動を妨げるものがないこ
								٤.
								※ 炎感知器は、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ
								1.2mまでの空間の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲
	熱感知器(自動		ポ		1	型	(1) 差動式、定温式(再用型)及び熱ア	内となるように設けてあること。 ア 確実に作動すること。
	然感知益(日期 試験機能又は遠		11/	ツ	Γ	空	(1) 左動式、た価式 (再用型) 及び熱力 ナログ式所定の加熱試験器により確認	*
	隔試験機能を有			する。	※(ア) 可燃性ガス等の滞留により引火のおそれがある場所及び高圧受変電室等			
	する特定小規模						(2) 定温式(非再用型)	の感電のおそれのある場所に設けられた感知器を点検するときは、差動ス
	施設用自動火災						警戒区域ごとに設置されている感知器	
	報知設備に係る						の数に応じて、 第 33-1 表 により抜き取	
	もの及び多信号 感知器の性能を						り、再用型の感知器の加熱試験に準じて確認する。	と交換すること。 (ウ) 非再用型感知器の抜き取りは、輪番で行い、図面又は点検票等に抜き取
	有するものを除						# 世中心 グージ 。	りを行った感知器の位置を明確にしておく。なお、抜き取りをしたものか
	< 。)							ら不良が発見された場合は、その不良個数分を抽出して実施すること。
								第 33-1 表 感知器の抜き取り数表
								感知器の設置個数 抜き取り数
								1以上10以下 1
								11 以上 50 以下 2
	煙感知器(自動	ス	ポ	ツ	1	型	所定の加煙試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。
	試験機能又は遠							イ 警戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。)。
	隔試験機能を有 する特定小規模							ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯すること。 ※(7) 加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。
	りる特定小規模 施設用自動火災							(イ) 加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。
	報知設備に係る							(1) WHYTE ANY MICHANIAN MANAGEMENT OF CO.

もの及び多信号 感知器の性能を 有するものを除 く。)		
炎感知器(自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。)	所定の炎感知器用作動試験器により確認 する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること (受信機が設けられる場合に限る。)。
多信号感知器及び複合式感知器(自動試験機能 又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用 自動火災報知設備に係るものを除く。)	熱感知器及び煙感知器の点検方法に準じ て行う。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること (受信機が設けられる場合に限る。)。
感知器(遠隔試験機能を有する特定小規模施設 用自動火災報知設備に係るものに限る。)	受信機若しくは中継器の直接操作又は所 定の外部試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること (受信機が設けられる場合に限る。)。
発信 機 周 囲 の 状 況 外 形 表 示	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。 ア 押しボタン等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ 銘板等がはがれていないこと。
	押しボタン又は送受話器を操作し、確認する。	ア 主音響装置及び地区音響装置が鳴動するか又は放送設備が正常に警報を発すること。 イ 確認灯のあるものは、確認灯が点灯すること。
表 示 灯	目視により確認する。	ア 変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。 イ 取付け面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m離れたところから容易 に識別できること。
音響装置 外 形 取付状態	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 脱落、緩み等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。
音 圧 等	他の機械等の音等がある部分に設けられ たものは、感知器又は発信機を作動させ て確認する。	ア 主音響装置及び地区音響装置が正常に鳴動すること。 イ 音圧、音色及び音声警報が他の機械等の音等と区別して聞き取れること。 ※ 放送設備の警報音が感知器と連動して作動するように設けられている場合 は、地区音響装置の省略の有無を確認すること。
鳴動	感知器又は発信機を作動させて、地区音 響装置の鳴動を確認する。	自動的に全館の地区音響装置が一斉に鳴動すること。
蓄積機能(蓄積機能を有する特定小規模施設用自動火 災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限 る。)	(1) 感知器の種別ごとに1個以上の感知器を所定の操作により作動させて確認する。(2) 蓄積機能を有する中継器又は受信機を用いる特定小規模施設用自動火災報知設備にあっては、蓄積時間内に発	ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。 イ 蓄積時間内に発信機を作動させた場合、蓄積機能を自動的に解除し、火災表示を行うこと。 ウ アナログ式のものは注意表示までの時間が適正であり、注意表示中に発信機を作動させた場合火災表示を行うこと。
	信機を作動させて確認する。 (3) アナログ式のものにあっては、注意 表示試験及び発信機を作動させて確認	

	する。	
 を有する特定小規模施設用自動試験機能を有しないもの 一番でではいる場合を用いており、かってでは、なり、からでは、なり、なり、など、表ででは、なり、など、表ででは、なり、が、災をでは、なり、が、災をでは、なり、が、災をでは、なり、が、災をでは、なり、が、災をでは、ないのでは、	する。 任意の1回線で、加熱試験器又は加煙試験器等を用いて、感知器を作動させ、第一信号及び第二信号による火災表示を確認する。 また、第一信号及び第二信号にかかわらず、発信機を操作した場合の火災表示を確認する。 記録装置の記録等を確認する。	ア 第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。 イ 第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。 ウ 発信機を操作した場合、主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。 異常が記録又は保持表示されていないこと。 ※(7) 予備電源及び非常電源については、次の事項の記録を確認すること。 a 予備電源及び非常電源の容量 b 切替装置 c 結線接続 d ヒューズ、ブレーカー等の作動 (イ) 異常が表示されている場合は、対策を講じること。
 ち、無線によって信号を送 受信する部分を除く。) 能付感知器により構成される 災報知設備のうち、受信機を	所定の操作により確認する。	すべての連動型警報機能付感知器が連動していること。
小規模施設用自動火災報知設	所定の操作により確認する。	ア 無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機の通信状態が正常であること。(イに掲げるものを除く。) イ 定期通信の状態保持機能により確認できるものにあっては、異常が記録又は保持表示されていないこと。

3 総合点検

点	検	項	目	点検	方	法	判	定	方	法
司	時	作	動	火災試験スイッチ、	、回線選択スイッ	ッチ又	受信機(表示機等を含む	p。)が正常に作動し、	主音響装置及び地区音響装置	の全部
				は火災表示試験機関	能により、復旧さ	させる	又は当該5回線に接続さ	なれている地区音響装	置が鳴動すること。	
				ことなく任意の51	回線 (5回線に温	歯たな				
				いものは全回線)の	の火災表示試験を	行い、				

	確認する。	
煙感知器、煙複合式感知器又は熱煙複合式感知器の感度(自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。)	所定の <u>感度</u> 試験器により確認する。	感度は所定の範囲内であること。 ※(7) 警戒区域ごとに煙感知器を取り外し、外観の清掃(ちり払い等の簡単な外観の清掃)を行うこと。 (イ) 感知器を取り外した場所は、未警戒とならないように、必ず代替えの感知器を取り付け、その旨を点検票に記録しておくこと。 (ウ) 感度が正常なものは、再度取り付けること。 (エ) 取り付け後は、加煙試験器を用いて、作動の確認をすること。 ただし、感知器の設置場所から離れた位置(中継器又は受信機等)において当該感知器の感度を確認することができる感度試験器を用いる場合は、上記(7)から(エ)までによらず当該感知器の感度を確認することができる。
地 区 音 響 装 置 の 音 圧	次の操作により確認する。 (1) 音響装置の取り付けられた位置の中心から前面 1 m離れた位置で騒音計(A特性)を使って測定する。 (2) ボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定する。 (3) 音圧は、簡易又は普通騒音計を用いてピーク値により測定する。	ア 音声により警報を発するもの以外のものの音圧は、90dB以上であること。 イ 音声により警報を発するものの音圧は、92dB以上であること。
総合作動(自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。)	受信機の常用電源を遮断し、任意の感知 器を加熱試験器等を用いて加熱等を行 い、確認する。	火災表示装置及び注意表示装置(アナログ式のものに限る。)が正常に点灯し、かつ、音響装置の鳴動が適正であること。

第35 複合型居住施設用自動火災報知設備の点検要領

1 一般的留意事項

- (1) 複合型居住施設用自動火災報知設備の点検に先立って、他の設備(消火設備、放送設備、防排煙設備等)との連動回路を遮断し、点検終了後はこれらを復元すること。
- (2) 火災表示等の点検において、鳴動を確認した後に鳴動停止にする場合には、点検終了後はこれは復元すること。
- (3) 予備電源が非常電源の容量を上まわる場合は、非常電源に替えることができる。
- (4) 感知器の作動試験は、蓄積機能を有する回線に接続されているものは、当該蓄積機能を解除して行ってもよい。
- (5) 自動試験機能を有するものは、当該試験機能に係る項目については記録装置の記録により確認する。 ただし、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号。以下「特定小規模省令」という。)第2条第2号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備(以下「特定小規模自火報」という。)を同令第3条第2項及び第3項の例により設置する場合で、当該設備が自動試験機能を有するものである場合は、当該試験機能に係る項目について省略することができる。
- (6) 自動試験機能を有するものには、構成するすべての感知器が連動型警報機能付感知器であって、かつ、自動試験機能等対応型感知器であるものも含む。

2 機器点検

点	強 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法
予備電源及び非	外形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。
常電源(内蔵型			イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
のものに限り、			※ 使用期間の表記がある部品等に関しては、期限の確認をすること。
電源に電池を用	表示	目視により確認する。	受信機に表示されている種別、定格容量、定格電圧等が適正に表示されていること。
いており、か	端 子 電 圧	予備電源試験スイッチ等を操作し、電圧計等により	電圧計等の指示が規定値以上であること。
つ、当該電池を	(自動試験機能を有する	確認する。	※ 電圧計等の指示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が考えら
非常電源として	ものを除く。)		れるので注意すること。
いる場合を除してい	切 替 装 置	常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確	常用電源を停電状態にしたとき、自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源が
<。)	(自動試験機能を有する	認する。	復旧したとき自動的に常用電源に切り替わること。
	ものを除く。)		
	充 電 装 置	目視等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常な発熱等がないこと。
	(自動試験機能を有する		※ 充電回路で抵抗器が使用されているものにあっては、高温となる場合があるので、発熱
	ものを除く。)		のみで判定するのではなく、変色等がないかどうかを確認すること。
	結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	(自動試験機能を有する		
五 15 166 刀 78	ものを除く。)		巻は 1 2 2 7 月 ずべれ 10 (中郷田 4 『ヘノー) -
受信機及び 中 継 器	周囲の状況	目視により確認する。	常時人がいる場所であり(中継器を除く。)、使用上及び点検上必要な空間が確保されていること。
中継器	外形	ロカリェト N 74字取よって	
	7.1	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表示	目視により確認する。	アー検定合格証が貼付されていること。
			イ 銘板等に規定の表示がなされていること。
			ウ 銘板等がはがれていなく、かつ、名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。
			エ 第34-1 図の例に示すスイッチ等の銘板の表示が適正にされていること。

		・
数录员还办事二件图	口 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第34-1図 P型1級受信機の例
警戒区域の表示装置 電 圧 計	目視により確認する。 目視及び計器等により確認する。	汚損、不鮮明な部分等がないこと。ア変形、損傷等がないこと。イ電圧計の指示値が所定の範囲内であること。ウ電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
ス イ ッ チ 類	目視、ドライバー等及び開閉操作により確認する。	ア 端子の緩み等がなく、発熱していないこと。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。
ヒューズ類	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。
継 電 器 (自動試験機能を有する ものを除く。)	目視及び試験装置等により確認する。	ア 脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ 確実に作動すること。
表 示 灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
通話装置	送受話器の操作により確認する。	ア 発信機等側の送受話器を操作して、受信機側を呼び出し明瞭に同時通話ができること。 イ 2以上の受信機が設けられている場合は、明瞭に相互間の通話ができるこ と。 ※ T型発信機を接続する受信機は、2回線以上が同時に作動したとき、通話すべき発信機 を任意に選択することができ、かつ、遮断された回線におけるT型発信機の話中音が流れ ること。
結 線 接 続 (自動試験機能を有する ものを除く。)	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
接地	目視及び回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。

ß	附 属	装置	火災表示試験及び注意表示試験 (アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。) を行い、移報を確認する。	ア 表示機等への火災信号又は火災情報信号(アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。)の移報が正常に行われること。 イ 相互に機能障害がないこと。 ※ 附属装置として、消火設備、非常用放送設備、防排煙設備等があるので点検時には十分注意して行うこと。
श्री विकास	火災表示 等(自動 詳験機能 を有する ・ をもの。)	蓄 積 式 アナログ式 二 信 号 式 そ の 他		ア 火災灯、地区表示装置の点灯及び主音響装置の鳴動並びに自己保持機能が正常であること。 イ 蓄積式受信機にあっては、前1によるほか、蓄積の測定時間は、受信機で設定された時間に5秒を加えた時間以内であること。 ウ 二信号式受信機にあっては、前1によるほか、次によること。 (ア) 第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。 (イ) 第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。 ※(ア) 回線別に蓄積機能を有しているものは、回線別に点検する。 (イ) P型3級、GP型3級受信機及び二信号式受信機の第一信号による火災表示は、自己保持機能がないものもあるので注意すること。 (ウ) 1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。
(たのもののう 験機能を有し	注意表示試験を行い確認する。	注意灯及び地区表示装置の点灯並びに音響装置の鳴動が正常であること。 ※ 1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。
治	回 路 (無線式ので 線によって する部分及で	,	のあるものに限る。)	ア 試験用計器の指示値が所定の範囲内(文字板に色別してある範囲内)であること。 イ 導通表示灯等によるものにあっては点灯等すること。 ※(ア)断線表示灯によるものは、断線時に点灯するので注意すること。 (イ)自動断線監視方式は、回線を断線状態とし、機能の確認をすること。
Ī	設定表	示 温 度 等 式のものに限		ア 設定表示温度等が表示温度等設定一覧図に示されているものと同じであること。 イ 表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。
		:動等の表示 幾能を有する)	所定の外部試験器により操作を行い、確認する。	感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。
=	予 備	品 等	目視により確認する。	ア ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書及び警戒区域一覧図その他必要なもの

							が備えてあること。
							イ 表示温度等設定一覧図(アナログ式に限る。)、システムブロック図(自動試験機能を
							有するものに限る。)が備えてあること。
感	咸 外					目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。
	警戒状涉	未	警戒	え 部	分	1	設置後の用途変更、間仕切変更等による未警戒の部分がないこと。
知		感	知	区	域		ア 感知区域の面積及び取付け面の高さに応じた感知器の種別及び個数が設置されているこ
器							と。
							イ 炎感知器の場合は監視空間又は監視距離が適正であること。
		適	応	5	性		設置場所に適応する感知器が設けられていること。
							※ 規則及び特定小規模省令等によるほか、非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがあ
							る場所等の適応性については、「自動火災報知設備の感知器の設置に関する選択基準につ
							いて」(平成3年12月6日付け消防予第240号)を参考とすること。
		機	能	障	害		ア・塗装等がされていないこと。
							イ 光電式分離型感知器にあっては、受光部に機能障害を及ぼすおそれのある日光の入射等
							がないこと。
							ウ 炎感知器にあっては、機能障害を及ぼすおそれのある日光の入射等がないこと。
							エ 模様換え等により感知障害となる熱気流又は煙の流動を妨げるものがないこと。
							※(ア) 炎感知器で道路の用に供される部分以外に設けられるものにあっては、壁によって
							区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ 1.2mまでの空間の各部分から当該
							感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けてあること。
							(イ) 炎感知器で道路の用に供される部分に設けられるものにあっては、道路面(監視
							員通路が設けられている場合にあっては、当該通路面)からの高さ 1.0m以上 1.5m
							以下の部分に設けてあること。

熱(機隔をの信のす除感自能試有並号性るく知試は機るに知をのののである。

- スポット型 (1) 差動式、定温式 (再用型) 及び熱アナログ式 ア 確実に作動すること。 所定の加熱試験器により確認する。
 - (2) 定温式(非再用型)

警戒区域ごとに設置されている感知器の数に応 じて、**第 34-1表**により抜き取り、再用型の感 知器の加熱試験に準じて確認する。

- イ 警戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。)。
- ※(ア) 可燃性ガス等の滞留により引火のおそれがある場所及び高圧受変電室等の感電のお それのある場所に設けられた感知器を点検するときは、差動スポット試験器又は回路 試験用押しボタン等の試験器により行うこと。
 - (イ) 非再用型感知器は、一度試験を行うと再度使用できないので試験後は新品と交換 すること。
 - (ウ) 非再用型感知器の抜き取りは、輪番で行い、図面又は点検表等に抜き取りを行っ た感知器の位置を明確にしておく。なお、抜き取りをしたものから不良が発見され た場合は、その不良個数分を抽出して実施すること。

第34-1表 感知器の抜き取り数表

感知器の設置個数	抜き取り数
1以上10以下	1
11 以上 50 以下	2
51 以上 100 以下	4
101以上	7

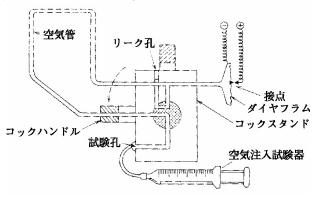
- 分 布 型 | 空 気 管 式 | (1) 火災作動試験 (空気注入試験)

次により感知器の作動空気圧(空気膨張圧力) に相当する空気量を、空気注入試験器(5cc 用、以下「テストポンプ」という。)によって注 入し、確認する。

- ① 検出部の試験孔にテストポンプを接続し、試 験コック等を作動試験位置に合わせる。
- ② 検出部に表示されている空気量を空気管に注 入する。
- ③ 空気を注入してから作動するまでの時間を測 定する。
- (2) 作動継続試験

火災作動試験により、感知器が作動したときか ら、復旧するまでの時間を測定し、確認する。

- ア確実に作動すること。
- イ 作動時間及び作動継続時間は、検出部に貼付されている諸元表による範囲内の値である こと。
- ウ 警戒区域の表示が適正であること。



第34-2図 差動式分布型感知器(空気管式)の火災作動試験の例

		知	及導	央電でする でする 線	热半	(1) 火災作動試験 次により感知器の作動電圧に相当する電圧を所 定の試験器により検出部に印加し、確認する。 ① 試験器のスイッチを作動試験側に入れ、検出 部に接続する。 ② ダイヤルを操作し、検出部に徐々に電圧を加 え、作動したときの作動電圧値を測定する。 (2) 回路合成抵抗試験 試験器により、試験できるものは、プラグを検 出部に挿入して所定の操作を行う。その他のもの は、熱電対回路を検出部端子から切り離し、確認 する。 (1) 感知器の末端に設けた回路試験器を操作し、	 ※(ア) 注入する空気量は、感知器の感度種別又は空気管長により異なるので所定量以上の空気を注入するとダイヤフラムに損傷を与えるおそれがあるので注意すること。 (イ) 注入した空気がリーク孔を通過しない構造のものにあっては、所定の空気量を注入した直後すみやかに試験コック等を定位置に復帰させること。 (ウ) 不作動又は測定した時間が所定の範囲外の場合若しくは前回の点検時の測定値と大幅に異なる場合は、空気管とコックスタンドの接合部の締付けが確実かどうかを確認のうえ、流通試験及び接点水高試験を行い確認すること。 ア 確実に作動すること。 イ 作動したときの電圧が各検出部に表示されている値の範囲内であること。 ウ 回路合成抵抗値が各検出部に表示されている値以下であること。 ※ 熱半導体式にあっては、感熱部の取付け面の高さが8m未満のものは、差動式スポット型感知器の加熱試験に準じて試験を行うことができること。 ア 確実に作動すること。
						確認する。 (2) 感知器回路の配線と感知線の合成抵抗値を次により確認する。 ① 受信機の外線をはずし、測定する回路の末端を短絡する。 ② 回路中の終端抵抗等が挿入されているものは、終端抵抗等を短絡する。 ③ 感知器回路の配線と感知線の合成抵抗値を回路計で測定する。	イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 回路合成抵抗値が感知器に明示されている値以下であること。
煙感知器		ポ	ツ	1	型	所定の加煙試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。
(自動試験 機能又は遠 隔試験機能 を有するも の並びに多	分		離		型	所定の減光フィルターにより確認する。	イ 警戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。)。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯すること。 ※(ア) 加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。 (イ) 加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。

)	至				
	(自動するも	中器 助試験 っの及		は遠隔試験機能で 号感知器の性能で)		所定の炎感知器用作動試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。)。
		幾能又	は遠隔	ド複合式感知器(扇試験機能を有す		熱感知器及び煙感知器の点検方法に準じて行う。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。)。
	感 (遠隔	試験	機能を	知 有するものに限	器 る。)	受信機もしくは中継器の直接操作又は所定の外部試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。)。
発	信	機		囲の状	況		周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
			表		形 示	目視により確認する。 目視により確認する。	変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。 ア 押しボタン等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ 銘板等がはがれていないこと。
			押し	ボタン及び送受	話器	押しボタン又は送受話器を操作し、確認する。	ア 主音響装置及び地区音響装置が鳴動するか又は放送設備が正常に警報を発すること。 イ 確認灯のあるものは、確認灯が点灯すること。
			表	示	灯	目視により確認する。	ア 変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。 イ 取付け面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m離れたところから容易に識別できること。
音	響装	置	外		形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
			取	付 状	態	目視により確認する。	脱落、緩み等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。
			音	圧	等	他の機械等の音等がある部分に設けられたものは、感知器又は発信機を作動させて確認する。	ア 主音響装置及び地区音響装置が正常に鳴動すること。 イ 音圧、音色及び音声警報が他の機械等の音等と区別して聞き取れること。 ※ 放送設備の警報音が感知器と連動して作動するように設けられている場合は、地区音響 装置の省略の有無を確認すること。
			鳴		動	感知器又は発信機を作動させて、地区音響装置の鳴動方式を確認する。	ア 一斉鳴動の場合 自動的に全館の地区音響装置が一斉に鳴動すること。 イ 相互鳴動の場合 2以上の受信機が設けられている防火対象物の地区音響装置は、いずれの受信機から も鳴動できること。 ウ 再鳴動の場合 再鳴動機能を有する地区音響装置は、機能が正常であること。

蓄 積 機 能 (蓄積機能を有するもののうち、自動試験機 能を有しないものに限る。)	(1) 第34-2表に掲げる警戒区域数に応じそれぞれ定める個数の感知器を所定の操作により作動させて確認する。(2) 蓄積機能を有する中継器又は受信機を用いるものにあっては、蓄積時間内に発信機を作動させて確認する。(3) アナログ式のものにあっては、注意表示試験及び発信機を作動させて確認する。	ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。 イ 蓄積時間内に発信機を作動させた場合、蓄積機能を自動的に解除し、火災表示を行うこと。 ウ アナログ式のものは注意表示までの時間が適正であり、注意表示中に発信機を作動させた場合火災表示を行うこと。 第34-2表				
			警戒区域数		試験感知器個数	
			音成区域级	熱感知器	煙感知器	炎感知器
			50 以下	1	1	1
			51 以上	2	2	2
二 信 号 機 能 (二信号機能を有するもののうち、自動試験機能を有しないものに限る。)	いて、感知器を作動させ、第一信号及び第二信号による火災表示を確認する。また、第一信号及び第二信号にかかわらず、発信機を操作した場合の火災表示を確認する。 記録装置の記録等を確認する。		と。 第二信号により主 が正常であること。 発信機を操作した 置の点灯が正常で が記録又は保持表 ア) 予備電源及び する 予備電源及び非 も 切替装置 c 結線接続 d ヒューズ、ブレ	音響装置及び地区音響場合、主音響装置及びあること。 示されていないこと。 非常電源については、 常電源の容量	装置の鳴動並びに火災 地区音響装置の鳴動立 次の事項の記録を確	宗装置の点灯が正常である 受灯及び地区表示装置の点 並びに火災灯及び地区表示 認すること。
連 動 機 能 (連動型警報機能付感知器により構成される 特定小規模自火報のうち、受信機を設けない	所定の操作により確認する。	すべ	ての連動型警報機能	だ付感知器が連動して	いること。	

ものに限る。)		
無線機能(無線式のものに限る。)	所定の操作により確認する。	ア 無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機の通信状態が正常であること。(イ に掲げるものを除く。) イ 定期通信の状態保持機能により確認できるものにあっては、異常が記録又は保持表示さ れていないこと。

3 総合点検

	点 検	項	目	点	検	方	法	判 定 方 法
同	時	作	動	火災試験スイッチ、	回線選	択スイッ	ッチ又は火災表示	受信機(表示機等を含む。)が正常に作動し、主音響装置及び地区音響装置の全部又は当
				試験機能により、行	复旧させ	ることな	よく任意の 5 回線	該5回線に接続されている地区音響装置が鳴動すること。
				(5回線に満たない	ハものは	(全回線)	の火災表示試験	
				を行い、確認する。				
, — —	於知器、煙			所定の感度試験器は	こより確認	認する。		アースポット型の感度は所定の範囲内であること。
	熱煙複合							※(ア) 警戒区域ごとに煙感知器を取り外し、外観の清掃(ちり払い等の簡単な外観の清
(自重	助試験機能を有す	るものを除	<<。)					掃)を行うこと。
								(イ) 感知器を取り外した場所は、未警戒とならないように、必ず代替えの感知器を取
								り付け、その旨を点検票に記録しておくこと。
								(ウ) 感度が正常なものは、再度取り付けること。
								(エ) 取り付け後は、加煙試験器を用いて、作動の確認をすること。
								ただし、感知器の設置場所から離れた位置(中継器又は受信機等)において当該感知
								器の感度を確認することができる感度試験器を用いる場合は、上記(ア)から(エ)ま
								でによらず当該感知器の感度を確認することができる。
								イ 分離型の感度は所定の範囲内であること。 ※(ア) 感知器に適合する減光フィルターを用いて作動及び不作動試験を行うこと。
								(イ) 感知器に適合する極元ノイルターを用いて作動及の下作動和練を行うこと。 (イ) 感知器の送光部及び受光部のレンズを清掃した場合、所定の方法により初期状態
								(イ) 燃料器の送光部及り受光部のレンスを情報した場合、別定の対伝により初期状態 に戻すこと。
地	区 音 響	表 置 (の音圧	次の操作により確認	タナス			ア 音声により警報を発するもの以外のものの音圧は、90dB以上であること。
76		衣 臣	// H /L	(1) 音響装置の取り	•	わた位置	星の中心から前面	イ 音声により警報を発するものの音圧は、92dB以上であること。
					–		生) を使って測定	THE HIMES I SHEEL IN SUPPLIES CONSIDERS
				する。		(1111	E) EIC > CIXIAC	
				(2) ボックス等に	内蔵され	たものに	1. その状態で測	
				定する。	3/1 5 4 C 11 0	.,		
				(3) 音圧は、簡易	又は普诵	騒音計を	と用いてピーク値	
				により測定する。				
総	合	作	動	受信機の常用電源	を遮断し	、任意の	の感知器を加熱試	火災表示装置及び注意表示装置(アナログ式のものに限る。)が正常に点灯し、かつ、音
(自重	加試験機能を有す	るものを除	₹ <。)	験器等を用いて加索				響装置の鳴動が適正であること。